

ノ品。御食事ノ獻立ハ御附宮内官ヨリ舍主ニ御指示相成ルヤ舍主ニテ作製シ御指示ヲ受クルモノナルヤ。特ニ御嫌ヒノ品。御野立所ニ於テコーヒー、紅茶ヲ召上リニナルヤ伺ヒタシ。牛乳一日ノ御召量伺ヒタシ。

四、御寢用具其ノ他ノコト 御寢用ノモノハ何レノ程度迄御持參アルヤ。御寢卷、襪衣、敷布、御枕等ノ類。御寢卷、襪衣等御持參ナシトセハ御寸法伺ヒタシ。御帶在中ノ御用命ノ醫師、鍼灸、按摩、理髮師ヲ選定シ置クノ要アリヤ伺ヒタシ。洗面所ハ廊下ノ戸外ニテ差支ナキヤ特ニ用意スヘキ點伺ヒタシ。御風呂場ノ設備ニ付注意ノ點伺ヒタシ。御廁ニ付注意ヲ要スル點承リタシ。

五、御給仕役ノコト 御給仕役ニハ御宿舍主婦又ハ息女ヲ主トシテ或ハ親戚ノ息女ヲシテ爲サシメタキモ如何御伺ヒタシ。

第三節 係員配屬及係員心得

十月十八日縣皇族御接待係長より、演皇第一三五號を以て、御宿舍に派遣すべき吏員に關する件の照會あり、依て本市より派遣すべき吏員を決定し、同月二十日之に回答すると共に、群馬縣制定に係る皇族御接待係員心得事項を準用し、「皇族御宿舍係員心得」を定め、各委員に知悉せしめたり。而して本市内に御宿泊の皇族各宮殿下は御五方にして、其の御宿舍に於ける係員配屬表、及「皇族御宿舍係員心得」左の如し。

六、其ノ他ノコト 御隨員室ノ設備其ノ他ニ付御希望伺ヒタシ。御宿舍ニハ專屬委員、御警衛係員御附添申上クルコトナルヘキモ之ニ對スル御希望伺ヒタシ。尙毎日ノ御行動ハ可成前夜ニ委員ニ御示達ヲ願ヒタキコト。御給仕人ノ作法ニ付心得ヘキ點伺ヒタシ。

御宿舍家族ト記念御寫眞ヲ撮影願ハルルヤ。拜謁ノ程度(範圍)伺ヒタシ。名刺ノ様式等。舍主ヨリ獻上品ハ差支ナキヤ又差支ヘナシトセハ其ノ時期ニ付伺ヒタシ。給仕人ノ氏名ヲ申上ケ置クコト。洗濯屋ノコト。庭下駄ノコト。外國武官ノ内、滿支人ハ伺候簿ノ何レノニ記載スヘキヤ。御風呂ノ大タオル必要ナキヤ。提燈ノ模様ハ舍主ノ紋付ニテ支障ナキヤ。香水石鹼ノ種類。其ノ他注意ヲ要スヘキ點伺ヒタシ。

皇族各宮殿下御宿舍係員配屬表

宿 泊 者	番 號	町 名	舍 主 氏 名	電 話 番 號	專 屬 係 員
秩父宮雅仁親王殿下 陸軍歩兵中佐 小林淺三郎 宮内 屬 手	三九	前橋市南曲輪町一九	吳服商 手塚鎌五郎	一、四二六	(縣)健康保險視察員 協 (縣)健康保險視察員 英 (市)書記 庭 英 (市)書記 樋口 政治
閑院宮載仁親王殿下 陸軍騎兵大佐 泉名 日笠 陸軍騎兵大尉 日笠 賢英 宮内 屬 手	五五	前橋市曲輪町	群馬會館	一、七〇二	(縣)屬 森 浩 (縣)健康保險視察員 井 幸次郎 (市)書記 井 幸次郎 (市)書記 石井 作郎
閑院宮春仁王殿下 陸軍騎兵中佐 秋山 秀 運 轉 手	二一三	前橋市榮町五二	建築請負業 佐藤榮太郎	一、〇四三	(縣)屬 岡本 賢郎 (市)書記 上羽 鑑一郎
賀陽宮恒憲王殿下 陸軍騎兵中佐 藤淵 鏡一 宮内 屬 手	一七	前橋市紅雲町九三	醫 師 桑原 政榮	六一〇接線	(縣)屬 大塚 頼司 (市)書記 中 嶋 謙
李 王 殿 下 陸軍歩兵中佐 許村久藏 陸軍歩兵少佐 金村 仁 陸軍歩兵少佐 金 旭 李 王 職 屬	一一	前橋市田中町五七	會社重役 岩崎 吉	四七	(縣)屬 澤 辰 雄 (市)書記 室 賀 進



皇族御宿舍係員心得

- 一、御宿舍係員ハ御宿舍ニ專屬シ御宿舍ノ設備、奉送迎、御接件ニ關スル事務ヲ掌ルモノトス
- 二、係員ハ宮家及宿舍主トノ連絡ヲ計リ細部ニ互リテハ別ニ定ムル宿舍主心得ニ依リ舍主ノ相談ニ預ルコト
- 三、御著發ノ場合ハ庶務係ト連絡ヲ保チ驛頭ニ奉送迎ヲ爲シ御荷物ノ運搬等ニ注意スルコト
- 四、御宿舍御出入ノ際ハ其ノ都度表支關ニテ奉送迎スルコト
- 五、御出入ノ時刻、場所ハ豫メ宮内事務官竝御附武官等ヨリ承リ庶務係ニ通報スルコト
- 六、御出先ヲ承リタルトキハ其ノ旨電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ先方ニ通報シ御歸舍ノ通知方ヲ確實ニ依頼スルコト
- 七、御出向又ハ御歸舍ノ際ハ勿論御動靜ハ逐一庶務係ニ通報スルコト
- 八、御不在中ハ御附武官ノ指圖ヲ受ケ御室其ノ他ノ掃除ヲ爲サシメ御歸舍ノ準備ヲ爲サシムルコト
- 九、伺候者名簿ヲ備付ケ伺候者自ラ署名セシメ特ニ他事ヲ記入セシメサル様注意シ御歸舍後御附武官ニ傳達スルコト
- 一〇、通話件名簿ヲ備付ケ發受通話ハ其ノ都度件名簿ニ記載スルコト
- 二、御宿泊日誌ヲ備付ケ御動靜、伺候者氏名其ノ他ヲ記載スルコト

第四節 皇族各宮殿下奉送迎

1. 準備事務

皇族各宮殿下奉送迎に關シ、縣兵務部長より左記の通牒ありたり。

演奉第三〇號

昭和九年十月二十日  
市 町 村 長 殿

兵 務 部 長

皇族各宮殿下奉送迎ニ關スル件依命通牒

今秋陸軍特別大演習ニ際シ 皇族各宮殿下本縣ニ御成被遊候ニ就テハ奉送迎心得別紙ノ通決定相成候條奉送迎ニ關シ部内關係方面ニ周知セシメ入場證ノ交付其ノ他其ノ部内ニ於テ奉送迎ヲ爲サントスル者ニ付萬遺漏ナキヲ期セラレ度尙左記事項ニ就テハ特ニ御留意相成度

記

- 一、沿道各市町村ハ毎戸ニ國旗ヲ掲揚セシメラレタキコト
- 二、御道筋ニ於ケル市町村ハ係員ヲ設ケ御道筋ニ於ケル奉送迎者ノ堵列位置ノ選定堵列者ノ整理等ニ關シ御配意相成度キコト
- 三、驛所在地ニ於ケル市町村ハ入場證ノ調製交付入場者ノ受付整理等ニ關シ御配意相成タキコト
- 四、奉送迎ノ爲ノ堵列位置ハ御自動車ノ轉向轉回其ノ他ニ支障ナキ位置ヲ選定方特ニ御配意相成タキコト
- 五、皇族各宮殿下御滞在期間中各地ニ御成御視察遊バサルヤモ測リ難キニ付其ノ際ハ公式非公式タルトテ問ハス周到ナル注意ヲ拂ヒ奉送迎上遺憾ナキ様豫メ部内ニ注意ヲ與ヘ置カレタキコト但シ大演習期間中ノ演習關係御動靜ニ關スル奉送迎ハ差控ヘラレタキコト
- 六、各宮殿下ノ御發著御通過日時等ハ其ノ都度關係方面ニ通報可致モ急ヲ要スル場合ニ備フル爲關係官公衙、各驛、



接 件

七一〇

御宿舎等ト連絡ヲ保持スルト共ニ新聞記事、ラヂオ放送等ニ注意シ遺憾ナキヲ期セラレタキコト  
七、皇族各宮殿下奉送迎狀況ヲ左ノ様式ニ依リ調査シ十一月三十日迄ニ報告相成タキコト

(様式)

皇族御名	御日程	奉送迎場所	奉送迎狀況	
			有資格者數	種別人員
(何々宮殿下)	(十一月何日何々へ) (御者發又ハ御成ノ際)			

備考 皇族各宮殿下奉送迎アル豫定驛ハ新町驛ヨリ桐生驛ニ至ル間ノ各驛トス

皇族各宮殿下奉送迎心得

特別資格者ニ關スル事項

一、資 格

驛構内ニ於テ奉送迎スヘキ資格者ハ別表ニ依ルコト

二、奉送迎入場申告

(1) 奉送迎資格ヲ有シ奉送迎セムトスル者ハ別記様式第一號ニ依ル奉送迎入場申告書ヲ十月三十日迄ニ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ驛所在地市町村長ニ差出スコト

(2) 驛所在地ノ市町村長ハ前項申告ニ基キ別記様式第二號ニ依ル入場證ヲ居住地市町村長又ハ所屬官衙學校長ヲ經テ

交付スルコト

三、奉送迎心得

- (1) 入場證ハ 皇族各宮殿下共通トシ入場毎ニ之ヲ持參シ受付ニ提示ノ上入場スルコト
- (2) 奉送迎者ハ御召列車御發着又ハ御通過三十分前迄ニ係員、驛長等ノ指揮ヲ受ケ所定ノ位置ニ參列スルコト
- (3) 奉送迎者ノ服裝ハ通常服「男子ハフロックコート又ハモーニングコート、女子ハローブモンタント又ハ桂袴、白襟紋付「縫紋ヲ除ク」服制アルモノハ之ニ相當スル制服、神佛各宗派管長、門跡寺院住職ハ之ニ相當スル服裝トス但シ紋付羽織、袴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- (4) 奉送迎者ハ靜肅ヲ旨トシ不敬ニ互ルコトナキ様注意スルコト
- (5) 傳染性疾患等アルモノハ奉送迎ヲ御遠慮申上クルコト
- (6) 奉送迎ノ爲使用ノ車馬ハ係員ノ指定ノ場所ニ待合サシムルコト
- (7) 奉送迎者ハ凡テ係員、驛長、警察官吏、憲兵ノ指揮ヲ受ケ御通過後靜肅ニ解散スルコト

團體奉送迎ニ關スル事項

一、團體ノ範圍

御道筋ニ於テ奉送迎スヘキ團體ノ範圍ハ本年九月縣告示第四百七十八號奉送迎心得ノ例ニ依ルコト

二、入 場 申 告

奉送迎ヲ爲サムトスルトキ其ノ團體長ハ團體ノ種類及人員並ニ其場所等ヲ具シ奉送迎ヲ爲サムトスル地ノ市町村長ニ申出ツルコト

接 件

七一



接件

前項ノ申出ヲ受ケタル市町村長ハ所轄警察署長ト協議ノ上認否ヲ決スルコト  
三、團體ノ行動其ノ他

團體員ノ引率及整列、敬禮等ハ概ネ本年九月十四日縣告示第四百七十八號奉送迎心得ノ例ニ準シ取計ラハレタキコト

(様式第一號)

皇族各宮殿下御乗降(御通過)驛入場申告書

一、驛名 ○ ○ 驛

一、奉送迎希望期間 自昭和九年十一月 至昭和九年十一月 日日

一、資格

右入場證御下附相成度及申告候

年 月 日

本籍

現住所

(所屬官衙又ハ學校名)

氏

名

◎

何々市町村長殿

(様式第二號)

(表)

注意事項

- 本券ハ入場ノ際必ズ係員ニ提示シ最終出場ノ際係員ニ渡ス
- 本券所持者ハ御召列車御著(御通過)三十分前迄ニ所定ノ位置ニ参列セラレタシ但係員並警察官更ノ指示ヲ受ケラレタシ
- 入場者定員ヲ超過スルトキハ入場ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 服装ハ通常服「フロックコート」又ハ「モイニングコート」服制アル者ハ之ニ相當スル服但黒紋付羽織袴、白無紋付ニテモ差支ナシ
- 奉送迎者ハ静肅ヲ旨トセラレタシ
- 代理人ハ本券ヲ使用スルコトヲ得ス
- 場内ニハ「スワッキ」手荷物等携帯セサルコト

備考 本券ハ各宮殿下奉送迎入場共通トス

(表)

何々驛	自昭和九年十一月 至昭和九年十一月 日日
皇族 奉送迎入場證	群馬縣 (何々市役所) (何々町村役場)
資格	官住所 (官衙) 氏名

接件

中三



接 件

七二四

(別表)

皇族各宮殿下特別奉送迎者資格

- 一、宮中席次第六階以上ノ者
- 一、奏任官、同待遇者
- 一、神佛各宗派管長、門跡寺院住職
- 一、縣會正副議長
- 一、市長、助 役
- 一、市會正副議長
- 一、各種褒章拜受者
- 一、商工會議所正副會頭
- 一、町村長、助 役
- 一、縣、市會議員
- 一、縣農會正副會長
- 一、辯護士會長
- 一、縣、郡醫師會長
- 一、判任官二等以上、同待遇者
- 一、赤十字社特別社員以上ノ者
- 一、帝國水難救濟會名譽會員以上ノ者

- 一、日本海員救濟會特別會員以上ノ者
- 一、帝國海事協會特別會員中銀繒銀色章、黑繒金色章、金繒金色章、有功章(執レモ總裁宮殿下御肖像付)帶用者
- 一、忠勇顯彰會維持會員以上ノ者
- 一、同仁會特別會員以上ノ者
- 一、帝國飛行協會正會員以上ノ者
- 一、濟生會貳百圓以上寄附者
- 一、前各號ノ者ノ夫人
- 一、赤十字社特志看護婦人會支會長、支會副長及幹事
- 一、愛國婦人會支部長、支部副長、幹事(職員章携帯者)及同會三等有功章附加章以上佩用者
- 一、帝國在郷軍人會支部又ハ分會代表者(各二名迄)
- 一、大日本武徳會一等及二等有功章佩用者

右通牒に基き、之が事務は前橋市立圖書館長を主任とし、各係員をして左の事項に關する諸般の事務を處理せしめたり。

- 一、奉送迎希望ノ有資格者並各種團體ニ對シ申告書提出方通知ノ發送及其ノ處理ニ關スルコト
- 二、右申告ニ對シ入場證若ハ認諾書ノ調製及交付ニ關スルコト
- 三、他市町村長經由提出ニ係ル有資格者ニ對シ入場證ノ調製及交付ニ關スルコト
- 四、御道筋ニ於ケル奉送迎者ノ堵列位置選定ニ關スルコト
- 五、奉送迎堵列者ノ整理及心得方周知ニ關スルコト

接 件

七二五



六、各宮殿下ノ御發著御通過ノ日時等關係方面へ通報方ニ關スルコト  
七、市接伴係トノ連絡ニ關スルコト  
以上の諸項中、事前に準備すべき事務は十一月五日を以て完了せり。而して一乃至三項の申告に對し、交付したる入場證及認諾書數左の如し。

資格	市内	市外	計	認諾證ヲ交付シタル團體	代表者氏名	人員
入場證ヲ交付シタル者						
宮中席次第六階以上ノ者	五六	三	五九	前各號ノ者ノ夫人	八七	一一
奏任官、同待遇者	五三	六	五九	赤十字社篤志看護婦人會	一	一
市長、助役	二	二	四	支會長、支會副長及幹事	九〇	八
市會正副議長	二	二	四	愛國婦人會支部長支部副長幹事同	一	九
各種褒章拜受者	三	一	四	會三等有功章附加章以上佩用者	一	九
商工會議所正副會頭	二	一	三	帝國在郷軍人會支部分會代表者	一	二
町村長、助役	一	一	二	大日本武德會等及三等有功章佩用者	一	二
縣、市會議員	三三	一三	四六	計	四一四	一一二
縣農會正副會長	一	一	二			五二六
縣、郡醫師會長	一	一	二			三
判任官二等以上同待遇者	二七	一	二八			三〇
赤十字社特別社員以上ノ者	五六	一	五七			二〇
			一一一			一一〇

私立 共愛女學校	周再賜	八〇	前橋市西部青年團	羽鳥耕作	一〇
私立前橋裁縫女學校	鈴木金五	三〇	市立桃井青年訓練所	羽鳥耕作	三〇
群馬縣女子師範學校	樋渡熊雄	四〇	前橋市女子青年團	羽鳥耕作	二〇
縣立前橋中學校	松下雅雄	七三六	私立鈴木裁縫學校	鈴木シゲ	五〇
縣立前橋高等女學校	鈴木勇次郎	三〇〇	市立前橋工業學校	塚越萬平	二三〇
私立平方裁縫女學校	平方金七	五〇	私立明治裁縫學校	鈴木ゑま	二〇
縣立前橋商業學校	田中駒治	四六〇	計		三、七一
前橋市桃井尋常小學校	羽鳥耕作	一、四〇七			

2. 奉送迎の狀況

閑院參謀總長宮殿下には、大演習御用務の爲、十一月六日午後三時五十三分著列車にて、前橋驛御下車、本町・曲輪町通を経て群馬會館に入らせられて後、伊香保町へ御成の趣、十一月二日縣兵務部長より通牒ありたるを以て、當日有資格者は驛構内に、在郷軍人・青年團等の各種團體は驛前廣場に、公私立各學校職員生徒兒童は驛前通兩側歩道に堵列、奉迎申上げたるを始めとし、翌七日午後二時日本赤十字社支部病院に、越えて九日午後三時四十六分、群馬會館御成に際し、夫れぞれの御沿道に於て奉迎申上げたり。其の他の皇族各宮殿下に對し奉りては、十一月十四日午後四時三十分より、市立久留万高等小學校内に御開催の、閑院參謀總長宮殿下御招宴に御成の砌、同校前通に於て奉送迎申上げたり。以上に於ける奉送迎狀況左の如し。



皇族御名	御日程	奉送迎場所	有資格者數	送迎		状況
				種別	人員	
閑院宮載仁親王殿下	十一月六日 前橋驛御著群馬會館(御成ノ御)	前橋驛構内及驛前通	二七〇	公立學校職員生徒兒童 在郷軍人分會員 男女青年團員 青年訓練所職員生徒 赤十字社社員	七、三三九 一一〇 九〇 七二 一四〇	
閑院宮載仁親王殿下	十一月七日 日本赤十字社群馬支部病院(御成後伊香保町(御發ノ御)	紅雲町前代田通驛前 通中川町新町通赤十字社群馬支部病院前 岩神町通	七二	公立學校職員生徒兒童 在郷軍人分會員 男女青年團員 青年訓練所職員生徒 赤十字社社員 消防組員	一四、二七二 一一〇 七〇 四六 五〇 二四	
閑院宮載仁親王殿下	十一月九日 群馬會館(御成ノ御)	曲輪町通		公立學校職員生徒兒童	六、五四四	
計	十一月十四日 閑院參謀總長宮殿下御招宴ニ御成ノ御	前橋市久留万高等小學校前通	三四二	市立小學校職員兒童	一、二九二	
計					三〇、一八〇	

第五節 皇族各宮殿下御動靜

皇族各宮殿下、本市御滯留中の御動靜は、左記の通と拜聞す。

秩父宮雍仁親王殿下

十一月十三日、宮殿下には大演習を終へさせられて御來橋、午後五時十三分御宿舎に入らせらる。

十一月十四日、午前八時三十分御宿舎御發、觀兵式場、賜饌場に御成ありて午後二時二十分御歸舎、同三時十分より約四十五分間に涉り、殿下には御宿舎二階に於て、市内小學校兒童の旅行列を御覽あらせられ、萬歳奉唱に對し御會釋を賜はりたり。午後四時、大本營並に閑院宮殿下御宿舎に御成の後、久留万高等小學校に於ける參謀總長宮殿下の御招宴に御成の後、自動車にて御歸京遊ばされたり。

閑院宮載仁親王殿下

十一月六日、宮殿下には午後二時三十分佐野驛御發車御來縣、同三時五十三分前橋驛御著車、群馬會館に御成、大本營御視察の上、御宿舎伊香保ホテルに向はせらる。

十一月七日、伊香保ホテル御發、歩兵第十五聯隊神流川野外統監部御視察の後、芝根小學校に御著、午後二時日本赤十字社群馬支部病院に御成、午後二時四十分御宿舎伊香保ホテルに向はせらる。

十一月八日、午前八時御宿舎御發、乘附練兵場、觀音山野外統監部、山名野外統監部御視察、富岡中學校御著、貫前神社御參拜の後、午後一時三十分御宿舎伊香保ホテルに向はせらる。



十一月九日、御宿舎伊香保ホテル御發、午後三時四十六分御來橋御宿舎群馬會館に入らせらる。  
十一月十日、午後零時五十五分御宿舎御發、統監部に御成の後、午後三時 陛下奉迎のため前橋驛に御成、同三時四十三分大本營御著、同五時七分御宿舎に入らせられ、同八時四十分御宿舎御發、大本營に御成、同九時二分御歸舎遊ばさる。  
十一月十一日、午前五時御宿舎御發、大演習に御參加、午後二時十分御歸舎、同七時五十一分御宿舎御發、大本營に御成、同八時九分御歸舎遊ばさる。  
十一月十二日、午前九時十分御宿舎御發、大本營に成らせられたる後、大演習に御參加、午後三時四十七分御歸舎、同八時五十一分御宿舎御發、大本營に成らせられ、同九時十六分御歸舎遊ばさる。  
十一月十三日、午前六時十六分御宿舎御發、大演習に御參加、御講評場に御成の上、午後四時二十一分御歸舎、同六時十九分御宿舎御發、大本營に御成、同八時三十三分御歸舎遊ばさる。  
十一月十四日、午前八時十五分御宿舎御發、觀兵式場、賜饌場に成らせられ、午後二時十三分一旦御歸舎、同四時四十五分御招宴場久留万高等小學校に御成、同五時四十三分御歸舎遊ばさる。  
十一月十五日、午前九時五分御宿舎御發、自動車にて御歸京遊ばされたり。

賀陽宮恒憲王殿下

十一月十二日、殿下には午後六時四十五分演習地より御來橋、御宿舎に入らせらる。  
十一月十三日、午前三時御宿舎御發、演習地に向はせられ、午後四時五分御宿舎に入らせらる。  
十一月十四日、午前八時五十分御宿舎御發、觀兵式場、賜饌場に御成、午後二時五分一旦御歸舎の後、參謀總長宮殿下の御招宴場久留万高等小學校に御成、同五時三十分御宿舎に入らせられ、午後七時十分御宿舎御發、自動車にて御歸京遊ばされたり。

遊ばされたり。

閑院宮春仁王殿下

十一月十三日、殿下には大演習を終へさせられ、午後五時三十分御來橋御宿舎に入らせらる。  
十一月十四日、午前八時四十五分御宿舎御發、觀兵式場、賜饌場に御成、午後二時十二分御歸舎、午後三時五分より同四十五分まで市内小學校兒童の奉迎旗行列に御答禮遊ばされ、同四時三十五分參謀總長宮殿下の御招宴場、久留万高等小學校に向はせられ、同五時四十五分御歸舎遊ばさる。  
十一月十五日、午前七時三十分御宿舎御發、赤城山に御登山、午後零時五分御歸舎、同一時十五分御出發、自動車にて御歸京の途に就かせられたり。

李玉根殿下

十一月十三日、殿下には大演習を終へさせられ、午後四時三十四分御來橋、御宿舎に入らせらる。  
十一月十四日、午前八時四十二分御宿舎御發、觀兵式場、賜饌場に御成、午後三時御歸舎、市内小學校生徒の旗行列に御答禮遊ばされ、同四時四十五分參謀總長宮殿下の御招宴場、久留万高等小學校に御成、同五時四十分御歸舎遊ばさる。  
十一月十五日、午前八時十分御宿舎御發、自動車にて高崎驛に向はせられ、御歸京の途に就かせられたり。

尙、御來縣の皇族殿下御十一方に對し、江原市長は、其の御宿舎に伺候して御機嫌を奉伺し、左記記念品を献上せり。



接 伴

- 一、卓子掛 (絹織物加工) 壹枚
- 一、寫真額縁付 (參 枚) 壹組
- 一、前橋市統計書 壹冊

七二二

- 一、前橋市勢要覽 壹部
- 一、前橋市鳥瞰圖 壹部
- 一、前橋市名勝繪葉書 壹部

### 第三章 貴 賓

#### 第一節 宿舍主の心得

十月二十六日、縣主催の下に臨江閣別館に於て宿舍主會議を開催し、夫れぞれ協議する所ありしが、當日縣市接伴係より示したる「陪觀貴賓宿舍主心得」、或縣より示されたる、「皇族供奉員貴賓及統監部員ノ宿舍主衛生上ノ心得」は左の如し。

##### 1. 陪觀貴賓宿舍主心得

- 一、宿泊者ノ待遇ニ付テハ虚飾ト體裁ヲ避ケ浪費ヲ慎ミ誠意ヲ披瀝シテ懇切丁寧ヲ旨トシ不快ノ念ヲ與ヘサル様注意セラレタキコト
- 二、宿舍主ハ軍旗御發着ノ際ハ敬虔ノ念ヲ以テ送迎シ安置ノ間ハ常ニ敬意ヲ表シ荷モ軍旗ノ尊嚴ヲ冒瀆セサルコト
- 三、家族並使用人ノ健康状態ニ注意シ接遇上不都合ナキ様心掛ケラレタキコト
- 四、宿舍ノ内外ハ常ニ清潔ヲ保持シ特ニ盜難、火災ニ注意セラレタキコト

- 一、前橋市名勝繪葉書 壹部
- 一、前橋市鳥瞰圖 壹部
- 一、前橋市勢要覽 壹部
- 一、卓子掛 (絹織物加工) 壹枚
- 一、寫真額縁付 (參 枚) 壹組
- 一、前橋市統計書 壹冊

- 八、應接室ナキ向ハ出來得レハ適當ナル室ヲ利用シ卓子等ヲ用意シテ應接ニ便セラレタキコト
- 九、座敷ニハ可成硯箱、小刀、巻紙、用箋、封筒、電報領信紙、紙屑籠、手拭掛、鏡、ブラシ等ヲ備ヘラレタキコト尚洋服掛、亂籠等ノ備付アレハ一層便トス
- 一〇、座敷ニ電話、呼鈴等アルモノハ之ヲ完全ニシ其ノ設備ナキモノハ便宜卓上呼鈴ヲ用意セラレタキコト
- 一一、湯茶等ハ給仕人ヲ待タス自由ニ辨セラルル様用意セラレタキコト
- 一二、ラヂオノ架設アル向ハ出來得レハ客室近クニ置カレタキコト
- 一三、料理ハ衛生ヲ重シ豫メ食事ノ時間ヲ問合セ其ノ時刻ニ遅レサル様留意シ尚辨當ハ演習地ヘ携行ノ必要アルヲ以テ前夜中ニ問合セ置キ時刻迄ニ用意セラレタキコト
- 一四、牛乳ノ要否ハ豫メ問合セ置キ差支ナキ様注意セラレタキコト
- 一五、食器類ハ叮嚀ニ洗滌シ清潔ト衛生等ニ注意セラレタキコト
- 一六、給仕人ハ服裝ヲ清潔ニシ用向ハ總テ敏活ニ處理セラレタキコト
- 一七、洗面所ニハ洗面器、石鹼、コップ、手拭等ヲ用意セラレタキコト
- 一八、浴場ニハ手拭、石鹼、洗面器等ヲ備ヘ置カレタキ尚豫メ入浴ノ時刻ヲ聞キ其ノ時刻迄ニ準備シ案内セラレタキコト
- 一九、宿泊人員ニ應ジ清潔ナル丹前、浴衣及簡單ナル帶等ヲ用意シ置カレタキコト
- 二〇、衣服ハ叮嚀ニ取片付ケ洋服ノ塵除、靴ノ手入等ニ意ヲ用ヒ翌日

- 一、行動ニ差支ナキ様取計ラハレタキコト
- 二、二人以上宿泊ノ場合ハ寢具丹前、浴衣等混同セサル様整理シ置カレタキコト
- 三、寢具ニハ白布ヲ掛ケ丹前、浴衣、座布團等ト共ニ時々日光ニ曝サレタキコト
- 四、寢室ニハ飲用煮沸水、懐中電燈若ハ手燭、マツチ、煙草盆等ヲ用意セラレタキコト
- 五、就寢時刻後ハ靜肅ヲ旨トシ安眠ヲ妨ケサル様注意セラレタキコト
- 六、適當ナル場所ニ痰壺ヲ配置セラレタキコト
- 七、便所ハ特ニ清潔ニシ防臭劑又ハ石灰ヲ撒布シチリ紙ヲ用意セラレタキコト尚夜間點燈ノ設備ヲ得ハ一層便ナリ
- 八、手洗器又ハ手洗タンクニハ常ニ清水ヲ湛ヘ置カレタキコト
- 九、購讀中ノ新聞ハ可成敏速ニ閱覽ニ提供セラレタキコト
- 一〇、停電等ノ場合ヲ顧慮シ豫メ室内ニ點燈ノ準備ヲ爲シ置カレタキコト
- 一一、物品調達ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速ニ精良ナル品ヲ調達シ其ノ時々計算ヲ明ニシ金錢ノ授受ヲ明確ニセラレタキコト
- 一二、宿泊者ノ外出ニ付テハ行先及歸舍時刻等ヲ聞合キ不在中訪問客アリタルトキハ其ノ姓名及用向ヲ別ニ配付スル用紙ニ記録シ歸舍ノ際ハ速ニ之ヲ閱覽ニ供セラレタキコト
- 一三、宿泊者ヨリノ用件又ハ不在中ノ訪問其ノ他必要ト認ムル事項ハ直ニ縣市接伴係ヘ電話其ノ他ノ方法ヲ以テ交渉又ハ報告ヲ爲シ尚

接 伴

七二三



接 伴

時々縣市係員宿舍ヲ訪問スルヲ以テ充分聯絡ヲ圖ラレタキコト  
 三、宿泊者宿泊地引上ノ日時ヲ豫メ開合セ置キ縣市係員等ニ聯絡ヲ  
 圖リ遺憾ナキ様注意セラレタキコト  
 四、宿泊者ニ於テ荷物發送ノ依頼ヲ受ケタル時ハ必ス荷札二枚宛ヲ  
 完全ニ取付ケ置ク様注意セラレタキコト  
 五、旅籠料ハ軍部ニ於テ宿泊者ノ階級ニ應ジ左表ノ通定メラレ食料  
 料及宿舍料ハ伙食或ハ宿泊セサルトキハ之ヲ支拂ハレサルモノニ  
 付計算上過誤ナキ様注意セラレタキコト尙引上ノ際混雜等ノ爲旅  
 籠料又ハ依頼ヲ受ケ購入セル物品代金ノ支拂ヲ失念セル向ニ對シ  
 テハ其ノ儘ニ放棄セス遠慮ナク之ヲ本人ニ申出テ必ス受領セラレ  
 タキコト

親將	區分	朝食	晝食	夕食	宿舍料	計
勅任官		一、三〇	一、〇〇	一、三〇	一、三〇	四、九〇

### 2. 皇族供奉員貴賓及統監部員ノ宿舍主衛生上ノ心得

- 一 邸宅ノ内外ハ常ニ掃除ヲ怠ラズ清潔ヲ保ツコト
- 二 室内ハ時々掃除シ且戸障子ヲ開放シ採光換氣ヲ計ルコト
- 三 柱敷居及換障子ノ引手等ハ清拭シ清潔ヲ保ツコト
- 四 寢具敷物等ハ清潔ナルモノヲ用ヒ御投宿前良ク日光ニ曝シタル  
上使用スルコト

准任官	佐官	尉官	士官	下士官	兵	備人(四給下)
一、〇〇	八〇	一、〇〇	九〇	三、七〇	七〇	六〇
、五五	、五〇	、七〇	、六四	二、六四	、五五	、四五
				二、〇五		

以上ハ心得ノ大要ニシテ其ノ標準ヲ示シタルニ過キス之力取捨選擇  
 ハ宿舍主ノ隨意トスル所ニシテ其ノ設備等ニ於テモ決シテ強制スル  
 モノニアラス、要ハ各自在來ノ家具調度ヲ以テ接待シ得ル範圍ニ於  
 テ御留意ヲ希フ次第ナリ

昭和九年十月  
 群馬縣 接待係  
 前橋市 接待係  
 高崎市 接待係

七二四

### ル上熱湯ヲ灌クコト

- 一、飲料水及洗滌水(盥洗ノ水等)ハ一旦煮沸シタル後放冷シタル  
モノヲ用ユルコト
- 二、飲食物ハ新鮮ナルモノヲ選ビ且貯藏ニ注意シ腐敗シ易キモノ及  
前日調理シタルモノ若ハ不熟ノ果物瀾瀾セル「ビール」「サイダ  
ー」等ハ一切用ヒサルコト
- 三、風呂場、浴槽、水槽等ハ使用前良ク掃除シタル後熱湯達液ニテ  
擦拭シ其後ハ使用毎ニ淨水ニテ洗滌スルコト
- 四、風呂場、洗面所ニハ清潔ニシテ新鮮ナル多量ノ清水ヲ備ヘ且洗  
面及含嗽ノ用ニ供スル水ハ煮沸水トスルコト
- 五、室内廊下等ニハ目觸リトナラサル適當ノ場所ニ清潔ナル唾壺ヲ  
備ヘ毎日掃除ヲ爲スコト
- 六、厠固ハ専用トシテ充分清潔ニシ特別ノ裝置ヲ有スルモノノ外御  
投宿前之ヲ汲ミ取り同時ニ石灰ノ類ヲ撒布シ鋸屑類等ヲ投入シ  
テ乾燥セシメ置キ毎日一回以上掃除シ尿尿ノ充滿セサル様夜間汲  
ミ取り搬出スルコト
- 七、便所ニハナルヘク流水裝置ノ手洗器ヲ設備シタコイル石灰ヲ以  
テ消毒シタル清水ヲ湛ヘ置クコト
- 八、下水其ノ他ノ汚物溜等ハ停滞又ハ充溢セシメサル様注意シ清潔  
ヲ保ツコト

昭和九年九月  
 群馬縣

七二五

接 伴



第二節 驛前送迎及宿舍訪問

1. 驛前の送迎

陪觀貴賓の宿舍は、其の大部分を本市に割當せられたり、依て之が接遇の爲、十一月九日より前橋驛前出張所に、

陸軍特別大演習並地地方行幸  
群馬縣接待係 出張所  
前橋市接待係

の立札を掲げ、各係員は其の部署に就き、貴賓來橋の時刻は各種の連絡に依り、的確に之を豫知することに努め、到着時刻及官職氏名を本部並宿舍主に豫告し、到着の際はその都度之を迎へて受付簿に記入し、即刻宿舍主並本部に通報すると共に、配車の準備をなせり。即ち親補職以上に對する自動車は、參謀本部に於て専用車を提供し、豫め統監部に車輛の申込を爲したる貴賓に對しては、統監部に於て配車を爲し、其の他の貴賓に對する車輛は、概ね縣に於て供給したるも、統監部列車の發着時等、縣の配車にて不足を生じたる場合は、市に於て補充配車し、宿舍と驛前間とを係員同乗案内せしめ、又前橋驛出發に際しても、係員之が見送りを爲し、同月十八日を以て、出張所の事務を閉鎖せり。尚、前橋市聯合青年團員七人は、縣市の委囑に應じ、毎日宿舍案内として自動車に同乗し、或は荷物運搬に従事する等、出張所の事務を援助されたり。

2. 宿舍訪問

本市に御宿泊の貴賓は、親任官三十一、勅任官百五、衆議院議員三、委任官其他百六十四、合計三百三人にして、是

等貴賓の滞在中各宿舍を訪問する爲、市内を六區に分ちて係員に分擔せしめ、各宿舍毎に訪問録を作製し、貴賓の動靜、用事の有無並其の處理方等を記載し、係長に報告せしめたり。尚、訪問時刻は止むを得ざる場合の外は、成るべく貴賓の迷惑とならざる時刻を選び、特に食事時刻は之を避け、夜間は九時を限りとせり。  
又、右訪問の外、滞在中の各大臣に對しては江原市長、親補職以上に對しては堀委員長、其の他に對しては伊能係長及係員其の宿舍を訪問し、夫れぞれ慰問の挨拶を述べ、前橋市勢要覽、前橋市鳥瞰圖、前橋市名勝繪葉書、前橋市街地圖、各一部を贈呈せり。

第三節 貴賓宿舍

貴賓宿舍表及其の要圖左の如し。

統監部宿舍一覽表

宿 泊 者	番 號	町 名	舍 主 氏 名	番 電 話
内閣總理大臣海軍大將 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 內閣陸軍歩兵大佐 囑託補屬 囑託補屬 囑託補屬 囑託補屬 囑託補屬 囑託補屬	一七二	榎 町 九	料亭(樂) 高田ラケ	一、三五三 一、七〇一
大 臣 伯 爵 牧 野 伸 顯	一五八	本 町 一 一	旅 館(白井屋) 松 春 雄	一〇二































防務省 内務技師 飯内村野 保仙	内務省 神社局長 石田馨	會計検査院 第二部第一課長 廣東福清正 次郎	海軍 參謀官 窪井義道	東京控訴院 檢察長 光行次郎	前橋地方裁判所 所長 石田伊太郎	前橋地方裁判所 檢察正記 南藤金忠	埼玉縣知事 飯沼己夫	群馬縣知事 金澤七十九名	栃木縣知事 荳場七十六名	千住製絨所 事務所 海老澤柳英	日本赤十字社 理事 佐野常羽	海軍少將 伯爵佐野常羽	日本赤十字社 理事 佐野常羽	陸軍少佐 佐野常羽	舊前橋藩主 伯爵松平直富	陸軍教授 武田信	陸軍教授 神吉三郎
一五四	九四	八九	六七	七〇	七〇	一八五	一六八	一〇四	一〇四	九五	二一四	四四	四三	四三	四三	四三	四三
曲輪町一〇二	神明町五七	神明町七六	神明町一七	萩町九三	北曲輪町一四	北曲輪町甲一三	本町二九	横山町二九	岩神町九〇	神明町四二	柴町二五	石川町二八	石川町二三	石川町二三	石川町二三	石川町二三	石川町二三
料理店(赤城亭本店) 羽生田與作	官三樹樹三	製絲業 石鍋仙太郎	銀行員 山口富次郎	官山口富次郎	自山口富次郎	料理店(新中) 大川川上	料理店(新玉) 山村彦太郎	料理店(新玉) 山村彦太郎	産業組合理事 杉山寅雄	文具商 村芳平	無 齋藤義太郎	退役海軍大佐 青木國太郎	豫備海軍大佐 原收治	豫備海軍大佐 原收治	豫備海軍大佐 原收治	豫備海軍大佐 原收治	豫備海軍大佐 原收治
一、〇〇八	二〇九	五七三	一、五七一	二四二	二四三	三五二	四三三	一〇九	四六五	一、八六九	五六六	五六六	五六六	五六六	五六六	五六六	

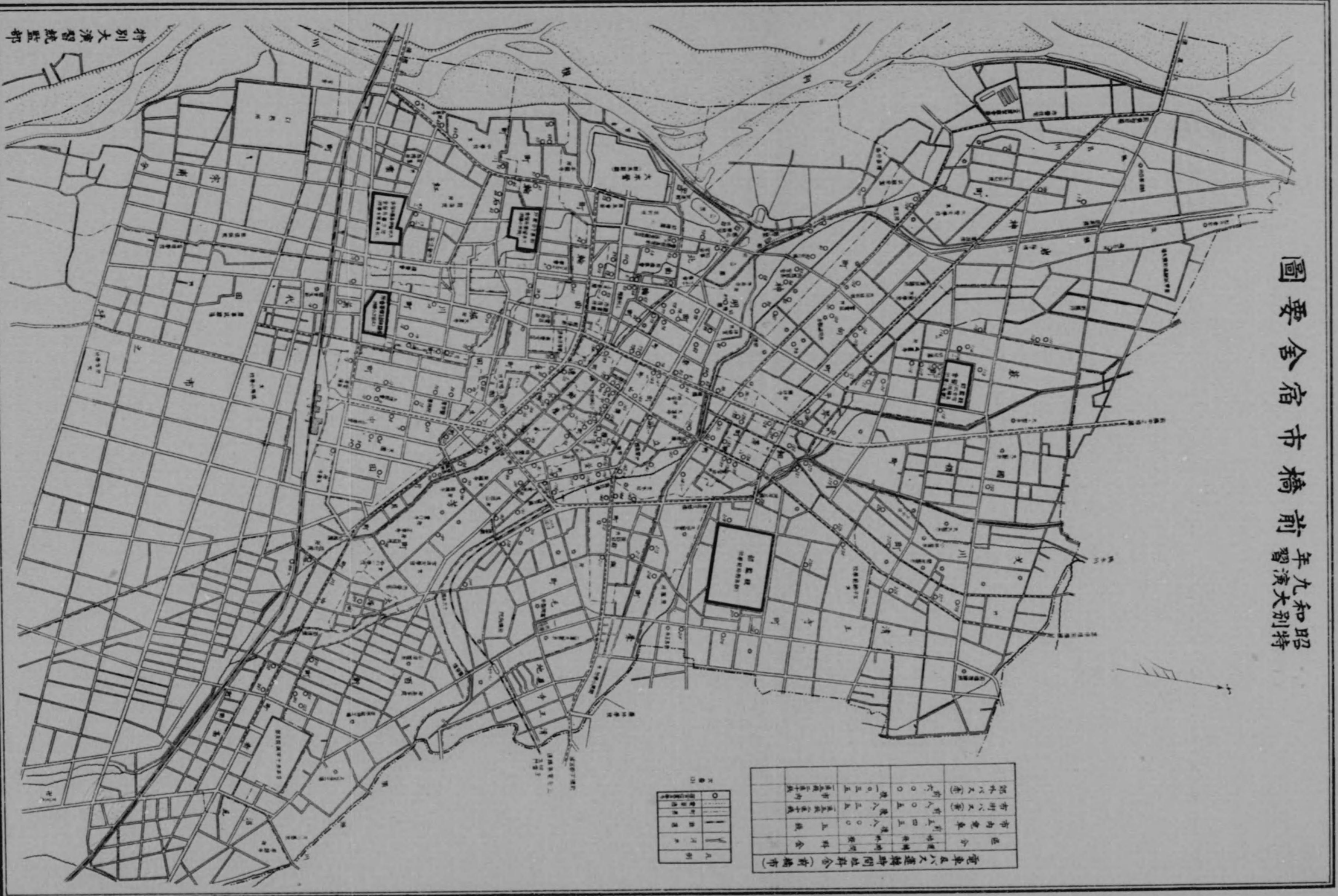


前橋市宿舎要圖  
昭和九年大別特

特別大演習統監部



昭和九年大演習特別大演習統監部  
前橋市宿舎要圖



電車及入選機材同社社舎(前橋市)  
 市內電車 市內電車  
 市內電車 市內電車  
 市內電車 市內電車  
 市內電車 市內電車

○ 市內電車  
 ○ 市內電車  
 ○ 市內電車  
 ○ 市內電車

特別大演習統監部



陸軍教授	岡野馨	二三〇	清王寺町三八	豫備陸軍歩兵大佐	沈	
栃木縣町村長會副會長	長谷川調七		堀川町六五ノ二	東京電燈株式會社	内	一三〇
衆議院議員	池田敬八		神明町五九	久井忠雄		
衆議院議員	林田操		細ヶ澤町五	日本人造紙株式會社		一四四
衆議院議員	清水留三郎	四〇	曲輪町一四	無川野西之助		二三三
僧侶	增子慎永	五〇	南曲輪町七二	官清水利三郎		
僧侶	岩橋三陸	七四	堅町一四	旅大出善五郎		二二七
宮内省職員	岩橋三陸	一五八	本町一一	旅兼松白井屋春雄		一〇二
鐵道省職員	宿舎	一八七	本町四三	旅東野油屋		二二九
鐵道省職員	宿舎	一七四	荳町七	旅關角(昭和館)	吉	四一七
鐵道省職員	宿舎	一五八	本町一	旅金(岩六)	平	五二
鐵道省職員	宿舎		紺屋町九	料理店(魚六)	治	八〇九
鐵道省職員	宿舎		茶町七	旅小(館旭)	ツ	一四九
鐵道省職員	宿舎		桑町三一	旅宮内(住吉屋)	英	一〇七
鐵道省職員	宿舎		七四	旅關(東郷館)	郎	二二七

備考 ○印アルモノハ地方行幸ノ爲來縣セル者ニシテ陪觀者ニアラス

接 伴



### 第四章 外國武官及新聞記者

#### 第一節 來橋の外國武官

來橋の外國武官・指導官・隨員・通譯・掛職員の員數及其の人名左の如し。

伊	蘇	英	土	佛	米	中華	獨	波	滿洲	指導官	隨員	通譯	掛職員	計
二	四	一	一	二	四	三	一	一	二	四	七	二	九	六二

#### 外國武官人名

#### 第一班

國別	兵種	官職	著任年月日	年現官月任日官	日本勳章	氏名
伊	工兵	大佐 大使館附陸空軍武官	昭和四、一、一〇	昭和八、四、二二		エンリコ・フラテイーニ
蘇		大使館附武官	同七、四、九	同七、三、一		ジャン・リンク
英	工兵	大佐 大使館附武官	同七、六、二二	同七、五、二	旭日章等	イー・エイ・エイチ・ゼイムス
土	參謀	少佐 大使館附武官	同八、二、二〇	同二、三、一一		ムスタファ・アルシュチュ・ベイ
佛	歩兵	中佐 大使館附武官	同八、四、四	同七、二、二五		シャルル・エマニエル・マスト

米	砲兵	少佐 大使館附武官	昭和八、一〇、四	昭和九、七、一		ウイリアム・シー・クレイン
中華		公使館附武官	同九、三、一九	大正一四、三、一一		蕭 叔 宣
獨	砲兵	大佐 大使館附武官	同九、四、二一	昭和九、六、一		オイゲン・オット
波	參謀	大佐 公使館附武官代理	同五、三、二九	同五、五、二八		アントニー・スロサルチツク
佛	歩兵	大佐 支那駐屯軍司令官		同六、六、二五		シャルル・ルコ
蘇		大使館附武官 補佐官	昭和八、九、二二			ニコライ・ウイシネウエツキ
米	歩兵	大尉 大使館附武官 補佐官	同七、一、二八	大正九、七、一		ウルマン・エム・マーチン
蘇	騎兵	騎兵幹部派遣將校	同九、二、二四			フェオドロフ
蘇	航空兵	航空兵幹部派遣將校	同九、二、二四			イワノフ
米	砲兵	大尉 外交官 補	同六、一〇、二三	大正九、七、一		エムダブリュー・ベティグラー
中華	歩兵	大尉 公使館附助理員	同九、九、八	昭和六、三、一		嚴 澤 元
中華	砲兵	大尉 公使館附助理員	同九、九、八	同八、一、一		胡 屏 章
米	通信兵	中尉 外交官 補	同六、一〇、二三	大正一五、八、一六		ジエー・アル・シエーア
伊		少佐 大使館附武官				スカリーゼ

備考 伊國大使館附武官スカリーゼ少佐ハ著任直後陪觀ニ加ハリシモノナリ

#### 外國武官人名

#### 第二班 (滿洲國)



接件

職名	兵科	官名	現任官月日	氏名
公使館附武官	少	將	昭和七、四、一五	曹乘森
第二軍管區司令官	上	將	同九、二、	吉興
軍政部長兼中央陸軍訓練處長兼馬政局長	中	將	同七、三、	王修
第一軍管區第一地區警備司令官兼混成第一旅長	中	將	同七、二、	王殿忠
第四軍管區濱江地區警備司令官兼混成第十七旅長	中	將	同八、四、	李文炳
第五軍管區司令部參謀長	中	將	同九、九、	李盛唐
中央陸軍訓練處騎兵部長	少	將	同八、一、	傅夢巖
第一軍管區混成第六旅長	少	將	同七、七、	蕭國萃
第三軍管區騎兵第五旅長	少	將	同七、五、	馮廣友
第四軍管區混成第二十三旅長	少	將	同七、	崔文林
第二軍管區騎兵第二旅長	騎	校	同七、四、	尹保衡
第五軍管區第五教導隊騎兵第五團長	騎	校	同七、六、	宋志銳
第三軍管區混成第十二旅步兵第十四團長	步	校	同七、一〇、	胡文藻
第四軍管區混成第二十一旅騎兵第三十三團長	騎	校	同八、五、	宮超
第一軍管區混成第四旅步兵第四團長	步	校	同七、一、	周良
第二軍管區混成第八旅步兵第十團長	步	校	同七、二、	鄭憲

七四六

兼興安省西警備司令部參謀長	騎	上	校	昭和八、一、	烏古廷
第三軍管區混成第十五旅騎兵二十七團長	騎	上	校	同九、九、	冷殿甲
新京被服支廠長	軍	上	校	同七、八、	趙榮陞
軍政部參謀司醫務課長	軍	上	校	同九、九、	王漢相
憲兵訓練處學兵隊長	步	中	校	同七、一〇、	常蔭東

滿洲國武官ノ指導官及隨員名

招待武官吉興上將以下五名ニ對スル

區分	職名	官等	氏名
指導官	軍政部最高顧問	陸軍少將	板垣征四郎
輔佐官	軍政部顧問	步兵少佐	芳賀豊次郎
隨行官	同顧問部勤務	騎兵上尉	深山文雄
隨從官	第五軍管區承德地區司令部參謀長	砲兵上校	李深
同	軍政部參謀司總務課副官段長	步兵中校	張學
同	第一軍管區混成第一旅步兵第一團附	步兵中校	鄭希賢
同	第二軍管區混成第二旅步兵第七團第二營長	步兵中校	聞長
同	第四軍管區混成第十七旅司令部參謀	步兵少校	余錦華

接件

七四七



見學武官傳夢巖少將一行ニ對スル

區分	職名	官等	氏名
指導官	軍政部顧問	步兵少佐	金川 耕作
指導官	軍政部顧問	步兵大尉	北 部 邦 雄
隨行員	第四軍管區顧問部	附屬員	安 中 新
通譯	軍政部囑託		吉 外 田 忠 一 太郎

外國武官掛職員名

風	分	官	氏	名
長	砲兵中佐	酒 井 康		
誘導將校	步兵中佐	辰 見 榮 一		
同	步兵少佐	石 野 芳 男		
同	步兵少佐	山 岡 道 武		
同	步兵少佐	今 井 武 夫		
庶務	步兵大尉	大 平 秀 雄		
同	屬員	樋 口 孝 之 助		
同	雇員	加 外 田 一 郎		

第二節 招待會

外國武官一行は、十一月十四日午後三時、觀兵式場より來橋し、參謀總長官殿下御招宴に參會する直前の、約一時間を利用し、本市招待會を勢多會館に於て開催せり。堀委員長より遠來の勞を犒ひ、吾前橋市を紹介する機會を得たるを喜ぶ旨の挨拶に次ぎ、誘導掛長酒井砲兵中佐の謝辭あり。茶菓を呈し、左の演藝を觀覽に供し、記念撮影の後散會したり。尙、一行の宿舎は、伊香保町「伊香保ホテル」なり。

外國武官接待演藝番組

- 一、箏・三絃・尺八演奏
- 六段之調 八橋檢校作曲 箏 平調子 三絃 本調子
- 演奏者 箏 低音 都丸恭子 坂田 清 高橋善三郎  
 金谷武子 太田千枝子 高橋初子 尾形主税  
 岡野美代子 石川朝子 永井 照  
 金井 泉 宮川あき子 高橋ツネ子
- 茶の湯音頭 箏 中空調子 三絃 六下り調子
- 演奏者 接件
- 二、劍武術
- 神刀流朗吟兵兒話 大南洲作  
 吟者 山根正國
- イ、詠日本刀 源 光國作  
 劍士 門井正三郎 松崎欽次 園部善太  
 詩吟 松崎頼邦  
 ロ、供奉途上之作 土方久元作  
 劍士 松崎欽次 門井正三郎 園部善太
- 箏・三絃 尺八 茶ノ湯手前  
 高橋初子 坂田 清 高橋善三郎 清水恭美  
 久保田シゲ



接 伴

七五〇

詩吟 半澤頼勝  
 八、辭世 代隆盛 西寛齊作  
 劍士 松崎欽次 門井正三郎 岡部善太  
 詩吟 山根正國  
 二、題備後三郎之圖 齋藤監物作  
 劍士 松崎頼邦  
 詩吟 山根正國  
 神刀流居合術 (十五法ノ内二本)  
 劍士 山根正國  
 イ、天 地 一本  
 ロ、受 流 一本  
 神刀流長刀早業 (神刀流別傳七法ノ内二本)  
 劍士 山根正國  
 イ、片手腕拔 一本

三、曲 藝 風 一本  
 立物の曲  
 出演者  
 太夫 竹廻家小虎 後見 竹廻家ブル  
 囃子 成田家壽鶴外  
 不動明王利劍ノ取分  
 出演者  
 太夫 成田家達丸 竹廻家小虎  
 囃子 成田家壽鶴外  
 大皿出刃ノ遣分  
 出演者  
 太夫 竹廻家小虎  
 囃子 成田家壽鶴外

第三節 新聞記者

1. 事務の概要

新聞記者接待に關しては、十月三日及同月八日の兩回、統監部新聞記者掛松井少佐來橋、本市係員參加、縣廳内に於て打合會を開催し諸般の協議を遂ぐ、越えて、十一月一日には縣市係員同行、豫定の宿舍主を訪問し、陪觀記者宿泊方に關し豫め諒解を求め、同月三日之が宿泊人員の割當を了せり。同月八日午前九時より、前橋驛前接待係出張所に於て、受付

及宿舍案内を開始し、晝夜交替して十日午前九時に及びたり。尙、受付と同時に前橋市勢要覽、前橋市街地圖、各一部を贈呈せり。先之、十一月六日より開設せられたる、前橋商工會議所樓上の新聞記者會場へは、本市係員二人、縣係員と共に連日出張、十八日撤去に至る迄執務せり。又本市關係通信材料の供給に關しては、其の正確と公平を期する爲、市に於て記事に調製し、所要數を美濃判紙に謄寫し、會場内社名箱に配分したり。

2. 懇談會及講演會

十一月九日午後八時より、關係各係員間の親和と聯絡とを密にする爲、市内本町料亭「岡源」に於て懇談會を開催す。會同者は統監部新聞班・群馬縣新聞班・庶務係・高等警察係・車輛係・接待係・栃木縣・埼玉縣・逓信局・高崎市・前橋市の各新聞係にして、談笑の間各自腹藏なき意見を交換し、十一時閉會せり。本市よりの出席者は、堀委員長・伊能接待係長・阿久澤新聞系主任の三人なり。

十一月十日午前九時四十分より、統監部主催に係る講演會を、前橋商工會議所樓上に開會す。出席者は、統監部特務機關長及隨行二、統監部係員十二、群馬縣三十五、栃木縣一、埼玉縣二、前橋市四、高崎市二、東京逓信局二、放送局一の各關係係員及陪觀記者・通信員・寫眞班員等二百餘人にして、先づ特務機關長の挨拶に次ぎ、統監部・群馬縣・栃木縣・埼玉縣の各新聞係長・前橋市堀委員長・高崎市接待係長・東京逓信局員等、次第の如く挨拶ありて後、統監部新聞記者掛松井少佐の講演及説明書類の配布あり、統監部より午餐の饗應を受け午後零時解散す。尙、當日の參會者に對し、本市より前橋市鳥瞰圖、前橋市名勝繪葉書を贈呈せり。

3. 招待會

接 伴

七五一







陪觀記者宿舍主ニ對スル注意書

- 一、宿泊者ハ全國代表的報導機關ノ記者ナルヲ以テ之ニ接スルニハ努メテ懇切丁寧ヲ旨トシ苟モ群馬縣民トシテ不親切ノ誹ヲ招カサル様注意スルコト
- 二、清潔ヲ旨トシ食器寢具等ハ清淨ナルモノヲ用ヒ殊ニ便所浴場洗面所等ハ清潔衛生ニ注意スルコト
- 三、用事ヲ命セラレタルトキハ迅速ニ之ヲ辨スルコト
- 四、宿泊者ハ夜間執務スルコト多キヲ以テ電球ハ明ルキモノヲ使用スルコト
- 五、各室ニハ少クトモ一ツノ机ヲ設備シ執務上便ナラシムルコト
- 六、朝ノ出發時刻ハ前夜宿泊者ヨリ指示アルヘキニ因リ其ノ時刻ニ遅ルルコトナキ様特ニ注意スルコト
- 七、宿泊者ハ食事セサル場合多カルヘキヲ以テ豫メ之カ要否ヲ確メ置クコト
- 八、宿泊料其ノ他一切ノ費用ハ宿泊者ノ負擔ニシテ統監部縣市ニ於テハ之ニ一切關係セサルモノニ付承知セラレタシ
- 九、長距離電話ノ使用多カルヘキヲ以テ使用者通話先及通話數ヲ明確ニシ其ノ料金ノ請求洩レナキ様注意スルコト
- 一〇、宿泊者ノ大部分ハ十一月九日ヨリ五泊位ノ豫定ナルモ其ノ後若干名ハ殘留スルコトアルヘシ
- 二、宿泊料ハ大體左ノ標準ニ依リ各宿泊者ト夫々協定セラレタシ
  - 一 泊 二圓乃至三圓五十錢 (晝食料ハ含マズ)

但シ缺食ノ場合ハ相當額ヲ控除ノコト

昭和九年十一月

群馬縣新聞係

## 第八篇 工 營

### 第一章 營繕・土木・水道

#### 第一節 營 繕

##### 一、奉迎門建設

陸軍特別大演習に際し長くも 聖駕を迎ふるの光榮に浴するに當り、市民の熱烈なる誠意を表する爲、前橋驛前廣場に奉迎門を建設せり。其の建設仕様書並圖面、別記の如し。

##### 二、歡迎門建設

參謀總長宮殿下御招宴場たる久留万高等小學校南門際に、高さ八米四八四耗(四間六分)、通幅員七米二七二耗(四間)の歡迎門を建設したり。

##### 三、市民奉迎所設置

曲輪町三一番ノ一空地間口七〇米(三八間五分)、奥行三米六三六(二間)、面積二五五平方米(七七坪)を借入し、杉丸太に紅白の布を巻付、柵を設けて一般市民の奉迎所となしたり。

工 營



四、臨江閣及同別館

臨江閣は、大本營並行在所御駐轡中の非常御立退所に決定せられ、同別館は大演習關係諸行事に供用の關係上、修補の必要を感じ、左記の如く之が工事を施行したり。

1. 臨江閣

- 一、階上襖張替
  - 一、玄關脇窓硝子障子新調
  - 一、玄關前良戸新調
  - 一、留守居室窓硝子新調
  - 一、留守居室押入襖新調
  - 一、留守居室木部灰洗
  - 一、壁塗装
  - 一、疊替八十八疊
  - 一、茶室疊替十二疊半
2. 臨江閣別館
- 一、洋室模様替
  - 一、洋室二階梁補強工事
  - 一、階段下模様替

- 一、携帶品預所設備
- 一、厨房建設
- 一、南側縁先硝子障子新調四十二本

五、久留万高等小學校

本校は、參謀總長宮殿下及參謀本部總務部長の招宴場に充用せらるる關係上、校舎の内外に互り、左記の如く修繕工事を施行したり。

- 一、柵修繕 延長四十七間三分 地上高サ一間一分 地下七分
- 一、駒寄修繕 延長五十三間
- 一、南校舎修繕 階上 階下 天井 羽目 床修繕及灰洗 壁塗裝 中央昇降口修繕及霧除付替 渡板ノ間及大戸改造
- 一、東西便所修繕 灰洗並壁塗裝
- 一、南門改築 柱 鐵筋混凝土花崗岩人造洗出塗 門扉 煉鐵兩開建
- 一、便所模様替 貴賓便所ニ充用ノ爲職員便所模様替
- 一、藤棚修繕 南門際間口八間奥行四間
- 一、運動場砂入 運動場全面ニ砂撒布七立坪

六、市廳舎



大演習に關聯し、市廳舎内外の修繕を施行したるが、其の工事左の如し。

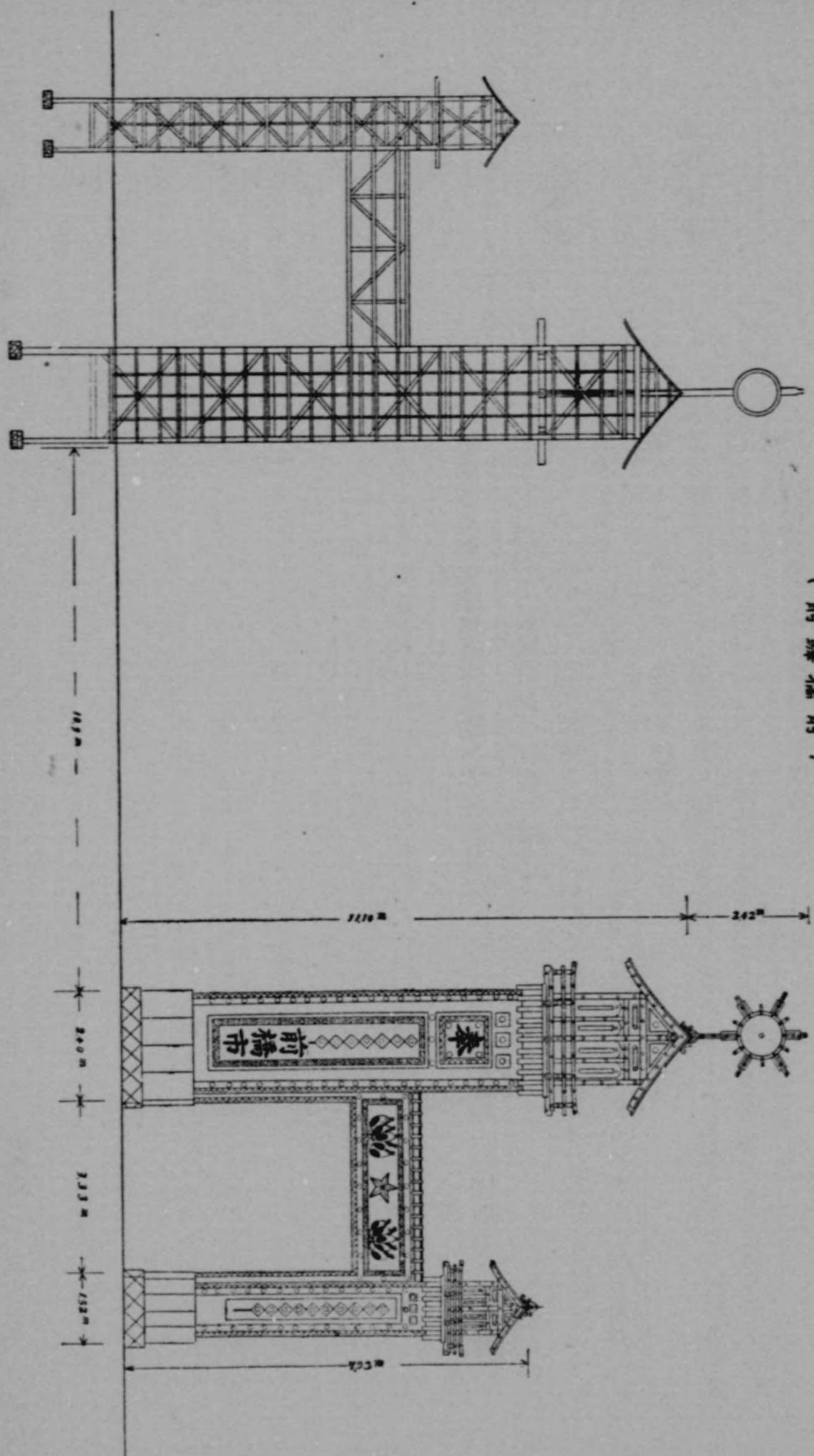
- 一、第一課事務室 應接室 參事會室 議員控室 廊下 玄關ノ壁及天井塗裝
- 一、市廳舎正門 主柱高サ地上七尺四寸 袖垣高サ地上七尺 通幅二間 袖通幅四尺五寸 鐵筋混凝土ノ構造 木製扉ニ改築
- 一、土壘 延長三十四間七分 高サ三尺ノ改修 樹木玉イブキ五十二本新植

奉迎門建設仕様書

- 一、奉迎門 通幅員 十米九十七浬(六 間) 袖通幅員 三米三十三浬(一間八分三厘)
- 一、本 柱 下部大サ 方二米四十浬(一間三分二厘) 上部方 二 米(一間一分)
- 一、袖 柱 下部大サ 方一米五十二浬(八分三厘) 上部方 一米八浬(五分九厘)
- 一、柱高サ 本柱總高サ 十三米五十二浬(七間四分三厘) 袖柱總高サ 七米九十三浬(四間三分六厘)

基礎	構造大要	様式	和式塔型
地形其他	屋根形状及葺材料	外部	腰花崗岩荒切石張付上部木骨漆喰塗及「ペイント」塗 ● 流レ破風造リ引渡二二二程(七寸)勾配トシテ亞鉛引鐵板瓦葺葺銅青色「ペイント」塗 袖繫キ屋根青色瓦葺
			本柱下タ深サ二米(一間一分)掘下ケ袖柱下タ一米四十浬(七分七厘)掘下ケ栗石及目潰砂利ヲ以テ十分搗キ堅メ同周圍ハ搗堅メツツ埋戻シ平均ス

門迎奉市橋前  
(市廳橋前)





外部仕上	補強構造	屋根構造	軸部構造
ス 周囲著色漆喰塗壁面突出部ハ木材著色「ベイント」塗各所電飾五燭光電球一千箇點火ト	棟木上端ヨリ徑二種ノ「ワイヤロップ」ヲ垂下シ地上ニ於テ松大角材十字形ニ緊結ナシ 同上ニ石及砂利等ヲ以テ重量ヲ加ヘ(本柱下タ十二立米(二立坪)袖柱下タ六立米(一立坪)各々詰込)風震災等ノ場合ニ備フ	桁其他杉一〇六耗(三寸五分)角柄差シ組合セ水平斜材其ノ他「ボールド」縮メ屋上突出部支柱鐵「アングル」幅四九耗(二吋)ヲ松材ニテ覆ヒ「ボールド」縮メトナシ圓形板金物縮メトナシ兩面ヨリ鏡硝子板嵌込ミトス	杉九種(三寸)角一米八一八耗(六尺)毎ニ亂繼キ隅々抱キ合セ金物縮メ胴繫キ短柄差シ金物縮メ斜材杉大横釘打チ間柱杉四五耗(一寸五分)角四五四耗(一尺五寸)間ニ配列釘打チ胴縁杉大横木舞檣杉小横釘打トス



第二節 土 木

本市の道路並側溝等は、逐年漸次改良工事を施行し來りたるも、本年陸軍特別大演習に際しては、一層之を完備して聖駕を奉迎すると共に、行幸御道筋を豫想し著々之が準備を進め、大演習關係豫算の成立に依る土木事業と、農村振興土木事業とに依り、道路の擴張、改修及舗装、橋梁の改築等に専念し、大演習期日以前に之が完了を見たり。其の概要左記の如し。

土木事業として施行せしもの

工事區別	施行箇所	延長	幅員	面積	摘要
簡易舗装	堀川 町自前橋郵便局角間	四一九、六	三、七一	一、五六〇	
簡易舗装	堀川町東通自前代田利根橋通	一六二、五	二、八九	四七一	
簡易舗装	堀川町東通自前代田利根橋通	四五一、二	三、八九	一、七五六	
簡易舗装	向町 通自細ヶ澤町縣道間	九四〇、〇	四、八〇	四、五一二	
簡易舗装	柳橋 通自岩神町利根橋通間	一五六、三	四、五六	七一四	
簡易舗装	琴平町 通自琴平町電車通間	三五一、三	四、四九	一、五七九	
簡易舗装	利根橋通自前代田久留万小學校東角間	二七五、〇	三、二九	九〇七	
簡易舗装	利根橋通自前代田久留万小學校東角間	八九、〇	内法幅一尺二寸		混泥土レ型側溝
側溝新設	利根橋通田中町地内				

側溝改築	向町 通 向町地内	九一、五	内法幅一尺二寸	深 一 尺	混泥土側溝
道路擴張	横山町芳町線自横町政淳寺前間	二、三、〇	五、〇		幅員一間三分擴張

農村振興土木事業として施行したるもの

工事區別	施行箇所	延長	幅員	面積	摘要
道路改良	清王寺町群馬縣師範學校前通	二八三、三	三、三〇	九三五、六	
道路改良	前橋中學校北通 自前代田縣道交叉點間	六二四、五	四、九五	三、〇九一、二	
道路改良	天川原前橋中學校前通	二七四、三	四、五〇	一、二三七、〇	幅員一間五分擴張
路面舗装	久留万橋通自本町商工會議所前間	五五二、九	四、六四	二、五六五、四	
路面舗装	利根橋通自前代田久留万高等小學校東角間	二二〇、〇	四、四〇	九六八、〇	
路面舗装	武 德 殿 前 通	七二、七	一〇、一七	六四〇、九	
路面舗装	新町赤十字社支部病院前通	二九、三	六、〇五	一七三、八	
路面舗装	曲輪町群馬會館前子供公園南通	四九、五	四、〇七	二〇一、四	

演 壇 新 設

前橋公園廣場は從來屢々各種の式場に充用せしも、演壇の設備なき爲不便尠なからざりし事實と、特に大演習に際し諸行事の便益とを考慮し、間口四間、奥行二間五分、高さ六尺仕立、周圍石垣積、上部花崗岩、手擦付演壇を建設したり。



第三節 上水道

聖駕奉迎に際し衛生上の完璧を期し、且つ水源の整地及水道の普及を計る目的を以て、六月十五日水道委員會を開會し、給水装置の無料施行並之に伴ふ壹萬壹千五百餘圓の追加豫算を議したるが、爾來特別大演習に關聯して、執行したる事務の概要は、左記の如し。

六月十七日工費貳千百圓を以て水源整地工事を起し、八月五日竣工を告げ、次で唧筒・吸水井・濾過池・淨水池に投藥清掃を行ひたるが、十月一日より之が間接的關係を有する池水を乾涸せしめ、更に十月一日本縣警務部長より「水道設備監視警戒ニ關スル件」通牒ありたるを以て、十月四日より警備係一人助手二人をして、晝夜淨水場を監視警戒せしめたり。同月二十一日警察部長より「御料水ニ關スル件」照會ありたるに付、同月二十五日之が回答を發送せり。右通牒、照會、回答の全文別記の如し。

尙、右淨水場の監視警戒は十一月十八日に及びたるが、先之、十一月九日より本縣衛生課は巡查一人を派遣して、是亦淨水場の警戒に當らしめたり。

祕演第二七號

昭和九年十月一日  
前 橋 市 長 殿

警 務 部 長

水道設備監視警戒ニ關スル件

今秋ノ行幸竝ニ大演習ニ關シ貴市上水道水ヲ御料候補水トシテ其ノ筋へ成績報告中ニ有之候ニ就テハ其ノ裝置全般ニ互リ特ニ之ヲ監視スルノ要アリト存候條監視吏員ヲ設置其ノ他ノ方法ヲ講シ爾今縱覽ヲ禁シ猥リニ構内ニ人畜ヲ出入セシメサルハ勿論嚴重監視警戒セラルル様特ニ御配意相煩度此段及通牒候也

追テ水道關係吏員備人及其ノ家族ニ對スル健康狀態ハ特ニ注意シ新ニ係員ヲ任命スル場合ハ特ニ人選シ其ノ性行及健康狀態ニ留意シ健康診斷豫防注射其ノ他ノ衛生施設ヲ完了セシムルト共ニ其ノ住所氏名年齢等速ニ報告セラレタシ

演祕衛第二七號ノ二

昭和九年十月二十一日  
前 橋 市 長 殿

群 馬 縣 警 察 部 長

御料水ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本月一日附祕演第二七號ヲ以テ通牒致置候處御料水トシテ御使用相成コトニ内定致シ候ニ就テハ今後一層關係者ノ衛生上ノ注意及施設ニ對スル監視警戒等萬遺漏ナキ様御取計相成候様致度  
追テ直前及行幸期間中ニ於ケル監視警戒ニ就テハ當部ヨリ警官二名ヲ派遣スルノ見込ナルモ貴市ニ於ケル警戒計畫從事人名等承知致度候ニ付圖面添付至急御回報相煩度

水發第三八四號

昭和九年十月二十五日  
工 警

前 橋 市 長



群馬縣 警察部長殿

御料水ニ關スル照會ノ件ニ付回答

十月二十一日付演祕衛第二七號ノ二ヲ以テ御照會相成候標記ノ件之カ警備計畫並其ノ係員左記ノ通ニ候條淨水場平面圖相添へ此段及回答候也

記

警備計畫

一、左記係員ヲ置キ水源並淨水場内ヲ間斷ナク巡回シ些ノ支障ナキ様監視セシムルト共ニ適宜淨水場係員ノ家庭ヲ巡視シテ衛生上ノ注意ヲセシム

一、警備係 前橋市書記 中村登免 八

助 手 同 水栓番 加邊宗五郎

同 同 小林權太郎

一、淨水場平面圖

(省略)

水道の普及に關しては、大演習を機會に一般需用者に對し、無料を以て給水装置を施工し、之が増加に努むる所ありたり。尙、大演習直接關係として、本縣及東京鐵道局等の委託に依り施工したる工事の要は、左記の如し。

一、縣 委 託

六月二十三日の委託に依り、九月二十一日縣廳構内私設消火栓設置工事に著手、同月二十七日竣工、此の工費金五百四拾五圓七拾壹錢

八月四日の委託に依り、十月七日大本營御浴室廻り及假設建物内給水施設、其の他損料工事に著手、同月三十一日竣工此の工費金參百六拾七圓九拾壹錢

八月三十日大本營構内私設消火栓の附屬物を縣に讓渡す、此の料金貳百九拾七圓

十月十五日の委託に依り、同月二十二日御料品調進所内給水工事に著手、同日竣工、此の工費金參拾壹圓五拾四錢

十月二十日の委託に依り、同月二十一日假縣廳舍(元前橋中學校)構内、自動車洗場給水工事に著手、當日竣工、此の工費金四拾貳圓六拾七錢

十月二十日の委託に依り、十一月一日敷島尋常小學校庭内、自動車洗場給水工事に著手、當日竣工、此の工費金參拾參圓九拾參錢

二、東京鐵道局委託

八月十四日の委託に依り、十月二十三日前橋驛假廳舍内給水工事に著手、同日竣工、此の工費金拾五圓九拾六錢

十月四日の委託に依り、同月二十三日線路工手詰所内給水工事に著手、同日竣工、此の工費九圓七拾八錢

十月十一日の委託に依り、同月二十三日前橋驛構内御召列車洗滌用給水工事に著手、同月三十日竣工、此の工費金百拾壹圓六拾七錢

十月二十四日の委託に依り、同月三十日前橋驛構内自動車洗滌用給水工事に著手、當日竣工、此の工費金五拾壹圓九錢



三、其の他の委託

十月二十七日本縣警察部長の委託に依り、十一月五日曲輪町警察練習所内、天川原片倉製絲乾繭場内、城南尋常小學校内、中川尋常小學校内の四箇所を假設せられたる御警衛應接警察宿舍給水工事に著手、同月五日竣工、此の工費金五拾七圓八拾四錢

右の外十月十二日前橋土木出張所長の照會に係る、御道筋撒水の爲公設消火栓使用の件を承認せり。尙、御駐紮中御浴室廻り、假設建物内給水装置調査等の爲、技師黒沼才一郎及職工駒勝太郎に對しては、御門鑑を下附せられたり。

## 第九篇 警備及衛生

### 第一章 警 備

#### 第一節 事務の概要

陸軍特別大演習並地方幸警防に關しては本市消防組員を以て之に當らしめ、警察官と協調の下に諸般の計畫を樹立したるが、此の重大勤務の光榮に浴したる各組員は、只管恐懼感激し、警防期間中は特に異常なる關心を以て其の任に膺りたる結果、幸にして恙もなく空前の責務を果遂することを得たり。之が事務の概要左記の如し。

#### 一、前例調査

三月六日より五日間、主務課長は消防組頭、警察官と共に、前年の大演習地たりし福井市に出張し、警防に關し詳細なる調査を遂げて歸郷せり。

#### 二、協議打合

九月より例月三日を會議日と定め、前橋警察署管内消防組頭、本市消防組各部頭及關係係員は、前橋警察署に會合して大演習並地方幸警衛警防に關する諸事項につき、協議打合せを爲したる外、別に本市消防組に於ては前後五回に互り役員協議會を開催して諸般の準備を進め、職務遂行上に萬全を期したり。



三、機械器具の整備

本市消防用設備の唧筒自動車七臺中昭和八年調製の一臺を除き、使用年數最も長き二臺は、車體塗粧部著しく變色或は剝落したるにつき、之が總塗替を施し「ニツケル」部は全部再鍍金を行ひ、爾餘の四臺も亦手入修繕塗粧を爲すと共に各機關並唧筒部の内外に就て嚴密なる検査試運轉を行ひ、一朝有事に際しては全能力を發揮し、遺憾なく其の重任を遂行し得らるる如く細心なる注意を拂ひたり。

四、警防詰所の整備

本市消防器具置場左記六箇所は警防詰所に充用の關係上、破損部は之を修補し、設備の提燈は全部の張替を行ひ、高張提燈用として各箇所毎に臨時電燈二箇の取付を爲したる外、從來警備勤務連絡通報用としては警察署と第四部器具置場間に非常電話の存せしのみにして、其の他の器具置場には之が設備を缺如せしにつき、期間中は最も近距離の公衆電話に電鈴を取付け、警察署望樓には見張員を勤務せしむる關係上、第四部器具置場迄これ亦電鈴を取付け、以て火急に備へたり。尙、大本營・行在所外特別警防隊用としては曲輪町七十番地高村小文治方を充用し、詰所一箇所を増設せり。各詰所所在地左の如し。

- 第一部 前橋市役所構内
- 第五部 新町二十五番地
- 第二部 向町七十五番地
- 第六部 城南尋常小學校構内
- 第三部 小柳町四十六番地
- 特別警防隊 曲輪町七十番地
- 第四部 前橋警察署構内

五、組員服裝の新調

警防員は總て消防組員制規の服裝を爲すべく定められたるも、本市は既に前年度に於て消防手全員の衣袴は甲種に改め

たるを以て、今回更に役員全部に甲種の衣袴を新調し、黒巻脚絆、黒靴は之を全員に支給し、以て全く制規の服裝に統一したり。

六、水道消火栓の標示

警備上最も密接なる關係を有する水利に恵まれたる本市は、市内を縱横に貫流する川水の外に水道消火栓六百餘箇の設備を有するも、實際の使用上組員が其の所在箇所を正確に記憶し置くことは、甚だ困難なる事實に鑑み、萬一の場合に處し即時消火栓の所在を明瞭ならしむる爲、各地の状況を調査研究の結果、標示板を作製し、其の所在を一層判明ならしむることに決定、大演習開始前迄に之が取付を終了したり、其の型狀は珉瑯製直徑九寸の圓板にして、兩面赤地に白文字を以て「消火栓」と表はしたる永久的標示板なり。

七、祈願祭

玉體御安泰 警防任務無事遂行祈願の爲、十月十七日日本市消防組役員並警察署長及係員は、國幣中社貫前神社・縣社八幡宮・縣社東照宮に参拜して祈念を凝し、御守護札を拜受して勤務中之を所持したり。尙、十一月三日前橋公園に於て執行せられたる市主催祈願祭に参列せり。大演習終了と共に前記各神社に御禮詣を果し、又前橋公園に於て執行せる市主催の報賽祭に参列せり。

八、火防宣傳並検査

第一回

群馬縣消防義會主催を以て十月十八日より三日間に亙り、縣下一齊の火防宣傳を實施するに當り、義會は曩に縣内より大演習に因める火防ポスター圖案及標語を懸賞募集したるが、右懸賞中優秀なるものを選定印刷して送付し來りたるを以て、本市に於ては消防組員を總動員し「ポスター」は衆目に觸るる要所に之を掲示し、標語は別に本市に於て



作製したる別記「火防宣傳ビラ」に刷込み、小學校兒童を通して其の家庭に配布し、市内毎戸に對しては嚴重なる検査を施行し、火防觀念の普及徹底に努力したり。即ち検査員は別記検査票に示されたる火災原因となるべき箇所に就き、詳細に其の良否を點檢の上、全部良好なる場合は「済」と捺印し、一箇所にても不良なる時は「未済」として處理し再検査を行ふこととなせり。

第二回

大演習期日直前に於て實施するを效果多しと認め十一月五日之を施行せり。此の日午前中組員を二隊に分ち、一隊は前回火防検査の際「未済」として處理したるものにつき再検査を行ひ、一隊は唧筒自動車六臺に警察自動車一臺を加へて之に分乘し、約三時間を費して市内全般に互り「火防宣傳ビラ」を撒布し、以て警火思想の喚起に努めたり。尙午後は左記六箇所に於て各受持部内の消火器検査を施行せり。

- 第一部 前橋公園 第四部 紺屋町群馬大同銀行倉庫前廣場
- 第二部 向町共同組製絲所構内 第五部 新町器具置場
- 第三部 小柳町器具置場 第六部 前代田 代田神社境内

九、假縣廳合警備

縣は八月月上旬元前橋中學校を假廳舎として移轉したるも、防火設備不完全なる爲、特に警戒の必要ある實際に徴し、本市消防組に對し夜警勤務を懇請し來りたるを以て、組頭は警察署長と協議の上之を受諾し、八月二十一日より十一月七日に至るの間、一箇部一週間交代とし毎夜二人宛、ホース六本、管槍一本、消火栓鍵一箇を備へて、之が勤務に服した

ラビ傳宣防火



群馬縣消防會  
前橋市警察署消防組

火防検査票

火防検査票		前橋		警署	
場所	良否	場所	良否	市消防組	役所
煙突		薪炭置場		済又ハ未済	所
風呂場		火鉢・炬燵			
火消壺		灰捨場		第十月	
電氣・コンロ		電気其他		部	日

警備及衛生



第二節 警防消防組員服務心得

陸軍特別大演習並地方幸期間中は、常時に比し一層縣民の自警精神を喚起し、火災盜難其の他の災害發生を未然に防  
止し、舉縣の靜謐を保持する爲、縣は十月一日訓令乙第六六五號を以て「陸軍特別大演習並地方幸地方警防消防組員服  
務心得」を公布し、次で同月三日演習第七四號を以て「陸軍特別大演習並地方幸前橋市特別警防隊員服務心得」を指示  
し、別に同月二十七日演習第一二〇號を以て「大本營行在所外特別警防隊員服務心得」を示され、本市消防組も亦「陸軍  
特別大演習並地方幸前橋市特別警防隊員服務心得内規」を制定したり。右全文左記の如し。

一、陸軍特別大演習並地方幸地方警防消防組員服務心得

◎訓令乙第六六五號（保）

警 防 組 署  
昭 和 九 年 十 月 一 日 群 馬 縣 知 事 金 澤 正 雄

陸軍特別大演習並地方幸地方

警防消防組員服務心得

第一條 陸軍特別大演習並地方幸期間中常時ニ比シ一層縣民ノ自  
警精神ヲ喚起シ火災盜難其ノ他ノ災害發生ヲ未然ニ防止シ舉縣靜  
謐ヲ保持スル爲消防組員ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ警防員トシテ市町

村及在郷軍人分會並青年團等ト連絡ヲ執リ本心得ニ依リテ防火其  
ノ他ノ警備警戒ニ從事スヘシ

第二條 地方警備期間ハ十一月八日ヨリ同月十八日迄トス

第三條 警防員ハ光榮アル任務ト重大ナル職責ヲ自覺シ至誠以テ其  
ノ任ニ當リ常ニ堅忍自重全力ヲ竭シテ其ノ目的達成ニ努ムヘシ

第四條 警防員ハ常ニ精神ヲ緊張シ嚴肅ナル紀律ノ下ニ耳目ヲ敏活  
ニシ災害ノ豫防鎮壓ニ努ムヘシ

第五條 警防員勤務ニ服スルトキハ常ニ慎重ナル態度ヲ持シ苟モ縣  
民ノ反感ヲ招クカ如キコトナキ様心掛クヘシ

第六條 消防組頭其ノ他ノ指揮者ハ警防員ニ對シ毎朝必要ナル事項  
ヲ懇篤ニ訓示シ且服裝機械器具等ノ點檢ヲ行フヘシ

第七條 各消防組ハ各部毎ニ警防詰所ヲ設ケ毎日晝夜ヲ通シテ小頭  
一名消防手八名以上勤務ニ服スヘシ

但シ前橋消防組ノ警防勤務ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム第八條警防詰  
所ニハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

縱六尺横一尺ノ何詰所ト記載シタル看板ヲ掲示シ夜間ハ同一ノ標  
識アル高張提燈ヲ掲出スルコト

告 知 板

警 防 日 誌

消防機械器具

受持區域内警防圖（水利、交通、諸官衙其ノ他重要箇所記入）  
警防詰所附近ニ電話アル場所ハ連絡其ノ他連絡ノ爲ノ借用ニ支  
障ナキ様交渉シ置クコト

自轉車其ノ他必要ナル乗物

第九條 警防員ハ總テ消防組員制規ノ服裝ヲ爲スヘシ

第十條 警防員ハ晝夜其ノ受持區域内ヲ巡邏査察シ諸般ノ警備ニ任  
スヘシ

第十一條 警防員ハ自警奉仕ヲ旨トシ苟モ消防精神ニ悖ルカ如キ言  
動ナキハ勿論特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 火 災 豫 防  
常ニ火災ニ關スル注意心ノ喚起ニ努メ夜間ノ巡邏ニ當リテハ特  
ニ學校、劇場、工場、病院其ノ他火氣ヲ取扱フ場所ニ注意シ火  
災ノ未然防止ヲ期スルコト

二 盜 難 豫 防  
警備及衛生

戸締ヲ勵行シテ盜難豫防ニ努メ舉動不審ノモノアルトキハ警察  
官吏ニ速報スル等適宜ノ措置ヲ講スルコト

但シ警察官吏ト齊シキ舉措ニ出ツルカ如キ越權ノ言動ハ嚴ニ慎  
ムコト

三 精神病者ノ觀察

受持區域内ニ於ケル精神病者ノ動靜ニ注意シ監置室ヲ脱走シ又  
ハ未監置精神病者ニシテ監視ヲ離レ他ニ立廻ルカ如キコトナキ  
ヲ期スルコト

四 保安上重要ナル場所ノ警戒

保安上重要ト認メラルル火藥貯藏所、火藥消費所、發電所、變  
電所、石油大量貯藏所其ノ他危險ノ虞アル場所ハ時ニ管理者其  
ノ他ノ關係者ト連絡シ災害ノ未然防止ニ努ムルコト

五 御眞影奉安所警戒

御眞影奉安所ニ對シテハ學校當局ト協力シ特ニ嚴密ナル警戒ニ  
任シ時宜ニ應ジテハ警備員ヲ配置スル等之カ警備ノ萬全ヲ期ス  
ルコト

六 交 通 整 理

交通頻繁ナル道路其ノ他危險ナル場所ニ對シテハ事故防止ノ方  
途ヲ講シ時宜ニ應ジテハ警防員ヲ配置シ交通ノ安否ト圓滑ヲ期  
スルコト

但シ大演習施行地域内及行幸御道筋ニ於ケル交通整理ニ關シテ  
ハ特ニ警察官吏ノ指揮アル場合ノ外出動スルニ及ハス

七 其 ノ 他



- 迷子、拾子等アリタル場合ハ警備詰所ニ收容シ住所、氏名、年齢、人相、著衣等ヲ公示シ一面警察官吏ニ通報スル等適切ナル方法ヲ講スルコト
- 八 前各號ノ外所轄警察署長ニ於テ必要ト認メ指示シタル事項
- 第十二條 警防員ハ左ノ事項ヲ通知シタルトキハ警察官吏ニ通報スヘシ
  - 一 出火アリタルトキ
  - 二 精神病者其ノ他注意ヲ要スト認ムル者ニシテ大本營(行在所)所在地又ハ演習地地方ニ立廻ル虞アルトキ
  - 三 御眞影奉安所ニ異狀アリト認メタルトキ
  - 四 不穩ナル流言又ハ印刷物若ハ樂書アリタルトキ
  - 五 殺人、強盜其ノ他重大ナル犯罪アリタルトキ
  - 六 變死者アリタルトキ
  - 七 墜落又ハ不時著陸ノ飛行機アリタルトキ
  - 八 其ノ他必要アリト認メタルトキ
- 第十三條 警防員ハ火災其ノ他ノ變災ニ際シテハ特ニ左ノ事項ヲ遵

演保第七四號

指示

前橋警察署  
前橋消防組

陸軍特別大演習地方行幸前橋市特別警防隊員服務心得

二、陸軍特別大演習地方行幸前橋市特別警防隊員服務心得

昭和九年十月三日

警務部長

- 守スヘシ
  - 一 電話、傳令其ノ他便宜ノ方法ニ依リ警察署ニ通報スルト共ニ迅速ニ之カ饋歷ノ方法ヲ講スルコト
  - 二 「サイレン」警鐘ノ類ハ大本營(行在所)ヨリ八軒以内及行幸當日其ノ御道筋ヨリ八軒以内ニ於テハ之ヲ使用セサルコト
  - 三 他町村ノ火災等ニハ應援區域ノ外特ニ所轄警察署ノ指揮ヲ俟テ出動スルコト
  - 四 前項出動ノ場合ハ「サイレン」ヲ使用セス一定ノ標識ニ依リ非常進行ノ信號ト爲スコト
  - 五 非番員ハ速ニ出動スルコト
  - 第十四條 警防員ハ非番中ト雖何時ニテモ出動シ得ル標準置シ置クヘシ
  - 第十五條 警防員ハ特ニ健康保持ニ留意シ勤務ニ支障ヲ來スカ如キコトナキ襟心掛クヘシ
  - 第十六條 本規定施行ノ爲ニ必要ナル事項ハ所轄警察署長之ヲ定ム

陸軍特別大演習地方行幸前橋市特別警防隊員服務心得

第一條 警防員ハ前橋消防組員ヲ以テ組織シ特別大演習地方行幸地

方警防消防組員服務心得ヲ遵守スルノ外本心得ニ依リ勤務スヘシ

第二條 警防員ハ光榮アル任務ト職責ノ重大ナルヲ自覺シ至誠以テ其ノ任ニ當リ常ニ堅忍自重身ヲ賭シテ之ニ膺ルノ覺悟ナカルヘカラス

- 第三條 前橋市特別警防隊ノ警防區域ハ前橋市並ニ近郊接續地トシ警防期間ハ十一月八日ヨリ同月十八日迄トス
- 第四條 警防員ハ前橋警察署長及保安係特別警防中隊長ノ指揮命令ニ從フノ外警備警備ニ服スル警察官吏ト連絡協調ヲ保持シ以テ任務遂行ニ努ムヘシ
- 第五條 警防員ハ専ラ大本營(行在所)附近ノ警備保持ヲ期スル爲主トシテ前橋市内ノ防火其他ノ警備警戒ニ任スルモノトス
- 第六條 警防員ノ勤務並ニ配置ハ前橋警察署長ノ定ムル處ニヨル

三、大本營・行在所外特別警防隊員服務心得

陸軍特別大演習大本營・地方行幸行在所  
外特別警防隊員服務心得

- 第一條 警防隊員ハ特別大演習地方行幸地地方警防消防組員服務心得ヲ遵守スルノ外本心得ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 警防隊員ハ其ノ任務ノ光榮且重大ナルヲ自覺シ常ニ緊張ヲ失セス至誠以テ事ニ當リ奉公ノ誠ヲ致スヘシ
- 第三條 警防隊員ハ大本營及行在所ノ當該係員ヨリ通報アリタルトキハ直ニ出動シ大本營及行在所ノ警防ニ全力ヲ盡スヘシ

警備及衛生

第七條 勤務中ハ特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一、制規ノ携帶品以外ノ物品ヲ携帶セサルコト
- 二、勤務中ハ勿論休憩中ト雖モ警備ヲ旨トスルコト
- 三、勤務上必要アル場合ノ外詰所外ヲ濫リニ徘徊セサルコト
- 四、消防活動ニ從事スルトキハ撤活警備ヲ旨トスルコト
- 五、消防用機械器具ハ不時使用ニ支障ナキ様常ニ心掛クルコト
- 六、當該警察官吏ノ許可ヲ得シテ大本營(行在所)又ハ皇族御宿舎並ニ大臣其ノ他顯官ノ宿舎内ニ立入ラサルコト
- 第八條 火災其ノ他ノ變災ニ際シテハ「サイレン」及警鐘等ヲ使用セス適當ノ標識揭示ヲ以テ非常進行ノ信號トナスヘシ
- 第九條 本心得施行ノ爲ニ必要ナル事項ハ前橋警察署長ノ定ムル所ニ依ル

第四條 警防隊員ハ衛兵、憲兵及警備警備ニ服スル警察官吏ト連絡協調ヲ保持スヘシ

- 第五條 勤務中左ノ事項ヲ發見シタルトキハ速ニ部隊長ニ報告スヘシ
  - 一、前橋市内ニ於ケル出火其ノ他ノ災害ヲ認知シタルトキ
  - 一、大本營、行在所ニ異常アリト認メタルトキ
  - 一、消防器具及水利並ニ電話等ニ故障ヲ生シタルトキ
  - 一、舉動不審者ヲ發見シタルトキ



警備及衛生

- 一、其ノ他警備上特ニ注意ヲ要スル事項
- 第六條 警防隊詰所ニハ左ノ機械器具並ニ簿冊ヲ備フヘシ
  - 一、自動車ポンプ
  - 一、消火栓ノ位置圖
  - 一、勤務日誌
  - 一、勤務表

第七條 大本營、行在所外特別警防隊ノ編成及要員左ノ如シ

警部兼一	隊長		分隊長		部		計
	甲	乙	甲	乙	巡查	消防小頭消防手	
巡查部長一	二	二	一	一	一〇	一〇	一三
					一	一〇	一三

隊長ハ大本營行在所警備中隊長兼任トシ巡查部長一巡查四ハ保安大隊ヨリ配置スルモノトス

第八條 分隊長ハ隊長ノ指揮ニ從ヒ隊員ヲ指揮監督ス

第九條 警防隊員ノ勤務配置ハ左記ニ依ルヘシ

- 一、午前七時交代ノ隔日勤務トス
- 但シ必要ニ依リ變更スルコトアルヘシ
- 二、大本營、行在所外特別警防期間ハ十一月九日ヨリ十一月十八日迄トス
- 三、勤務ハ見張、警邏、休憩ノ三種トシ別紙勤務表ニ依ルヘシ
- 見張ハ詰所内見張場ニ於テ外部ノ異常ニ留意シ警邏ハ大本營、行在所、附近ノ水利其ノ他ノ狀況ヲ查察シ休憩ハ必ス室内トス

休憩中ト雖靴、上衣ノ外脱裝セス何時ニテモ出動シ得ル様準備シ置カルヘシ

- 第十條 勤務中ハ特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ
  - 一、制規ノ携帶品以外ノ物品ヲ携帶セサルコト
  - 二、勤務中ハ勿論休憩中ト雖モ靜肅ヲ旨トシ苟モ喧嘩ニ涉ルカ如キ言動アルヘカラス
  - 三、大本營及道路ヲ視見シ又ハ詰所外ヲ徘徊スヘカラス
  - 四、勤務中ハ不謹慎ナル言動ヲ爲スヘカラス
  - 五、消防作業ニ從事スルトキハ敏活靜肅ヲ旨トシ總テ部隊長ノ指揮ニ俟ツヘシ
  - 六、機械取扱者ハ之カ不時使用ニ遺漏ナキヲ期スヘシ

但シ試運轉ハ隊長ノ指揮ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スヘカラス

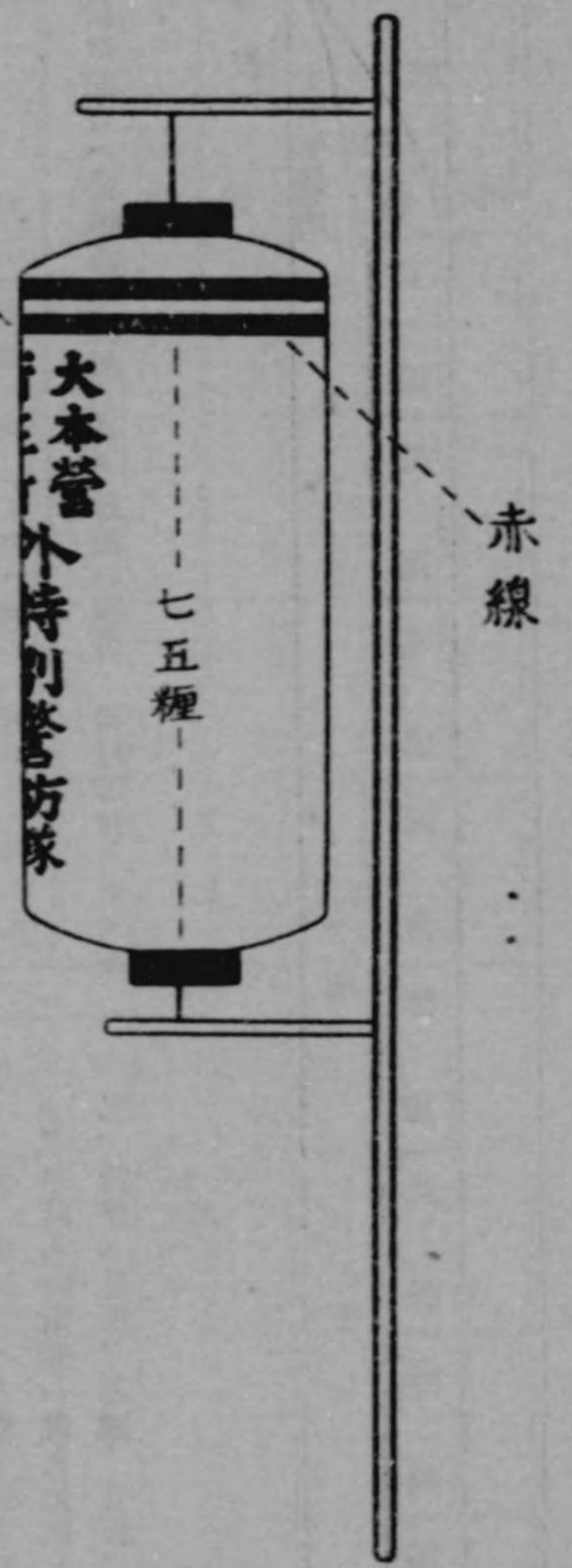
第十一條 警防隊員ハ非番ト雖モ何時ニテモ出動シ得ル様準備シ置クヘシ

第十二條 警防隊員ハ別ニ定ムル腕章ヲ着用スヘシ

第十三條 警防隊員詰所ニハ別記様式ノ看板及提燈ヲ掲出スヘシ



赤ハ官警取 赤ハ官警取



大本營 外特別警防隊 行在所

四、陸軍特別大演習並地方行幸前橋市特別警防隊員服務心得内規

- 第一條 陸軍特別大演習並地方行幸期間中ハ常時ニ比シ一層市民ノ自警精神ヲ喚起シ火災盜難其ノ他ノ災害發生ヲ未然ニ防止シ舉市靜謐ヲ保持スル爲メ警察官ノ指揮ニ從ヒ警防隊員トシテ在郷軍人分會並青年團等ト連絡ヲ執リ本内規ニ依リテ防火其ノ他ノ警備警戒ニ從事スヘシ
- 第二條 警防員ハ光榮アル任務ト重大ナル職責ヲ自覺シ至誠以テ其警備及衛生
- ノ任ニ當リ常ニ堅忍自重全力ヲ盡シテ其目的達成ニ努ムヘシ
- 第三條 警防員ハ常ニ精神ヲ緊張シ嚴肅ナル規律ノ下ニ耳目ヲ敏活ニシ災害ノ豫防鎮壓ニ努ムヘシ
- 第四條 警防員勤務ニ服スルトキハ常ニ慎重ナル態度ヲ持シ苟モ市民ノ反感ヲ招クカ如キ事ナキ様心掛クヘシ
- 第五條 前橋市特別警防隊ハ前橋消防組員ヲ以テ組織シ前橋市内並



警備及衛生

七七八

ニ近郊接續地ヲ警防區域トス  
 第六條 警防期間ハ十一月八日ヨリ同月十八日迄トス  
 第七條 前橋市特別警防隊ヲ六ヶ部制トシ各部器具置場ヲ詰所トス  
 第八條 警防員ハ制規ノ甲種服裝(黒靴、黒卷ゲートル)著裝トシ其ノ編成及要員左ノ如シ

隊長	副官	部	部長	隊員	計
一部	部頭又一	消防手八			九
二部	同	同	八		九
三部	同	同	八		九
四部	同	同	八		九
五部	同	同	八		九
六部	同	同	八		九

隊長並副官ハ常備消防詰所ニ於テ勤務シ隊員ノ指揮監督ヲナスモノトス

(別紙)

時刻	勤務別		見張	巡邏	電話	望樓	休憩	見張	巡邏	電話	望樓	休憩
	午前午後	後別										
一時												
二時												
三時												
四時												
五時												
六時												
七時												
八時												
九時												
十時												
十一時												
十二時												

第九條 警防員ハ前橋警察署長並隊長ノ指揮命令ニ從フノ外警備警備ニ服スル警察官吏ト連絡協調ヲ保持シ以テ任務遂行ニ努ムヘシ  
 第十條 各部隊長ハ毎朝交代時ニ必要ナル事項ヲ勤務員ニ懇篤訓授シ且ツ服裝機械器具ノ點檢ヲ行フヘシ  
 第十一條 警防員ハ自警奉仕ヲ旨トシ苟モ消防精神ニ悖ルカ如キ言動無キハ勿論特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ  
 一、火災豫防  
 二、盜難豫防  
 三、精神病者ノ觀察  
 四、保安上必要ナル場所ノ警戒  
 五、御眞影奉安所警戒  
 六、交通整理  
 七、其他必要ト認ムル事項  
 第十二條 警防員ハ左記ニ依リ勤務スヘシ  
 一、午前八時出勤一晝夜交代トス  
 二、勤務ハ見張、巡邏、電話、望樓、休憩ノ五種トシ別紙勤務表ニ依ルヘシ

- 見張  
 勤務者ハ一人ニテ詰所前ニ於テ立番トシ出火アリタルトキハ休憩員ト共ニ出勤スヘシ
- 巡邏  
 勤務者ハ二人一組ヲ以テ各都隊長ノ定メタル巡路ヲ警邏シ前條各號ニ注意スヘシ
- 電話  
 警備及衛生

- 望樓  
 電話勤務者ハ非常電話並傳令係トシテ一人勤務トス  
 二ヶ部ヨリ一名宛二名ヲ以テ警察署望樓ニ勤務シ出火ヲ認メタルトキハ電鈴ヲ以テ第四部隊長ニ通報スヘシ
- 休憩  
 休憩員ハ詰所内ニ在リテ待機シ出火アリタルトキハ見張員ト共ニ出勤スヘシ

七七九



警備及衛生

以上ハ何レモ一時間毎ニ輪番勤務トシ共ニ其ノ都度勤務表ニ捺印スヘシ

第十三條 各警防詰所ニハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

- 一、何々詰所ト記載シタル看板夜間ハ高張提燈ヲ掲出スルコト
- 二、告示板
- 三、警防日誌 (別表)
- 四、勤務表
- 五、消防機械器具
- 六、受持區域内圖
- 七、提燈
- 八、非常用電鈴

第十四條 勤務中ハ特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一、制規ノ携帶品以外ニ物品ヲ携帶セサルコト
- 二、勤務中ハ勿論休憩中ト雖モ靜肅ヲ旨トスルコト
- 三、勤務上必要アル場合ノ外濫リニ詰所外ヲ徘徊セサルコト
- 四、消防活動ニ從事スルトキハ沈著敏活ヲ旨トスルコト
- 五、消防用機械器具ハ不時使用ニ支障ナキ様心掛クルコト
- 六、機械器具等ニ故障等ヲ生シタル場合ニハ消防機械係ニ速報ス

ルコト

- 七、當該警察官吏ノ許可ヲ得シテ大本營 (行在所) 又ハ皇族御宿舎並大臣其ノ他顯官ノ宿舎内ニ立テ入ラサルコト
- 第十五條 警防員左ノ事項ヲ通知シタルトキハ部隊長ニ速報シ部隊長ハ警察署長並ニ隊長ニ速報スヘシ

- 一、出火アリタルトキ
  - 二、精神病者其ノ他注意ヲ要スト認メタル者ニシテ大本營 (行在所) 所在地又ハ演習地方ニ立廻ル虞アルトキ
  - 三、御眞影奉安所ニ異常ヲ認メタルトキ
  - 四、不穩ナル流言又ハ印刷物若クハ樂書アリタルトキ
  - 五、殺人強盜其ノ他重要ナル犯罪アリタルトキ
  - 六、變死者アリタルトキ
  - 七、墜落又ハ不時著ノ飛行機アリタルトキ
  - 八、舉動不審者ヲ發見シタルトキ
  - 九、其ノ他消防上特ニ注意ヲ要スル事項
- 第十六條 火災其ノ他變災ニ際シテハ (サイレン) 及警鐘等ヲ使用セシ一定ノ標識ニ依リ非常進行スヘシ
- 第十七條 警防員ハ特ニ健康保持ニ留意シ勤務ニ支障ヲ來スカ如キ事ナキ様心掛クヘシ

別紙 勤務日誌

(表)

警防日誌									
昭和九年十一月一日									
日曜	天候	風向	警 官		副 官		部 長		印
			時	分	時	分	時	分	
			出	場	由	事	所	場	
			記						
			事						

警備及衛生

(裏)

勤務日誌											
昭和九年十一月一日											
時	分	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
見	張	巡	邏	電	話	望	休	憩	見	張	巡
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後







備考	第六部		
	特別詰所勤務	器具置場	特別詰所
補助員トシテ組頭ハ十日副組頭ハ十一日其他ハ第四部詰所ニ勤務ノコト	一	二	
	八	七	
	二	一	
	七	八	
	二	一	
	五	八	
	一	二	
	六	七	
	三	一	
	一	八	
	五	六	
	六	一	
	二	八	
	一	二	
	二	七	
	三	一	
	五	八	
	一	二	
	五	七	
	六	一	
	六	八	
合計	一五	一六	
一〇三六三	八四	一五	

第四節 警衛補助

陸軍特別大演習並地方行幸に際し、縣に於ては警衛部隊を組織し以て警衛の萬全を期されたるが、本市消防組全員は十月二十五日縣警察部長より之が補助員として囑託を受け、縣の示したる警衛補助員心得に依り各般の勤務に従事したり。其の囑託狀様式竝心得及之が勤務表左記の如し。

(囑託狀様式)

囑 託 狀  
氏 名  
陸軍特別大演習並地方  
行幸御警衛補助員ヲ  
囑 託 ス  
昭和九年十月二十五日  
群馬縣警察部長從五位  
勳六等 久保田 駿

前橋市警防消防組員勤務別一覽表



前橋市警消防組員勤務別一覽表

特別出動車	第六部		第五部		第四部		第三部		第二部		第一部		勤務別	日別
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
計	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
一	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
二	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
三	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
五	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
六	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
一	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
二	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
三	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
五	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
六	54	56	11	54	49	13	11	54	32	13	11	54	12	11
計	110	110	594	576	814									



陸軍特別大演習地方幸警備補助員心得

第一條 警備補助員ハ警備部隊ニ屬シ警察官ノ指揮ニ從ヒテ左ノ任務ニ服スルモノトス

一、鐵道沿線及御道筋警備ノ補助

二、交通遮斷並交通整理ノ補助

三、奉拜者整理ノ補助

四、幼者迷兒等救護事務ノ補助

五、其ノ他警察官ノ指示シタル任務

第二條 警備補助員ハ光榮アル任務ト重大ナル職責トヲ自覺シ至誠以テ其ノ任務ノ遂行ヲ期スヘシ

第三條 警備補助員ノ服裝及容姿ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、總テ制服甲種又ハ乙種トシ黒短靴(編上ケ深護膜ヲ含ム)又

一ハ地下足袋ヲ著用シ帽子ハ頸紐ヲ用フルコト

二、降雨ノ際ハ雨衣ヲ著用スルコトヲ得ルモ通御五分前ヨリ之ヲ脱スルコト

三、所定ノ腕章ヲ左腕ニ徽章ヲ左胸ニ佩用スルコト

四、頭髮、鬚髯ヲ手入れシ携帶品等不體裁ニ涉ラサルコト

第四條 警備補助員ノ佇立スル位置ハ左ニ依ルヘシ

一、御道筋ノ第一線配置ノ場合御通路ヨリ概十米以上離ルルコト

鐵道沿線警備ノ場合亦同シ

二、前項以外ノ場所ニ於テハ所屬隊長ノ指示ニ依ルコト

第五條 御道筋並鐵道沿線配置ニ就キタルトキノ方向姿勢ハ左ニ依ルヘシ

警備及衛生

一、方向

イ、御道筋御警備ノ場合、崗薄ノ進行シ來ル方向ニ向ヒ奉拜者

堵列線ニ對シ四十五度ノ角度ヲ以テ斜面シ 崗薄通御後ニ至

ル迄同一方向ヲ保持スルコト

但シ街角又ハ奉拜者密集セル場所其ノ他警備上必要ナル場所

ニ於テハ奉拜者ニ對シテ正面又ハ側面ノ方向ヲ執ルコト

ロ、鐵道沿線警備ノ場合、御召列車ノ進行シ來ル方向ニ向ヒ奉

拜者堵列線ニ向ヒテ側面ノ方向ヲ執リ御召列車(列車全部)通

御後ハ奉拜者堵列線ニ著目シツツ右廻轉又ハ左廻轉スルモノトス

但シ沿線奉拜者密集セル場所其ノ他警備上必要ナル場合ニ於

テハ之ニ正面又ハ斜面シテ廻轉ヲ爲ササルコトヲ得

二、姿勢

兩足ヲ僅カニ開キ手ハ自然ニ垂レ視線ヲ奉拜者又ハ警戒スヘキ

事物ニ注キ硬直セス常ニ機ニ臨ミ變ニ應シ得ルノ用意ヲ爲スヘシ

第六條 警備補助員配置ニ就キタルトキノ敬禮ヲ行ハサルモノトス

第七條 警備補助員ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、獨斷越權ノ行動ハ嚴ニ之ヲ慎ミ總テ警察官ノ指揮ニ從フコト

二、常ニ和衷協同ヲ旨トシ憲兵、在郷軍人、縣市町村、鐵道、選

信電氣關係者等ト共助ノ實ヲ舉ケ警備上些ノ間隙ヲ生セシメサルコト

三、民衆ニ對シテハ親切丁寧ヲ旨トシ苟モ威權ヲ弄シ反感ヲ招ク



カ如キコトナキ様注意スルコト  
 四、時間ヲ厳守シ勤務ニ就キタルトキハ指定ノ位置ヲ守リ濫ニ御  
 道筋等ニ立入ラサルコト  
 五、勤務中飲酒喫煙セサルハ勿論ク攝生ヲ重シシ疾病ノ爲メ勤  
 務ヲ缺カカキコトナキ様留意スルコト  
 六、警備上又ハ軍ノ行動ニ關スル秘密ハ特ニ之ヲ嚴守シ警察官ニ  
 報告スルノ外他ニ漏洩スヘカラサルハ勿論不用意ノ間ニ察知セ  
 ラレサル様留意スルコト  
 第八條 民衆中左記ノ者ヲ發見シタルトキハ速ニ警察官ニ申告スル  
 ト共ニ其ノ行動ヲ監視スヘシ  
 一、兇器、或器其ノ他危險ナル物ヲ携帯スル者

第五節 交通並航空制限

十一月五日群馬縣告示第五百六十六號を以て、陸軍特別大演習期間中は道路取締令第十八條の規定に基き、別記圖面に依る地域内一般自動車の交通並道路上に、多衆人の停止することを禁止する旨公布あり。次で十一月九日日本縣知事は、告示第五百八十二號を以て航空制限を公布したり。其の全文左記の如し。

◎群馬縣告示第五百八十二號 (保)  
 十一月十日御發聲群馬縣下へ行幸同十八日還幸アラセララルニ付左ノ通航ヲ制限ス  
 昭和九年十一月九日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

二、白痴、精神病者、泥酔者  
 三、地方ニ見慣レサル者、警察官ノ行動ヲ窺視スル者  
 四、其ノ他舉動不審ナル者  
 第九條 通御ニ際シ本拜線ヲ突破シ危險物ヲ投ケ其ノ他不敬不穩ノ行動ニ出テムトスル者アリタルトキハ直チニ身ヲ以テ之ニ當リ抑止スヘシ  
 第十條 御道筋御沿線附近ニ出火其ノ他ノ事故アリタルトキト雖モ警察官ノ命ナクシテ濫ニ行動スヘカラス  
 第十一條 警備補助員ハ指定日時場所ニ集合シ警備部隊長ノ指揮ニ從ヒ勤務ニ服シ任務終了シタルトキハ所定ノ場所ニ集合シ命令ヲ俟ツテ解散スヘシ

一 左記日時ニ於ケル鐵道線路ヨリ水平距離五軒以内ノ航空ヲ禁止ス但シ鐵道線路横斷ノ必要アルトキ其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ御召列車御通過三十分前及三十分後ハ御召列車ニ對シ五軒以内ニ近接セサル限り航空差支ナシ

- 記
- (一) 十一月十日午後零時五十分ヨリ午後四時五十分迄  
 上野前橋間 (東北本線、高崎線、兩毛線及上越線)
  - (二) 十一月十一日午前五時五十分ヨリ午前八時二十分迄  
 前橋佐野間 (兩毛線)
  - (三) 同午前十時三十分ヨリ午後一時五十分迄  
 佐野前橋間 (兩毛線)
  - (四) 同日天候等ニ依リ戰線御巡視御取止ノ場合午前九時五十分ヨリ午後零時二十五分迄  
 佐野前橋間 (兩毛線)
  - (五) 十一月十二日午前十一時二十七分ヨリ午後一時迄  
 前橋神保原間 (兩毛線、上越線及高崎線)
  - (六) 同午後二時三十分ヨリ午後四時三十分迄  
 新町前橋間 (高崎線、上越線及兩毛線)
  - (七) 同日天候等ニ依リ戰線御巡視御取止ノ場合  
 同午後一時五十六分ヨリ午後三時二十四分迄  
 新町前橋間 (高崎線、上越線及兩毛線)
  - (八) 十一月十三日高崎附近野外統監部ニ臨御ノ場合  
 同午後六時二十七分ヨリ午前七時四十二分迄  
 前橋高崎間 (兩毛線及上越線)  
 同、午後三時二十六分又ハ午後三時一分ヨリ午後四時四十一分  
 又ハ四時十六分迄  
 高崎前橋間 (上越線及兩毛線)

- (九) 同日八幡附近野外統監部ニ臨御ノ場合  
 同、午前六時二十七分ヨリ午前八時二十分迄  
 前橋高崎山名間 (兩毛線、上越線及上信電鐵)  
 同、午前八時三十九分ヨリ午前九時五十五分迄  
 山名高崎間 (上信電鐵)  
 同、午後三時二十六分又ハ午後三時一分ヨリ午後四時四十一分  
 又ハ四時十六分迄  
 高崎前橋間 (上越線及兩毛線)
- (十) 十一月十四日午前八時三十七分ヨリ午前九時五十二分迄  
 前橋高崎間 (兩毛線及上越線)
- (十一) 同午後零時四十八分ヨリ午後二時三十分迄  
 高崎前橋間 (上越線及兩毛線)
- (十二) 十一月十六日午前八時三十二分ヨリ午前十時一分迄  
 前橋桐生間 (兩毛線)
- (十三) 同午前十時四十五分ヨリ午後零時五分迄  
 桐生足利間 (兩毛線)
- (十四) 同午後一時二十分ヨリ午後二時三十五分迄  
 足利太田間 (東武鐵道)
- (十五) 同午後二時三十八分ヨリ午後四時三十二分迄  
 太田前橋間 (東武鐵道及兩毛線)
- (十六) 十一月十七日午前九時三十二分ヨリ午前十一時四十三分迄  
 前橋上州一ノ宮間 (兩毛線、上越線及上信電鐵)
- (十七) 同午後零時十分ヨリ午後二時一分迄



- 上州一ノ宮高崎間（上信電線）
- (大) 同午後二時五十七分ヨリ午後四時十二分迄
- 高崎前橋間（兩毛線及上越線）
- (一) 十一月十八日午前八時三十八分ヨリ午前十一時二十分迄
- 前橋大宮間（兩毛線、上越線及高崎線）
- 二 左記區域上ノ航空ハ之ヲ禁止ス
- (一) 十一月十日午後三時五分ヨリ十一月十八日午前九時三十八分迄
- 迄大本營、行在所（群馬縣廳）、前橋市及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空
- (二) 十一月十六日午前九時十一分ヨリ午前十一時四十五分迄
- 桐生市及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空

- (三) 同午前十一時五分ヨリ午後二時二十分迄
- 足利市及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空
- (四) 同午後一時三十五分ヨリ午後三時三十八分迄
- 太田町及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空
- (五) 十一月十七日午前十時四十三分ヨリ午後一時十分迄
- 上州一ノ宮町及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空
- (六) 同午後一時ヨリ午後三時五十七分迄
- 高崎市及其ノ周圍五軒以内ノ場所ノ上空
- 三 鹵簿（御徒歩、御自動車及御乗馬ノ場合ヲ含ム）野外統監部、御講評場、觀兵式場、賜饗場、御立替所、御立寄所及其ノ周圍五軒以内ノ上空ニ於ケル航空ヲ禁止ス

第六節 通行禁止竝横斷道路指定

十一月五日群馬縣告示第五百六十七號を以て、内務省令第四十五號道路取締令第十八條の規定に依り、陸軍特別大演習竝地方行幸期間中、特定地域内に於ける人車馬の通行を禁止し竝横斷道路を指定せられたるが、本市關係分は左記の如し。

區	間	路	線	名	禁	止	日	時	横斷道路
					十一月十日	自午後二時五分至午後四時三十五分			
					其ノ他人車馬	自午後四時三十五分至同四時三十五分			

前橋驛間	前橋停車場線	國道九號線
十一月十日	十一月十日	十一月十日
自午前四時四十五分至午後十一時五十分	自午前四時三十五分至午後十一時五十分	自午前四時三十五分至午後十一時五十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十五分至午後零時三十分	自午前六時三十五分至午後零時三十分	自午前六時三十五分至午後零時三十分
十一月十一日	十一月十一日	十一月十一日
自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分
十一月十二日	十一月十二日	十一月十二日
自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分
十一月十三日	十一月十三日	十一月十三日
自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分
十一月十四日	十一月十四日	十一月十四日
自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分
十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日
自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分	自午前七時三十分至午後四時三十分
其ノ他人車馬	其ノ他人車馬	其ノ他人車馬
自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分	自午前六時三十分至午後四時三十分

左記第一圖ノ通（點線ノ道路）







### 第二章 衛生

#### 第一節 事務の大要

陸軍特別大演習並地方行幸に際し、本市は長くも 聖駕の御駐蹕を仰ぎ、加之、皇族各宮殿下を始め奉り、内外朝野の貴顯及多數將兵の來橋等に關聯して、衛生施設の極めて重大なるを思念し、各機關と協議の上之が計畫を樹立して、係員には市吏員中より保長以下十人を任命し、一般衛生事務は衛生係、清掃事務は掃除部之を擔任し、警察官署の協力と各區役員・各衛生組合役員・市醫師會員・藥劑師會員・齒科醫師會員・看護婦會員・産婆會員・在郷軍人會員・青年會員等の援助並一般市民の理解ある應援とに俟ち、別記縣訓令甲第九號昭和九年陸軍特別大演習衛生事務處理規程に準據し、清潔法、豫防注射、健康診断、水質検査、乳劑撒布、狂犬病豫防其の他諸般の事業を實施せり。各係員各團體員は此の樞要なる事業施行に渾身の赤誠を披瀝して、終始不斷に最善の努力を致し、所管事務一切を圓滑且完全に果遂して、所期の目的を達成することを得たり。

尚、腸チブス豫防注射、水質検査、救護班の事務に關し、醫師會・藥劑師會・看護婦會等より出場したる人員左の如し。

會 名	第一回豫防注射	第二回豫防注射	水質検査	救護班	延 人 員
前橋市醫師會	二九八人	四八人	一人	六〇人	四〇六
前橋市藥劑師會	一人	一人	二人	一人	二四二

合 計	一、〇七六	一四四	二四二	三四四	一、八〇六
梁瀬看護婦會	一五六	三〇	一	三七	二二三
絲井看護婦會	一八四	一八	一	二〇	二二二
大島看護婦會	一三二	一八	一	二〇	一七〇
新井看護婦會	一〇〇	六	一	一〇	一一六
蓮看護婦會	一一〇	二二	一	一〇	一三二
田尻看護婦會	九六	一二	一	一〇	一一八
永井看護婦會	一	一	一	一〇	一〇
篠田看護婦會	一	一	一	一〇	一〇
前橋市産婆會	一	一	一	二二	二二
帝國在郷軍人會	一	一	一	一三五	一三五
前橋聯合分會救護隊	一	一	一	三四四	三四四

訓令甲第九號 (衛)

町 村 役 場

昭和九年陸軍特別大演習衛生事務處理規程左ノ通定ム  
 昭和九年六月五日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

陸軍特別大演習衛生事務處理規程 (抜萃)  
 第一章 總 則

第一條 行幸及大演習ニ關スル衛生事務ハ別ニ定ムルモノノ外本令

知 事 官 房  
 内 務 部 部 房  
 學 務 部 部 房  
 警 務 部 部 房  
 警 察 部 部 房  
 市 役 所



警備及衛生

ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第二條 衛生係員ハ其ノ主管事務ニシテ急遽ヲ要スルモノアルトキハ便宜ノ方法ニ依リ衛生救護係長ニ即報指揮ヲ受ケ處理シ時機ヲ失セサル様注意スヘシ

第三條 警察官吏、衛生官吏其ノ他ノ衛生係員ニシテ其ノ主管事務ニ付取締ヲ爲ストキハ懇切丁寧ヲ旨トスヘシ

第二章 行幸ニ關スル事項

第一節 御料品ニ關スル事項

第四條 御料品ノ製造又ハ取扱ニ付テハ概テ左ノ事項ヲ遵守セシムヘシ

一 作業ニ從事スル者並ニ其ノ家族及同居者ハ豫メ健康診断及排泄物検査ヲ受ケ且傳染病患者又ハ死者アル場所ニ交通セサルコト

二 作業ニ從事スルトキハ豫メ指爪ヲ短剪シ石鹼ヲ以テ肘部以下ヲ清洗シ、酒精ヲ以テ消毒シタル後清潔ナル白衣及白帽ヲ用ヒ且「マスク」ヲ使用シ更ニ酒精ヲ以テ手指ヲ消毒シ著手スルコト

三 御料品ノ貯藏又ハ運搬用具ハ清潔ナルモノヲ用ヒ豫メ消毒スルコト

四 御料品ノ製造又ハ取扱ノ場所及之ニ關係アル場所ニハ係員以外ノ者又ハ之ニ關係ナキ獸畜類ヲ入ラシメサルコト

第五條 御料品ヲ上納スル者ハ衛生救護係長ノ指揮ニ從ハシムヘシ

第二節 御料水ニ關スル事項

第六條 御料水ハ試験ノ上選定スヘシ

前項ノ外豫備御料水トシテ井戸二箇以上選定シ置クヘシ

第七條 御料水ノ選定試験及取扱等ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 御料水ハ二回以上理化學的及細菌學的検査ヲ行フコト

二 御料水ノ器具ハ最清潔無臭ナルモノヲ用ヒ酒精ヲ以テ消毒ヲ行フコト

三 御料水ヲ運搬スルニハ警察官吏又ハ衛生官吏監督スルコト

第八條 御料水ニ充ツル井戸ハ決定後直ニ監督者ヲ附シ汚染セサル様設備スヘシ

第七節 御料野菜果實等ニ關スル事項

第二十三條 栽培ニハ尿尿及糞來施肥ニ使用シタル肥料枘及汲桶等ハ使用セシムヘカラス

第二十四條 土壤ハ下水汚物等ノ浸漬セサル位置ヲ選ビ其ノ清潔(石灰素石灰等ヲ以テ)ヲ圖リ灌溉用水ハ下水汚水等ヲ使用セシムヘカラス

第八節 宿舍ニ關スル事項

第二十五條 皇族、貴族及供奉員ノ宿舍(以下單ニ宿舍ト稱ス)ニ關スル衛生上ノ心得ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十六條 警察署長ハ前條ノ心得書ヲ豫メ宿舍主ニ配布シ其ノ徹底ヲ期スヘシ

第二十七條 警察官吏、衛生官吏其ノ他ノ係員ハ時々宿舍ニ就キ衛生上ノ指導取締ヲ爲スヘシ

第九節 清潔方法及消毒方法ニ關スル事項

第二十八條 大本營、非常御立退所、野外統監部、御休憩所、御講評場、觀兵式場、賜饌場、地方行幸地及御昇降驛等ノ消毒ヲ委託セラレタルトキハ衛生係員ハ大正二年宮内次官及内務次官ノ通牒ニ基キ之ヲ行フヘシ

第二十九條 天覽ニ供シ又ハ獻納スヘキ物品ハ總テ衛生係員ノ清潔方法及消毒方法ノ施行ヲ受ケヘシ

第三十條 御昇降驛ノ消毒ニ付テハ鐵道關係者ト打合セノ上施行スヘシ

第三十一條 御料品運搬ノ用ニ供スル自動車、人力車及荷車等ハ衛生係員ノ清潔方法及消毒方法ノ施行ヲ受ケヘシ

第三十二條 大本營、非常御立退所、野外統監部、御休憩所、御講評場、觀兵式場、賜饌場、地方行幸地及御昇降驛等ノ附近三三〇米突以内並ニ御道筋ノ民家ニ對シテハ豫メ清潔方法ヲ行ハシメ路上ニハ適度ノ撒水ヲ爲サシメ爾間、庖厨、下水溝渠、肥料置場及汚物溜ハ嚴重ナル掃除ヲ行ハシメ爾間ニ對シテハ特ニ行幸前三日迄ニ尿尿ヲ撤出セシメ其ダシク不體裁ノモノニ對シテハ適當ナル設備ヲ命ジ御還幸ノ日迄當ニ惡臭發散防止ノ方法ヲ講ジシメ清潔ヲ保タシムヘシ

第三十三條 警察署長ハ大本營又ハ行在所所在地内ニ於テ午前六時ヨリ午後五時迄ノ間ハ尿尿其ノ他ノ汚物ヲ汲ミ取り又ハ運搬セサル様一般ニ周知セシメ之ヲ遵守セシムヘシ

第十節 健康診断及排泄物検査ニ關スル事項

第三十四條 行幸前二十日ヨリ御還幸ノ日迄左ニ掲クル者ハ隨時

警備及衛生

衛生技術員ノ健康診断及排泄物検査ヲ受ケ又ハ受ケシムヘシ

一 非常御立退所、野外統監部及賜饌場等ノ用務ニ從事スル者並ニ其ノ家族及同居者

二 御料水及御料品ノ調製及取扱ニ從事スル者並ニ其ノ家族及同居者

三 天覽品、獻上品、其ノ他容器ノ製作及取扱ニ從事スル者並ニ其ノ家族及同居者

四 御用商人、御用飲食物調進者、御用人夫並ニ其ノ家族及同居者

五 宿舍主並ニ其ノ家族及同居者

六 御昇降驛ニ於ケル驛員以外ノ驛出入者

七 御警衛ニ從事スル警察官吏

八 侍從文武官御差遣箇所ノ長及其ノ關係者

九 其ノ他必要ト認メタル者

第三十五條 第四條及前條ノ規定ニ依リ健康診断及排泄物ノ検査ヲ受ケタル健康者ニシテ必要ト認ムル者ニ對シテハ健康ノ證ヲ交付スヘシ

第十一節 檢病の戸口調査ニ關スル事項

第三十六條 大本營、非常御立退所、野外統監部、御休憩所、御講評場、觀兵式場、賜饌場、地方行幸地、御昇降驛及御料水、御料乳搾取場並ニ御料品ノ調進所等ノ所在地三三〇米突以内附近及御道筋ノ住民ニ對シ所轄警察署長ハ警務部長ノ指示ニ從ヒ檢病の戸口調査ヲ勵行スヘシ



第三十八條 警察署長及市町村長ハ第三十六條ニ掲グル場所ニ出入スル者又ハ宿舍主ニ對シテハ宮内傳染病豫防令及同施行規則周知ノ方法ヲ執リ之ヲ遵守セシムヘシ

第四十一條

市町村長ハ警察署長ト協議ノ上左ニ掲グル事項ヲ實施スヘシ

- 一 清潔方法石油乳劑撒布及豫防注射ヲ勵行スルコト
- 二 蠅ノ發生防止及驅除ノ方法ヲ講セシムルコト
- 三 飲料水ノ改良及水質検査ヲ實施スルコト
- 四 溝渠、便所、下水、汚物溜、肥料置場又ハ厩舎等ノ掃除又ハ浚深ニ努メシメ破損ノ箇所ハ修理セシムルコト
- 五 各戸ニ就キ住民ノ健康状態ヲ觀察シ傳染病ノ疑アル患者又ハ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ結果ヲ所轄警察署長ニ通報スルコト
- 六 傳染病患者ノ家族及其ノ附近ノ者ニ對シテハ特ニ健康状態ニ注意スルコト
- 七 腸「チフス」「バラチフス」又ハ赤痢(疫痢ヲ含ム)ニ罹リ全治シタル者及病原體保有者ニシテ其ノ菌消失シタル者ニ對シテハ全治又ハ消失シタル後一箇月間上開ノ都度便池ニ燻製石灰末ヲ撒布セシメ且手指其ノ他ヲ消毒セシムルコト
- 八 市町村長ハ前各號ノ事項ヲ勵行スル爲吏員、衛生組合員又ハ傳染病豫防委員其ノ他ニ對シ受持區域ヲ分擔シ巡視セシムルコト

第四十二條 市町村長ハ傳染病發生シタルトキハ患者ノ家族、同居

ヲ識別シ得ラルル様標識セシムヘシ  
第五十一條 屠場及牛乳營業取締ニ付テハ衛生技術員及警察官吏ハ各關係法規ニ從ヒ營業者ヲ指導督勵シ特ニ牛乳搾取所ノ臨檢ハ毎月二回以上之ヲ行フヘシ

第二節 傳染病豫防ニ關スル事項

第五十二條 市町村長ハ其ノ住民ニ對シ成ルヘク九月末日迄ニ腸「チフス」及「バラチフス」豫防注射ヲ施行スヘシ  
御料品ノ製造、取扱、栽培、採取又ハ捕獲等ニ従事スル者及其ノ家族並ニ同居者ニ對シテハ特ニ勵行スヘシ  
第五十三條 警察署長及市町村長ハ下痢嘔吐又ハ發熱其ノ他傳染病豫防上注意ヲ要スヘキ患者ヲ發見シタルトキハ確診ニ至ルマテ之ヲ特定ノ場所又ハ患者ノ一室ニ隔離シ且寢具其ノ他患者ノ使用スル物品ハ健康者ト區別シ患者ノ排泄物ハ之ヲ嚴重消毒スヘシ  
第五十四條 市町村長ハ昭和九年六月一日以降傳染病患者又ハ病原體保有者アリタル家及其ノ附近ノ飲料水ニ對シテハ第五十條ニ依ルノ外「クロール石灰」等ノ消毒ヲ復施行スヘシ  
第五十五條 傳染病院及隔離病舎ハ必要ニ應ジ直ニ使用シ得ラルル様修理ヲ加ヘ且收容ニ必要ナル藥品及器具等ヲ準備シ置クヘシ  
第五十八條 市町村長ハ昭和九年六月一日以降傳染病患者發生シ又ハ現ニ患者若ハ病原體保有者アルトキハ市町村ノ入口其ノ他見易キ場所ニ病名、發生患者數、現在患者數、最終發生月日及患者ノ現在セル位置等ヲ標示スヘシ

警備及衛生

第五十九條 市町村長ハ傳染病患者ヲ收容又ハ隔離中ノ病院病舎其

者並ニ其ノ附近及流行區域内ノ住民其ノ他必要ト認ムル者ニ對シ病毒ノ潜伏期間中反復健康診斷及細菌検査ヲ行フヘシ  
第四十三條 警察署長、市町村長ハ宮内傳染病豫防令第一條第一項第一類及第二類ニ掲グル傳染病ノ發生ニ注意シ苟モ蔓延ノ兆アリト認メタルトキハ警務部長ニ報告スヘシ

第三章 大演習ニ關スル事項

第一節 軍隊宿舍、宿屋、料理店、飲食店及ヒ

飲食物ニ關スル事項

第四十四條 演習關係地域内ノ宿屋、料理店及飲食店等ニ關スル衛生上ノ心得ハ別ニ定ムル所ニ依ル  
第四十五條 警察署長ハ前條ニ規定スル心得書ヲ豫メ宿屋、料理店及飲食店等ニ配布シ其ノ徹底ヲ期スヘシ  
第四十六條 警察官吏、衛生官吏及衛生職員ハ時々前條ノ營業者ニ對シ衛生上ノ指導取締ヲ爲スヘシ  
第四十七條 市町村長ハ豫メ係員ヲシテ軍隊宿舍ヲ巡視セシメ別ニ定ムル軍隊宿舍主心得ヲ勵行セシムヘシ  
第四十八條 市町村長ハ昭和九年六月以降傳染病患者又ハ病原體保有者アリタル家ニ對シ演習期間中其ノ門戸等見易キ箇所ニ「何々患者アリタリ」又ハ「何々病原體保有者アリタリ」ト標示シ軍隊ノ宿舍ニ充當セザル様注意スヘシ  
第四十九條 飲食物及飲食物用器具等ノ取締ハ各關係法規ニ從ヒ嚴重ニ之ヲ行フヘシ  
第五十條 市町村ニ於ケル飲料水ハ水質検査ノ成績ニ基キ其ノ良否

ノ他ノ場所ニ對シ其ノ門戸等見易キ箇所ニ病名及患者數ヲ標示スヘシ

第六十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ於ケル本年ノ傳染病患者統計表ヲ作成シ置キ軍隊其ノ他ヨリ要求アリタルトキハ之ヲ交付スヘシ

第三節 救護ニ關スル事項

第六十一條 救護所又ハ救護班ハ固定及移動ノ二種トシ日本赤十字社群馬支部及都市醫師會其ノ他ノ團體ト協力シ演習陪觀者、演習係員及拜觀者其ノ他ノ傷病者ヲ救護スヘシ  
第六十二條 御講評場、觀兵式場及御賜儀場其ノ他必要アル場所ニハ救護所又ハ救護班ヲ附近適當ノ地ニ移動スヘシ  
第六十三條 救護所又ハ救護班ニハ白布其ノ他適當ナルモノニ「何々救護所」又ハ「何々救護班」ト記セル標識ヲ掲ゲ夜間ハ同一文字ヲ記セル大提燈ヲ掲揚スヘシ但シ演習上妨害トナル場合ハ點火スヘカラス  
第六十四條 救護所又ハ救護班ニハ日誌ヲ備ヘ傷病者ノ住所、氏名、年齢及傷病名其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ  
第六十五條 被救護者重症ナルトキハ應急手當ヲ爲シ速ニ演習取締警察官吏又ハ救護所所在地ノ市町村長ト協議シ親族知人其ノ他引取人ニ引渡ス等適宜ノ措置ヲ爲スヘシ  
被救護患者ニシテ傳染病患者ナルトキハ直ニ所轄市町村長ニ之ヲ引渡スヘシ

第四節 炭疽及狂犬病豫防ニ關スル事項



第六十八條 市町村吏員ニ於テ炭疽又ハ狂犬病若ハ其ノ疑アルモノヲ發見シ又ハ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ警察官吏又ハ家畜防疫委員ニ通報スヘシ

第六十九條 市町村長ハ昭和九年九月一日以降其ノ市町村内ニ前條ニ掲クル病畜アリタルトキハ市町村ノ入口其ノ他適當ノ場所ニ其ノ旨標示スヘシ

第二節 各種會議

衛生に關する諸般の事務を處理する爲、各機關と數次の會合協議を重ねたるが、其の概要を開催期日順に敘すれば左記の如し。

一、小學校長會議

二月十九日午前十時より市役所内に於て開催す、市長・助役・主務課長・市醫・市立各小學校長出席し、左記事項につき協議せり。

一、市立各小學校兒童に對し「腸チブス」「バラチブス」豫防注射施行の件

本件は各小學校に於て父兄の同意を求め、三月一日より二十七日迄の間に全兒童一萬一千三十九人に對し、市醫及市立前橋病院醫長をして實施せしむることに決定せり。

二、縣下衛生主任會議

三月二十六日午前十時より群馬會館に縣主催を以て縣下市町村衛生主任會議を開催せらる。本市よりは豊島書記出席し、左記指示及注意事項に關し協議の上歸廳せり。

一、傳染病豫防に關する件

一、病原體保有者檢索に關する件

一、檢病調査に關する件

一、衛生思想の普及宣傳に關する件

一、飲料水改良に關する件

一、汚物掃除に關する件

一、傳染病院整備に關する件

一、御料品に關する衛生上の施設に關する件

一、豫防注射の普及に關する件

一、痘瘡豫防に關する件

一、經口ワクチン内服獎勵に關する件

一、清潔法施行に關する件

一、野犬掃蕩に關する件

一、癩患者取締に關する件

三、醫師及看護婦會長會議

三月二十七日午後一時より市役所に於て開催す。廳外より山下前橋市醫師會長・湯山・糸井・大島・蓮・新井・田尻の各看護婦會長等出席す、江原市長より「腸チブス」「バラチブス」の豫防撲滅を期し、全市民に對する豫防注射實施に際し、醫



師延人員三百五十人、助手、看護婦延人員七百八十四人の無料奉仕を懇請したるに、各會長は人員の多數と三箇月に互る實施期間には、相當困難なる事情の存せしにも拘らず、之が無料奉仕を快諾せられたり。

#### 四、衛生委員會

四月十九日午後二時より市役所内に於て開催し、大演習舉行に際し最も重要な衛生施設に關し、本市に於て計畫せる左記事項を協議し之が實施を期したり。

- 一、「腸チブス」「バラチブス」豫防注射施行に關する件
- 一、痘瘡豫防警戒に關する件
- 一、石油乳劑撒布に關する件
- 一、赤痢、疫痢豫防経口ワクチン服用に關する件
- 一、傳染病患者早期發見に關する件
- 一、諸病患者早期診斷に關する件
- 一、井水検査に關する件
- 一、腸寄生蟲驅除藥服用に關する件
- 一、講演會及活動寫眞會開催に關する件
- 一、トラホーム患者治療に關する件
- 一、癩患者取締に關する件
- 一、野犬掃蕩に關する件

- 一、檢便施行に關する件
- 一、衛生警備隊編成に關する件
- 一、救護班設置に關する件
- 一、清潔法施行に關する件

#### 五、區長會議

四月二十日午後二時より市役所内に於て開催せり。會議事項左の如し。

- 一、「腸チブス」「バラチブス」豫防注射施行に關する件  
「腸チブス」「バラチブス」の豫防撲滅を期し、四月下旬より六月下旬迄の間に於て全市民に豫防注射を施行す、依て之が周知徹底を期されたく、尙、罹病の爲注射を施行すること能はざるものに對しては「内服ワクチン」を服用せしめられ度。
- 一、痘瘡豫防警戒に關する件  
種痘脱漏者の皆無を期し本年定期種痘後未種痘者を調査し、住所氏名を報告せられ度。尙、滿洲方面よりの歸來者に對しては特に注意警戒を加へ、疑しき者は直に報告せられ度。
- 一、石油乳劑撒布に關する件  
傳染病媒介の最も恐るべき蠅の撲滅を期し、五月より十月迄毎月三回便所、下水、塵芥箱等に石油乳劑の撒布を實施せられ度。
- 一、赤痢、疫痢、豫防「ワクチン」服用に關する件



赤痢、疫痢豫防の爲六、七月中に、數へ三歳以上七歳未満の幼児及患者發生附近の住民に「経口ワクチン」を服用せしむ、但し藥物は市より無料交付の豫定。

一、傳染病患者早期發見に關する件

患者を早期に發見するは傳染病豫防上最も重要な事項につき、各衛生組合役員は健康調査を行ひ、常に區民の健康状態に留意して患者の早期發見に努め、疑はしきものは直に内報相成度。

一、諸病患者早期診斷に關する件

健康調査の際發見したる傳染病以外の患者に對しては、家族に諭示して早期の診斷治療を督勵相成度、各衛生組合役員は受持區域を定め、五月一日より一週二回以上の健康調査を実施せられ度。

一、井水検査に關する件

飲料水の良否は公衆保健に重大なる關係を有する爲、縣に於て水質検査を施行する豫定の趣につき、實施に際し井水蒐集に關しては特に配意相成度、検査の結果は各井戸に對し「適」「不適」を標示する見込なり。

一、腸寄生蟲驅除藥服用に關する件

小學校兒童に對しては、學校に於て二回服用せしむる豫定なるも、他の者に對しても服用方督勵相成度。

一、講演會及活動寫眞會開催に關する件

一般市民の衛生思想普及向上の一助として、講演會及活動寫眞會開催の豫定につき、實施の際は可成多數參集方勸誘相煩度。

一、トラホーム治療督勵に關する件

一般患者は勿論、特に接客業の罹病者に對しては、極力治療方督勵相成度。

一、癩患者取締に關する件

浮浪癩患者に類するものの徘徊するを發見したるときは、直に警察署に通報相成度。

一、野犬掃蕩に關する件

狂犬病豫防の爲、野犬掃蕩と豫防注射を執行する豫定なるも、之が方法に關しては、追て縣より指示ある筈につき、實施の際は盡力相煩度。

一、御料品其の他取扱上の衛生に關する件

御料品、御用品、天覽品、献上品の納入者、製作者、従業員健康診斷、糞便検査及其の家族並附近一般の衛生状態に關しては、其の都度指示ある筈に付特に注意を拂ひ遺憾なきを期せられ度。

一、健康診斷及糞便検査に關する件

料理店、飲食店、旅館、其の他飲食物取扱業者及其の家族従業員に對し、健康診斷及糞便検査施行の筈につき、之が材料蒐集に盡力相成度。

一、衛生警備隊組織に關する件

大演習開始期日一箇月以前より全市に互り、徹底的檢病調査の必要上警備隊を組織せむとす、之が規程は追て定む。

一、救護班設置に關する件

大演習並地方幸期間中市内數箇所に救護班を設置し一般奉拜者等の罹病者を救護せむとす、之が規程は追て定む。

一、清潔法施行に關する件

臨時清潔法の施行を命ぜられたるにつき左記の通施行す。

第一回

四月下旬より五月上旬に互り例年の方法に依り嚴密に之を施行す。

警備及衛生



第二回 七月中梅雨期終了後全市を四區に分ち四日間に實施す。

第三回 九月下旬に於て第二回に準じ之を實施す。

一、塵芥箱完備に關する件

毎戸に設備を要する塵芥箱に關しては、常に受持巡視をして「設備」又は「修理」を警告し居るも、未だ完備せざるものあり、右に對しては之が完備方につき特に注意せられ度。

一、便所の清掃保持に關する件

毎戸の便所は汲取回数を増加せしめ時々、石灰末若は石油乳劑を撒布し、旅館、料理店、飲食店、諸興行場等は特に嚴重に實施せしめられ度。

一、溝渠、河川、空地の清掃に關する件

從來溝渠、河川、空地等に汚物塵芥を投棄する惡弊あり、此の際之が打破に努め且つ各種團體と協力して、前記箇所の清掃に盡力せられ度。

一、屋敷廻及道路上の清掃に關する件

屋敷廻及道路上等人家に接せざる箇所の清掃に留意し、一箇月一回日を定めて之を實施相成度。

六、衛生委員會

六月十五日午前十一時より市役所に於て開會し、大演習並地方行幸の爲要する衛生關係豫算を附議し、原案通決定せり。  
(第一篇第三章第六節參照)

七、衛生組合長會議

六月二十七日午後一時より市役所に於て開催し、左記協議事項の實施を決定せり。

一、第二回「腸チブス」「バラチブス」豫防注射施行に關する件

一、檢病的戸口調査に關する件

一、三歳以上七歳迄の幼兒に對する赤痢、疫痢、豫防「ワクチン」服用方に關する件

一、「腸チブス」「バラチブス」赤痢患者の全治者取扱に關する件

全治後一箇月間上圍の都度便池に生石灰末の撒布及手洗に消毒藥を使用せしむること

八、區長會議

九月三日午前十一時より臨江閣別館に於て開催し、左記事項を協議せり。

一、患者の早期發見に關する件

一、活動寫眞會及講演會開催に關する件

一、衛生警備隊に關する件

一、麻疹及流行性感冒届出に關する件

一、汚物掃除に關する件

九、衛生組合長會議

九月二十九日午後一時より臨江閣別館に於て開催す。縣衛生課長、前橋警察署長等も臨席し左記事項を協議決定せり。



一、衛生警備隊組織に關する件

一、井戸標幟に關する件

一、宿舍主衛生上の心得に關する件

二、醫師、看護婦、産婆、救護隊長會議

十月三十一日午後一時より市役所に於て開催し、廳外より山下醫師會長・湯山・糸井・大島・田尻・新井・連・永井・篠田の各看護婦會長・吉野産婆會長・岡部聯合分會救護隊長等出席、左記事項を協議したり。

一、救護班の編成に關する件

一、救護班の服務規程に關する件

一、藥品器具に關する件

右協議の結果、各會は必要なる人員を派遣奉仕することとし、救護所の設備一切及救護器具は市に於て準備し、其の他の藥品は醫師に於て携行することに決定せり。

### 第三節 清潔法の施行

清潔法は從來春秋二回若は春期一回實施し來りたるも、本年度は大演習舉行に關聯し、四月乃至五月に一回、七月中及九月中に各一回計三回施行し、極力清潔維持に力を注ぎ、傳染病の根本的豫防撲滅を期され度旨、三月十五日衛第三百八十一號を以て本縣警察部長より通牒あり。依て本市に於ては右通牒に基き本年度は特に三回施行のことに決定し、一般市民に對しては可及的検査當日に於て施行し、不在或は掃除不十分等の爲再施行を命ぜらるることなき様豫め注意を喚起し

たるが、其の實施の概況は左記の如し。

第一回

第一回は四月十八日より五月三日に互り、左の方法に依り特に嚴密に施行せり。之が告示並各區長各衛生組合長宛通牒及施行成績等別記の如し。

#### 施行方法

- 一、家屋は戸障子を開放し光線の射入、通風、換氣を良好ならしむること
- 二、寢具其の他の衣類は適當に乾燥し疊、敷物の類は表裏各二時間以上日光に曝し清掃すること
- 三、炊事場、井戸流しの清潔に努め殊に便所は汲取りを十分にし且つ便器を洗滌し其の他破損の箇所は修繕を施すこと
- 四、床下等常に濕潤する場所には生石灰末又は乾燥せる土砂の類を撒布することに努むること
- 五、自然に塵芥溜となる所等は斷然之を改め清潔上に注意を拂ふこと
- 六、溝渠、下水、溝等には十分注意をなし汚物等あるときは直ちに流通を計ること

前橋市告示第二九號

本年度春季清潔方法施行日割左記ノ通定メラレタリ

昭和九年四月四日

前橋市長 江 原 桂 三 郎

記

警備及衛生



施行月日	施行區域
四月十八日	岩神町、柳町、向町
四月十九日	田中町、片貝町、中川町、新町
四月二十一日	清王寺町、國領町、才川町
四月二十二日	曲輪町、南曲輪町、石川町、堀川町
四月二十三日	六供、天川原、高田町、天川町
四月二十四日	紅雲町、前代田 <sup>(35)</sup> 、市之坪、宗甫分
四月二十五日	榎町、横山町、桑町、紺屋町
四月二十六日	萱町、芳町、大塚町、百軒町
四月二十七日	北曲輪町、神明町、堅町
五月一日	萩町、琴平町、小柳町、細ヶ澤町
五月二日	立川町、榮町、一毛町、諏訪町
五月三日	田町、連雀町、本町、相生町

掃第一九號

昭和九年四月四日  
各區長各衛生組合長殿

前橋市長

清潔方法施行通知ニ關スル件

本年度春季清潔方法施行日割ハ別紙ノ通確定ノ旨前橋警察署長ヨリ通知有之候ニ就テハ大正十二年八月群馬縣令第三十九號清潔方法及消毒方法ノ規定ニ基キ土地物件ノ乾燥ハ勿論井戸流下水溝竝ニ便所等ニシテ不潔又ハ破損ヲナシ苟モ衛生上有害ト認メラルル箇所ニ對シテハ此際修繕ヲ加ヘラレ萬遺算ナキ様御配慮相煩度此段及御依頼候也

追テ本年度ハ陸軍特別大演習ノ爲メ特ニ三回實施スル旨縣ヨリ通達ニ接シ候ニ就テハ市内ノ清掃上最善ヲ期シ度候間此點御了承願度尙爲參考縣ヨリノ通牒寫添付候間御精讀相成度申添候

別紙(清潔方法施行日割、縣通牒寫)省略

昭和九年春季清潔方法施行成績表

町名	區分		計	空家數	改修ニ付注意シタル戸數	畜舎ニ對シテ清潔上ノ注意
	檢査済	檢査未済				
岩神町	八九八	一一二	一、一三〇	八一	四八	三
國領町	七二七	一一	七四三	五三	一一三	一
才川町	九一七	一八	九四六	四三	一三	二
神明町	四一〇	一一	四三四	四六	七	一



片貝町	田中町	本町	六供	宗甫分	市之坪	前代田(36)	前代田(35)	紅雲町	相生町	田町	連雀町	堀川町	石川町	南曲輪町
二二七	五六二	一七二	一六〇	七六	四七	三七一	一六五	五六三	一一一	一八九	一三六	二九八	一六二	三〇二
二八	六三	七	三一	一〇	一〇	一三	一五六	一四	九	八	三六	二二	四六	
二〇	二六	一〇	九	四二	二	八〇	一八	四	二	一	一八	六	一二	
二六五	六五一	一八九	二〇〇	一一八	五九	四五二	一八四	七三七	一三九	二〇〇	一四五	三五二	一八九	三六〇
二三	五一	二二	二	二	二	二四	五	八四	一四	二四	二三	二七	一七	二一
四	三八	七	三	五	二	一九	二	二五	六	二二	二	四	二	一三
			五	二	一	二								

曲輪町	北曲輪町	立川町	榎町	細ヶ澤町	萱町	堅町	清王寺町	小柳町	一毛町	榮町	諏訪町	萩町	琴平町	向町
四一三	三二六	二八〇	二〇八	一七八	一七八	一六〇	八九七	二二七	七八七	三五七	三三二	五一五	二二四	三八七
三五	八	一四	一六	一三	二九	一	二六	二四	五七	一五	一九	一四	四	七九
二〇	七	二	三	五	三	一	一七	四	四四	二二	一四	三一	六	四一
四六八	三四一	二九六	二二七	一九六	二一〇	一六二	九四〇	二五五	八八八	三九三	三六五	五六〇	二三四	五〇七
三五	二七	一九	一六	一四	一八	一三	六八	二四	九九	二九	二五	二二	一三	三九
二五	二八	二五	二〇	五	三〇	三	四五	一一	二七	二	七	一七	四	二
							二	一	三	一		二		



町	本年 度 清 潔 方 法 施 行 時 總 戸 數	前 年 度 清 潔 方 法 施 行 時 總 戸 數	増	減
天川原	二四五	一〇	二六四	九
中川町	一七〇	二五	二〇二	一〇
新町	二二二	三七	二六三	七
天川町	三二二	一五	三四二	七
高田町	二七〇	一三	二九七	五
百軒町	四五四	七四	五四八	一一
大塚町	一〇八	二二	一二四	五
芳町	六一三	二九	六六一	四
紺屋町	二二二	一四	二四〇	四
桑町	八六	一	八九	二
横山町	一一三	一一	一二六	三
計	一四、七五七	一、一九九	一六、六九〇	五六五
			一、二〇四	三六

備考 検査未済、事故延期ノ多キハ病者並ニ天候ノ關係ニ因ル

参考

本年度 清 潔 方 法 施 行 時 總 戸 數	前 年 度 清 潔 方 法 施 行 時 總 戸 數	増	減
一七、八九四	一七、七四三	一五一	一

第二回

施行期日は梅雨期終了直後の豫定なりしも、天候不良の爲八月上旬實施せり、之が方法は全市を四區に分ち、各區の衛生組合員及各種團體員等の協力に俟ち、僅かに四日間の短期日を以て終了せしが、全市一齊の塵芥排泄と平常廢棄の塵芥とを合せ其の量の激増を豫想し、特に人夫を臨時増員し施行當日は勿論其の前後に於て極力搬出に努め、辛うじて圓滑に處理することを得たり。而して之が實施方法及其の成績は略々第一回と同様なりしも、一般清掃思想の普及徹底を期する爲、各區長各衛生組合長を経て市内毎戸に左記印刷物を配布せり。

臨時清潔方法施行竝ニ一般清掃ニ就テ (原文全振假名)

今秋縣下ニ於テ陸軍特別大演習ガ舉行セラレ

畏クモ 聖駕ヲ迎ヘ奉リマスコトハ本市トシテ洵ニ光榮ノ極デアリマス尙貴イ方々ヤ軍隊モオ迎ヘシ且又他都市ヨリ多  
 數ノ人士ガ参リマスノハ申ス迄モアリマセン就テハ吾々市民トシテ衛生ニ重キヲ置キ先ヅ市内ヲ清掃シ最モ潔カナ明ル  
 イ市ト致シマスノガ義務カト存ジマス而シテ一面市内ノ清掃保持ノ良否ハ延テ其ノ市民衛生思想ノ如何ヲ現實ニ表ハス  
 コトニナリマス此ノ意味ヨリシテ一人ノ不心得ハ全市民ノ體面ニ及ボシ甚ダ迷惑トナル譯デス故ニ此際協力一致シテ左  
 記事項ヲ完全ニ行ヒ而シテ清掃ノ上ニ萬遺憾ノナイコトヲ切望致シマス

警備及衛生



左記

- 一、臨時清潔方法施行ニ就テ  
臨時清潔施行ノ際ハ検査當日(割當日當日)實施シ不在又ハ掃除不充分ノタメ再施行ヲ命セラルルコトナキ様注意ヲ要シ特ニ糞具、衣類、疊等ハ日光ニ晒シ炊事場、井戸流シハ完全ニシ便器ハ洗淨セラレ度シ
- 二、塵芥處分竝ニ關係地區域等ノ掃除ニ就テ  
イ、塵芥ハ塵芥箱以外ニハ必ス棄テサルコト若シモ棄ツレハ處分アリ特ニ注意セラレ度シ  
ロ、屋敷廻り路傍、空地等ノ掃除ヲ行ヒ且ツ下水溝ノ泥上ケヲナスコト  
ハ、溝渠、下水、河川、空地等ノ塵芥、汚物等ヲ投棄スル惡弊ハ此際斷然改メラレ度シ  
ニ、道路ノ上ハ相互ノ公德心ヨリ其ノ隣接家屋間ニ於テ掃除スルコトニ努メラレタシ
- 三、便所ノ清潔保持ニ就テ  
便所ハ不潔トナル場所故時々消毒薬等ヲ撒布シ不體裁ナル箇所ハ改修ヲナシ特ニ汲取り人ト協議シ汲取りヲ充分ニナシ當ニ惡臭ノ發散防止ニ努メ清潔ヲ保タシメラレ度シ
- 四、塵芥箱完備ニ就テ  
毎戸ニ備付ヲ要スル塵芥箱カ不完全ナルトキハ日光ノ直射ヲ受ケ腐敗ヲ早カラシメ爲メニ惡臭ヲ發シ且ツ種々ナル病原菌ヲ生セシムルニヨリ是等ノモノハ直チニ改修ヲ加ヘラレ度ク尙未タ備付ヲナサルモノハ此際至急ニ設備セラレ度シ

昭和九年七月臨時清潔方法施行日割 (第二回)

施行月日	施行區域
七月十八日	曲輪町、北曲輪町、南曲輪町、石川町、堀川町、田町、紅雲町、前代田35、36、市之坪、宗甫分、六、供、天川原、天川町

七月二十一日	岩神町、國領町、才川町、向町、琴平町、萩町、神明町、堅町
七月二十四日	諏訪町、榮町、一毛町、小柳町、清王寺町、萱町、細ヶ澤町、榎町、立川町
七月二十七日	本町、田中町、片貝町、連雀町、中川町、新町、高田町、百軒町、大塚町、芳町、紺屋町、桑町、横山町、相生町

(備考 實際ノ施行月日ハ八月上旬ニ變更)

昭和九年七月 日

前橋市役所  
前橋警察署

第三回

期日は九月中の豫定なりしも、天候と時期との關係上主として十月上旬に實施せり。前回同様全市を四區域に分ち、各方面の協力に依り四日間を以て終了したるが、施行方法竝其の成績及臨時入夫の増員等大體第二回に於けると同じ。尙、前記清潔方法施行の外市内の清潔を保持する爲、市民竝各種團體と協力提携して實施せし事項の大要左記の如し。

一、御道筋の清掃に關する件

御道筋の清掃に就ては特に注意を拂ひ、先づ道路に面して設備しある塵芥箱にして外觀を損するものは適當なる位置に移し、塵芥は時期を論ぜず前日一齊に蒐集搬出せり。尙、群衆用としては特に適所に假移動洗面所を設備したり。

二、道路上の掃除及撒水に關する件

道路上は隣接家屋間相互の徳義心により其の關係箇所を清掃して適宜撒水を行ひ、民家に接せざる箇所は各區の團體

警備及衛生



等に於て豫め分擔を定めて之を施行せり。

三、特種清掃に關する件

八月中旬及十月下旬の兩回全市民の協力に依り、各區毎に左記方法に依り主として屋外の大掃除を實施せり。

1. 河川、溝渠、悪水路等に散在せる塵芥、瓦礫、汚物等流水を妨ぐべき物件の除去
2. 屋敷廻り及排水溝の泥上げ並除草
3. 路傍、空地等に散在せる雜芥の掃除及除草

四、一般塵芥處理に關する件

塵芥の蒐集運搬等に就ては、豫め市民に對し左記事項を確守する様注意を喚起し、七月中旬より十一月中旬迄の間、臨時人夫を増員して採取回数増加を計り、以て之が處理に支障なきことを得たり。

1. 市民は如何なる場合と雖、河川、溝渠、下水溝、空地等に塵芥又は汚物を投棄するが如き弊風は、公德心に訴へて之を改め、必ず一定の容器に收め蒐集を容易ならしむること
2. 各戸備付の塵芥箱中往々にして不完全なるものあり、不體裁なるのみならず、日光の直射に依り腐敗を早からしめ、爲に悪臭を發散し各種の病原菌を生ぜしむる虞あり、依て必ず改修せざる可らず。又之が備付を怠るものは速に設備することを要す。若し再三注意を與ふるも肯せざるときは制裁を加ふるに至るべし。

五、腐敗物處理に關する件

魚腸其の他各種の腐敗物は左記に依りて處理し、猥に投棄し又は蓋なき箱等に投込み置かざる様注意せり。

1. 旅館、料理店、魚商、飲食店等の如き營業者にして、魚腸其の他腐敗し易きものを生ずる向は、悪臭を防止すべき完全なる蓋を有する樽又は之に類する容器に收め、尿尿と同様に處分すること。

六、便所清掃並尿尿處分に關する件

2. 營業者にあらざる民家にして、少量のものは便壺に入れ、防臭劑又は生石灰末等を撒布すること。  
便所は常に汲取を十分に行ひ、尿尿は便壺外に溢出せざる様努め、破損箇所は速に改修を加へ且つ時々防臭劑を撒布し、特に十一月九日より同月十八日迄は汲取を行はざるも差支へなき様、豫め汲取人と協議處理すべき旨を一般市民に周知せしめ、特に左記に對しては一層の注意を喚起せり。

1. 旅館、料理店、飲食店等にて客用に供するもの
2. 諸興行場、遊技場、活動寫眞館及公衆用に供するもの
3. 街路に面せる私有地内設置の便所

尙、市直轄に係る學校・市營住宅・公設便所等の糞尿汲取直接責任者に對しては、左記通牒を發して之が萬全を期したり。

掃第六二號

昭和九年十月二十七日

糞尿汲取直接責任者宛

前 橋 市 長

糞尿汲取方ニ關スル件通知

今回特別大演習舉行ニ際シ市内一般清掃ニ付テハ周到ナル注意ヲ拂ハレ居ルコトト存シ候モ特ニ此際便所ノ清潔保持上各其ノ責任箇所ノ糞尿汲取り回数ヲ増シ萬一ニモ汚水カ便壺外ニ溢出スルカ如キコトナキ様十分御留意相成度此段及通

警備及衛生



知候也

追テ十一月九日ヨリ十八日迄ハ午後五時以後午前六時迄ノ間ニ於テ汲取り搬出スル様申添候

第四節 腸チブス豫防注射

「腸チブス」バラチブスの豫防注射に關しては之が完璧を期し、前橋市醫師會・各看護婦會・各區及各衛生組合役員・各學校職員・各工場主等の甚大なる援助に俟ち、學校、一般、工場に區分して徹底的に實施せり。之が方法は、小學校及中等學校の兒童・生徒は各學校醫其の學校に於て施行し、一般市民は各區毎に集合せしめ前橋市醫師會員之を擔任し、工場従業員に對しては其の工場に市醫及市立前橋病院長を派遣して施行したり。斯くて六月二十三日を以て市内を一巡し大部分の終了を告げたるも、施行當時都合に依り未施行の者に對しては、七月二日より七日迄の間市内十二箇所にて之を施行し、尙且つ病氣其の他の事由により未施行の者に對しては、内服「ワクチン」の服用を勧誘し、實費徴收の上服藥せしめたるが、其の人員三千六百三十八人を算せり。

先之、各家庭に對しては左記「腸チブス豫防注射施行ニ就テ」と題する印刷物及豫防注射券を配布し、右豫防注射券には各家庭に於て家族全部の氏名、年齢等を記入當日持參せしめ、注射施行後市吏員之に認印して後日の參考に保管せしめたり。而して本注射に従事したる職員延人員（學校を除く）は醫師四百六人、看護婦九百六人、市吏員三百三十四人を要し、之が成績表及従事醫師の住所氏名等は別記の如し。

腸チブス豫防注射施行ニ就テ (原文總振假名)

今秋陸軍特別大演習カ舉行サレ 畏クモ

聖駕ヲ迎ヘ奉リマスノハ本市トシテ實ニ千載一遇ノ光榮トスル處デアリマス、從テ凡ユル事項ニ就テ細心ノ注意ト懸命ノ努力トヲ拂ハネバナリマセンガ其ノ中デモ衛生ニ關スル事柄ハ最も重要ナルモノデアリマス。就テハ我々市民ハ先ヅ第一ニ健康テ、市内ヲ清掃シ清淨ナ心持ノヨイ市トシテ 聖駕ヲ奉迎シ高貴ノ方々ヤ軍隊ヲオ迎ヘ致シ度イト思ヒマス傳染病患者ノ少ナイ事清潔ノ保持サレテ居ル事ハ、其市民ノ衛生思想ノ向上ヲ如實ニ表スモノデアリマスノデ、今カラ種々ノ衛生諸事項ヲ實施シ、赤誠ヲ披瀝シテ之ノ光榮アル秋ヲ迎ヘル事ハ、吾々市民ノ義務ト思ヒマス。本市ハ遺憾ナガラ各種ノ傳染病中特ニ腸チブス患者ガ多イノデスガ、此ノ度ハ一人ノ發生者モナイヤウ撲滅ヲ期シタイト思イマス。其ニハ清潔ニ注意スルコトハ固ヨリデスガ、豫防注射ヲシテ皆様ノ身體ヲ免疫ニスル事ガ一番ヨイ方法デアリマスノデ數ヘ年五歳以上ノ方全部ニ施行スル事ニナリマシタ。一人ノ心得違ハ市民全體ノ迷惑、延テハ大演習ニ迄關係ヲ及ボシマスノデ、一致協力シテ本病ヲ撲滅シ、本市ノ面目、皆様ノ健康ノ爲ニ注射サレンコトヲ切望致シマス。此ノ重要事項實施ノ爲ニ前橋醫師會員、看護婦會員諸氏ハ日常業務ヲ棄テテ無料デ獻身的援助ヲサレマス。

注射ノ注意

- 一、豫防注射ノ日割場所ハ近日區長ヨリ通知致シマス。
- 二、別紙注射券ニ家族全員（使用人モ含ム）ノ氏名ヲ記入持參シテ下サイ。
- 三、注射券ハ後日調査致シマスカラ紛失セヌ様保存スルコト。
- 四、注射ハ二回シナケレハ效力カアリマセン、一回シテ多少ノ反應（發熱）又ハ局部ノ痛ミカアリマシテモ必ス二回シテ下サイ。
- 五、左記ノ者ハ注射ヲ見合セマス。  
心臟病、腎臟病、脚氣、肺結核、有熱者（三十七度以上）、妊婦、胸腺淋巴體質

警備及衛生



警備及衛生

八二〇

右ノ者ハ後日内服ワクチン(實費約十六七錢)ヲ服用スルコトニナリマスカラ區長ニ申込ミ下サイ。

六、注射後一晝夜間ハ激動飲酒及入浴ハ避ケテ下サイ。

七、注射當日ハ男女共兩腕ヲ出スニ便宜ノ服裝ヲ御出下サイ。

昭和九年四月

前橋市警察署

腸チブス豫防注射券

前橋市 町 番地

氏名	歳	第一回注射月日	検査印	第二回注射月日	検査印
	歳	月 日		月 日	
	歳	月 日		月 日	
	歳	月 日		月 日	
	歳	月 日		月 日	
	歳	月 日		月 日	

後日調査ヲナスニ付本券紛失セザル様保存セラレタシ

前橋市役所 前橋警察署

各町別腸チブス、バラチブス豫防注射成績表

町名	一般	工場	計	町名	一般	工場	計
町	七七八		七七八	榎屋町	五六七		五六七
曲輪町	八六九		八六九	紺屋町	六一九		六一九
石川町	七一九		七一九	桑山町	三四二		三四二
南川町	三五二	五一	四〇三	横山町	三七一		三七一
堀川町	三七七		三七七	立川町	七六五		七六五
連雀町	四七八		四七八	堅川町	六二〇		六二〇
本生町	二九七		二九七	北曲輪町	六七五		六七五
相生町	一、一九五	四四	一、二三九	神明町	七八一	二二二	九九三
田中町	四五二	一〇五	五五七	向明町	八八〇	七六三	一、六四三
片貝町	四四一		四四一	細ヶ澤町	五〇二	五九	五六一
中川町	三九〇	一五二	五四二	小柳町	五三二	一八四	七一六
新川町	五八五	二二	六〇七	一毛町	一、三五三	一、一五七	二、五一〇
天川町	八九三	一一一	一、〇〇四	榮町	七五〇	四三〇	一、一八〇
大塚町	八九〇	五九	九四九	諏訪町	七五六	五五	八一一
芳町	五二六	八二	六〇八	清王寺町	一、三五七	三九七	一、七五四

警備及衛生

八二一



才川町	一、三七五	一、二二〇	二、五九五	六市坪	六〇四	六〇四
國領町	八五四	六八九	一、五三四	天川原	三〇四	三〇四
萩町	六九三	一、〇二七	一、七二〇	高田町	四九五	四九五
柳岩神町	二、〇一二	四八三	二、四九五	各小學校	九、〇六九	九、〇六九
琴平町	五二四	九六	六三〇	中等學校	二、九八五	二、九八五
紅雲町	一、一四九		一、一四九	其他	一二、三六五	一二、三六五
前代田	一、二〇七		一、二〇七	計	五三、九四六	六一、三四四
宗甫分	二四七		二四七		七、三九八	

備考

腸チブス豫防注射ニ關スル調

- 一、注射人員 六一、三四四人
- 一、服藥人員 三、六三八人
- 合計 六四、九八二人
- 全人口九萬四千二百七人ニ對スル百分比 六九・〇〇
- 一、全人口中注射ヲ施行セサリシ者 二一、九二〇人
- 内譯 九、四二〇人
- 疾病ノ爲

五歳以下ノ幼兒 一〇、〇〇〇人

妊産婦 二、五〇〇人

一、注射スヘキモノ七萬二千二百八十七人ニ對スル百分比 八九・〇〇

豫防注射奉仕出場醫師住所氏名 (イロハ順)

國領町 桑原病院  
 錦織醫院  
 曲山町  
 横山町  
 曲山町  
 田中町  
 神田町  
 萱町  
 萱町  
 北川町  
 堀川町  
 本曲町  
 萱町  
 桑原病院

池田眞喜治  
 今野董一  
 六本木久雄  
 羽生田俊次  
 橋爪與四郎  
 錦織正雄  
 徳江交次  
 豊田宗作  
 岡田美作  
 太田一學  
 太田平均  
 大澤精一  
 大屋精兵衛  
 太田武衛

堀川明川  
 神曲輪  
 北曲輪  
 清王寺  
 堀川  
 萱川  
 田中  
 相生  
 北曲輪  
 萱柳  
 小柳  
 芳柳  
 田中  
 紺屋町

神田長三郎  
 横地中  
 田中柳郁  
 高田柳敏  
 高田中  
 田中平儀  
 高田平儀  
 田中平儀  
 田中平儀  
 津久井省  
 津久井省  
 長崎正  
 長崎正  
 中島周  
 中島周  
 長島周  
 長島周  
 神田長三郎



國領町 本町 榮町 紅雲町 立川町 萱毛町 一毛町 神明町 北曲輪町 北曲輪町 中川町 北曲輪町 紺屋町 既橋病院 細ヶ澤町 小柳町

長岡秀子 上原八九 生方太 野村孝 桑原政 矢部莊 山部政 山下義 山田貫 八木隆 松井好 松山信 眞中山 前田中 藤井安 小松陸三

細ヶ澤町 才川町 諏訪町 細ヶ澤町 同川町 堀川町 横山町 松山病院 南曲輪町 關口外科醫院 神明町 神明町 本町 向町 榎町 北曲輪町

小林武 池元三 赤城良 青木與 青木シ 新井三 櫻井定 佐野重 坂本重 佐藤利 北川光 由利澄 柴田克 平田善 關口格 關口五郎

右の外、日本赤十字社群馬支部病院より、醫員延人員五十八人の奉仕出場ありたり。

第五節 赤痢・疫痢・痘瘡豫防

一、赤痢、疫痢豫防

赤痢、疫痢の豫防に關しては注射を施行せずして、専ら内服「ワクチン」の服用を奨励したり。特に三歳以上七歳以下の幼児に對しては、五月二日各區長各衛生組合長に依頼狀を發送し、其の實數を調査報告せしめ、最も流行期たる夏期に有效ならしむる目的を以て、六月二十三日を期し、全市一齊に左記の如く一萬百二十三人の幼児に服用せしめたり。次で同月三十日には、前年中及本年五月末日迄に發生したる患者及其の附近住民、百二戸五百七十七人に對し、豫防經口「ワクチン」を交付服藥せしめ、更に六月一日以降は患者發生の都度、患者及其の附近住民に服用せしめて之が豫防に努めたり。右使用の「ワクチン」は總て縣警察部衛生課より無料交付を受けたるものなり。

疫痢豫防ワクチン服用者調

町名	幼児數	町名	幼児數	町名	幼児數
北曲輪町	一〇二	堀川町	一〇六	向町	三八〇
桑町	九二	相生町	六九	立川町	一二五
芳町	三七八	新町	一四〇	槻町	一〇〇
中川町	一四一	相生町	一〇五	天川町	一七二
本町	六八	堀川町	三三八	田中町	三三一
石南曲輪町	二三九	堀川町	一〇六	田中町	九〇
連雀町	六八	堀川町	一〇六		
片貝町	一四一	堀川町	一〇六		
大塚軒町	三七八	堀川町	一〇六		
大塚軒町	三七八	堀川町	一〇六		
紺屋町	九二	堀川町	一〇六		
堅町	一〇二	堀川町	一〇六		



細ヶ澤町	九〇	小柳町	一五七	一毛町	五九〇	榮町	二四九
諏訪町	二〇五	清王寺町	六九九	才川町	七九〇	國領町	四九二
萩町	三六六	岩神町	七七九	琴平町	一六三	紅雲町	四五四
35前代田	一三五	36前代田	二五一	市之坪	三八	市分	一三四
六供	一四二	天川原	一六五	高田町	一八三	合計	一〇、一二三

二、痘瘡豫防

痘瘡豫防の爲未種痘者の皆無を期し、本年定期種痘終了後、各區長各衛生組合長に未種痘者、特に鮮人の調査を依頼し、七月八日市役所樓上に於て三百五人に對し、臨時種痘を施行したり。次で同月十日各區長各衛生組合長に對し、滿洲方面よりの歸來者を調査せしむる等、特に痘瘡豫防に留意せり。

第六節 健康診断及患者の早期発見

一、健康診断

大演習並地方行幸に際し、廳中全員は此の光榮ある事務に直接従事する爲、其の健康狀況を知悉し且つ適宜の措置を講ぜしむる必要を認め、五月十日健康診断を行ふと共に「腸チブス」及「バラチブス」の豫防注射を施行し、次で七月二日赤痢豫防「ワクチン」を服用せしめ、以て傳染病の豫防を期したるが、上水道水源地勤務者及其の家族に對しては、右上水道が御料用水たる關係上特に其の必要を痛感し、前記廳員に於けると同様の豫防を講じたる外、更に八月十日再び健康診断を施行し且つ糞便検査を行ひたり。

斯くて大演習の期日切迫に伴ひ、大本營を中心として三町以内の住民に對しては、特に傳染病豫防の萬全を期する爲、縣に於て關係區長の援助を求め、左表の如く健康診断及糞便検査を施行せり。尙、献上品天覽品の謹製者本市在住の百十八人に對しても、其の係員より依頼の都度市醫を派遣し、健康診断及糞便検査を実施せり。

健康診断及糞便蒐集表

町名	戸數	健康診断期日	糞便蒐集期日
曲輪町	四五〇	自十月二十三日至二十六日	自十月二十四日至二十八日
南曲輪町	五五〇	自十月二十七日至二十八日	自十月二十九日至三十一日
北曲輪町	三一六	自十月二十九日至三十日	自十一月二日至三日

二、患者の早期発見及其の處置

患者の早期発見は防疫上極めて切要の事項なるを以て、各區の衛生組合役員其他各機關の活動を促し、警察官署と協力して目的達成に努めたるが、其の實施したる事項の大様は左記の如し。

一、五月一日より各區衛生組合役員をして、一週一回區内の檢病調査を実施し、患者の早期発見に努めたるが、本年は氣候不順の關係上、相當傳染病流行の徴候ありしを以て、特に各組合役員を督勵し、疑しき者を発見したるときは即時内報せしめ、市より醫師を派遣して診断せしめたり。

一、傳染病患者の續發を防止する爲、六月一日より患者發生の都度、市より醫師看護婦を派遣し、患家の家族並附近住民の健康診断及糞便検査を施行し、以て患者の早期発見に努め、又患家及病原體保有者ありたる家並其の附近の井戸



に對しては「ツロール石灰」消毒を反復施行したり。

一、六月一日以降「腸チブス」「バラチブス」赤痢に罹り全治したる者、病原體保有者にして其の菌消失したる者に對しては、全治若は消失したる時より一箇月間、上圍の都度便池に生石灰末を撒布し且手洗に消毒薬を使用せしむることとし、之が勵行實査の爲、市吏員をして隨時患者を巡察せしめたり。

一、防疫上保菌者檢索の爲、縣に於ては前二箇年患者發生の患者並旅館、料理店、飲食店、飲食物取扱業者、接客業者及其の家族、従業員に對し、六月十日より糞便檢査を施行したり。依て本市は各區長各衛生組合役員をして之が材料蒐集を援助せしめたり。

一、傳染病患者の發生したる場合は、夜間と雖も直に前橋病院に收容し、又從來「チフテリア」患者は自宅治療を許可したるも、本年は之を收容し、消毒を嚴重に施行して萬全を期したり。

### 第七節 水質檢査の實施

保健衛生に重大關係を有する飲料水の改善に就ては、曩に上水道を完備して之が萬全を期したるも、尙、井水を使用するもの相當多數を算する實狀に鑑み、大演習舉行に際し特に水質檢査實施の必要を痛感し、群馬縣藥劑師會、各區衛生組合役員等の援助に依り、縣細菌檢査所に於て全市六千四百四十五箇の井水檢査を施行したるが、其の經過結果の概要左記の如し。

#### 一、井戸原簿の作成

三月二十日各區長各衛生組合長に對し、部内に於ける井戸數及其の所有者住所氏名の調査方を依頼し、四月一日全市の調査を完了したるを以て、市に於て之が原簿を作成し各區長宛發送せり。

#### 一、材料の蒐集及檢査

四月二十一日材料送付用新蓋付空瓶六千四百四十五箇を市内當業者より損料にて借入し各區長に發送せり。各區長は定められたる日割に依り、井戸原簿に基き役員立會の上各井水を採取し、名票紙を附著して檢査所に送付したり。但し「ポンプ」井戸に在りては、管内の井水全部を排出したる後採取したるものにして、五月二日より縣藥劑師會に於て之が檢査を開始し、市藥劑師會員十人、市吏員一人、助手三人は毎日檢査所に出張し、同月二十六日全部の檢査を終了せり。之が費用として市は一箇につき金五錢を負擔せり。

右檢査の結果飲料不適と決定したる千二百三十四箇の井戸使用者に對しては、左記通牒を發して適宜の措置を講ぜしめ且つ別記警察部長の示達に基き、該井戸入口の見易き箇所に制規の標幟を掲示せしめ、軍隊宿泊及通過に際し飲料として不適の甄別に資したり。尙、檢査成績表、檢査に従事したる藥劑師の住所氏名等別記の如し。

演發第一四一號

昭和九年七月二日

飲料不適井戸使用者宛

前橋市長

貴下使用ニ係ル井戸ニ對シ豫テ縣ニ於テ水質檢査ノ結果飲料不適ト決定セラレ候處本年ハ大演習ノ關係モ有之且ツ保健及防疫上ヨリ飲料水ニ使用スルハ不可ト被認候ニ付夫々適當ニ措置相成度此段及通知候也



演衛第四二號

昭和九年六月二十九日  
各 市 町 村 長 殿

群馬縣警察部長

飲料水ノ改善竝ニ良否標識ニ關スル件

飲料水水質検査ニ付テハ各位ノ盡力ニ依リ著々進捗中ニ有之候處陸軍特別大演習衛生事務處理規程第五十條ノ水質良否ノ標識ハ別記様式ノ木札ヲ井戸ノ見易箇所ニ揭示(釘附)セラレ度尙検査ノ結果不適ノモノニ對シテハ所轄警察署ト協力左記各項ニ依リ措置セラレ候様致度

記

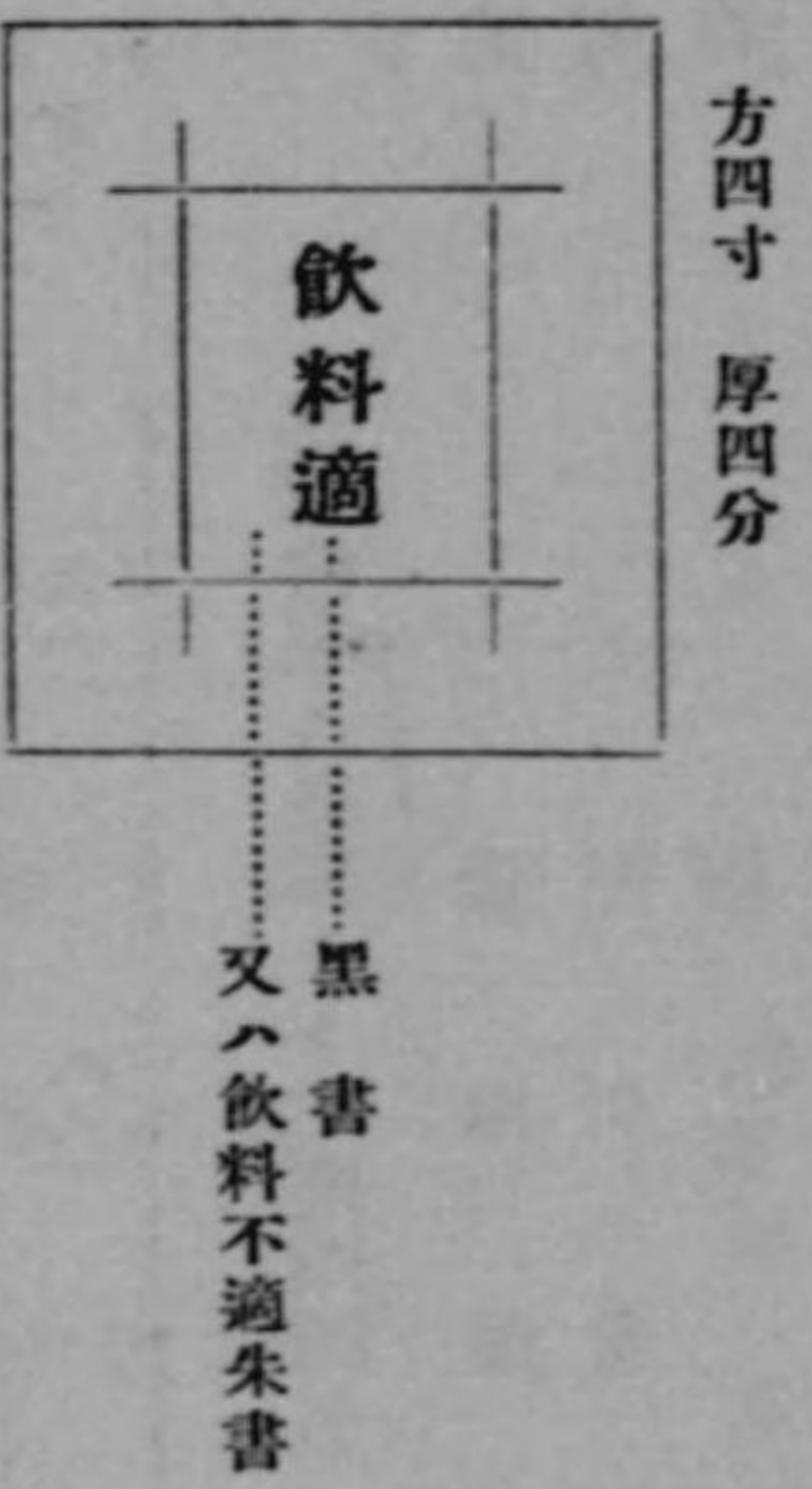
一、飲食店、料理店、宿屋其ノ他飲食物製造販賣業者ノ營業上使用スルモノニアリテハ勿論其ノ他ニ付テモ成ルヘク水道水ヲ使用セシムル様獎勵スルコト但シ濾過ノ上使用差支ナキモノハ(濾過適)ナル成績ノモノ)完全ナル濾過ヲ實行セシムルコト

二、井戸側等破損ノ爲汚水雨水ノ流入スルモノハ修理セシムルコト

三、曾テ傳染病發生シタル家ノ井戸又ハ其ノ附近ノ井戸ニシテ汚染ノ疑ヒアルモノハ「クロール」消毒ヲ行ハシムルコト

四、改善竝標識掲出ハ本年水質検査施行ノ分ニミ限ラス最近検査施行セル井水ニ付テモ實施セラレタキコト

(別記様式)



水質検査成績表

町名	検査数	適数	不適数	町名	検査数	適数	不適数
曲輪町	四二	一一	三〇	中川町	九八	九五	三
南曲輪町	一四五	六五	七九	新町	一四七	一四一	六
石川町	六六	一一	五四	細ヶ澤町	一〇二	一〇一	一
堀川町	五四	一	五三	小柳町	九八	八八	一〇
田町	五二	二七	二五	一毛町	二八七	二三六	五一
連雀町	八二	三七	四五	榮町	一五八	一四五	一三
本町	四一	一七	二四	諏訪町	一三五	一二四	一一
相生町	一九五	四六	一四九	清王寺町	四四九	四二一	二八
田中町	七七	四三	三四	才川町	三七五	三六四	一一
片貝町							



立川町	横山町	桑屋町	紺屋町	覆屋町	荳屋町	芳屋町	大塚町	天川町	琴平町	岩神町	萩町	國領町
九一	五八	三七	八八	一一二	九七	一九六	三八九	一七四	八四	四八五	二八四	二六九
八八	四九	三六	七九	一〇八	九三	一七七	三六三	一七三	七七	四七〇	二七〇	二六五
三	九	一	九	四	四	一九	二六	一	七	一五	一四	四
計	高田町	天川原	六供	宗甫分	市之坪	36前代田	35前代田	紅雲町	向町	神明町	北曲輪町	堅町
六、四四五	一九五	一一一	一三九	八四	三四	一四〇	四九	二八二	一五九	二三二	六四	七九
五、二一一	九三	七四	五七	五五	二三	八〇	九	一九七	一五五	一二九	四八	六七
一、二三四	一〇二	四七	八二	二九	一一	六〇	四〇	八五	四	三	一六	一二

水質検査ニ従事シタル藥劑師名

- 桑柳町 鈴木常愛
- 小柳町 三吉
- 清王寺町 飯野
- 中川町 立川
- 中島秀男
- 神岡
- 綿貫健太郎

- 横山町 矢端保太郎
- 曲輪町 井上政博
- 日赤支部病院 沼井壽長
- 諏訪町 新井政雄
- 連雀町 戸塚輝雄
- 本代町 川合嘉吉
- 前田町 加藤恒雄
- 堅田町 倉藤恒雄
- 細ヶ澤町 奈良良吉
- 岩神町 鈴木福三
- 立川町 小谷大樹
- 諏訪町 成田鷲雄
- 日赤支部病院 川島祐一
- 安達鋪 安達吉
- 井出武夫
- 井出武夫
- 品川忠治

第八節 蠅捕週間の實施

傳染病豫防の爲、別節所掲の如く石油乳劑の撒布に依り、蠅の發生防止を講じたるも、更に一層之が徹底を期する爲、七月五日より十一日迄蠅捕週間を實施し、市民をして特に蠅の撲滅に努めしめたり。其の關係文書左の如し。

昭和九年七月二日  
前橋市長 殿

陸軍特別大演習衛生救護係長

蠅捕週間實施ニ關スル件

今般衛生協會ト協同ニテ蠅捕週間ヲ實施スルコトナリ別紙ノ通所轄警察署長ニ指示相成候條協力之カ實績ヲ擧ケラレ候様致度此段及依頼候也

警備及衛生



(別紙)

演衛第四五號

昭和九年七月二日

各警察署長殿

群馬縣警察部長

蠅捕週間實施ニ關スル件

追々暑氣ニ向ヒ傳染病發生ノ期トナリタルヲ以テ各種豫防措置ヲ講シ之カ發生ヲ未然ニ防止スヘク其ノ一助トシテ左記ニ依リ蠅捕週間ヲ實施致候條市町村及衛生組合等ヲ督勵シ石油乳劑ノ撒布蠅捕器ノ備付其ノ他ノ方法ニ依リ蠅驅除ニ努メ所期ノ目的達成ニ努力セラルヘシ尙週間後ニ於テモ繼續之カ實施ニ留意セラルヘシ  
追テ右期間中多量捕獲者ニハ群馬縣衛生協會ヨリ賞金交付セラレ候ニ付別途送付スヘキヲ以テ該當者嚴選ノ上賞金交付ノ上結果別表ニ依リ報告セラルヘシ

記

一、期 間

七月五日ヨリ十一日迄七日間

二、方 法

1. 週間中ハ極力蠅ノ捕獲ヲ爲サシメ警察署巡查派出所巡查駐在所ニ提出セシメ最多ノ者ヨリ一等金五圓、二等金三圓、三等金二圓ヲ各署毎ニ選定賞金ヲ交付スルモノトス
2. 捕獲シタル蠅ハ七月十二日午前中提出セシムルコト

3. 提出シタル蠅ハ持參人ノ面前ニ於テ計量シ其ノ數量及住所職業氏名ヲ同日中ニ所轄署長ニ進達スルコト但シキログラム單位トスルコト
4. 捕獲成績ハ各署毎ニ第三位迄ハ順位數量、捕獲方法住所職業氏名ヲ其ノ他ハ合計數量及捕獲人員ヲ記載シ七月十五日迄ニ報告スルコト
5. 成績ノ審査ハ個人ノ捕獲シタルモノニ限り多數共同シテ捕獲シ代表者名ヲ以テ提出シタルカ如キハ賞金交付ノ爲メニスル等級ニ入レサルコト
6. 縣下ヲ通シテ最多數ヲ捕獲シタル者三名ニ特ニ左ノ賞金ヲ交付ス  
特 等 金拾圓 二 等 金五圓 三 等 金貳圓
7. 同數量ノ捕獲者ハ抽籤ニ依リ決ス
8. 週間實施宣傳印刷物ハ別途送付スヘキニ付適宜ノ方法ニ依リ至急之カ配布ヲ爲シ宣傳ニ努ムルコト

昭和九年第一回蠅捕週間成績表

署 名  
年 月 日 報

捕獲數量	順 位	住 所	職 業	氏 名

演發第一三九號

昭和九年七月三日

各區長各衛生組合長殿

警備及衛生

前 橋 市 長



蠅捕週間實施ニ關スル件

傳染病媒介ノ最モ恐ルベキ蠅ノ撲滅ヲ期シ來ル七月五日ヨリ十一日迄七日間縣下ニ齊ニ蠅捕週間實施ノ趣其ノ筋ヨリ申越有之候ニ付別紙印刷物毎戸ヘ配布之カ目的達成ヲ期セラレ度此段及依頼候

(別紙)

七月五日ヨリ七月十一日まで 蠅捕週間を實施す

病毒を媒介する蠅を驅除せよ

今秋の大演習に備へる爲傳染病の病毒を媒介する恐るべき蠅を退治する目的で左の通り各警察署毎に賞金を附して蠅捕週間を實施します成るべく澤山捕獲して十二日の午前中に警察署、派出所、駐在所へ差出して下さい各警察署毎に左の賞金を交付します

- 一等 五圓 二等 三圓 三等 二圓
- 更に特賞として全縣下の最多數捕獲者三名には二重に特賞を交付します
- 特一等 十圓 特二等 五圓 特三等 三圓

昭和九年七月 群馬縣衛生課

右捕獲週間に於ける前橋警察署管内の成績は左の如し。

蠅捕獲全數量 八五五瓦  
受賞者中本市在住者

四等 本町 落合 善吉 捕獲量 三一三瓦

第九節 石油乳劑の撒布

傳染病媒介の最も恐るべき蠅の撲滅は、防疫上の要諦にして、本市は從來毎年一回夏季に於て「蠅撲滅デー」を施行し、各戸の便所、下水、塵芥箱等に石油乳劑を撒布し、引續き毎戸に於て自發的に之が實施を督勵し來りたるが、本年は特に回數を増加し、五月より十月迄毎月三日・十三日・二十三日の三回通計十八回と定め、四月二十一日各區長及衛生組合長宛之が實施に關する依頼狀を發送せり。各區に於ては、毎回町内役員・在郷軍人會員・青年會員等の援助と、警察官及本市掃除巡視の指導監督とに依り、全市一齊に之を施行したるが、其の所要乳劑は市に於て斡旋し、前橋市實業藥劑師會製造品を購入配布し、之が代金及撒布に要したる費用は各區の負擔と定め、市よりは一回一戸につき金壹錢の割合を以て補助金を交付したり。之が撒布狀況及補助金額左表の如し。

各區別石油乳劑撒布狀況及補助金調

町名	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計	戸數	延戸數	補助金
曲輪町	二	三	二	三	二	三	一五	四五〇	六七五〇	六七、五〇
南曲輪町	三	三	一	三	三	三	一六	五五〇	八、八〇〇	八八、〇〇
石川町	二	三	一	三	三	三	一五	三五一	五、二六五	五二、六五
堀川町	三	三	三	三	三	三	一八	二〇八	三、七四四	三七、四四
田町	三	三	三	三	三	三	一八	二〇八	三、七四四	三七、四四
連雀町	二	三	三	三	三	三	一六	一五三	二、四四八	二四、四八



市	36	35	紅	琴	岩	萩	國	才	清	諷	榮	一	小	細	向	神
之	前	前	雲	平	神		領	川	王	訪		毛	柳	夕		明
坪	代	代	町	町	町	町	町	町	寺	町	町	町	町	澤	町	町
二	一	一	二	三	三	三	二	二	三	三	三	二	三	三	三	二
三	三	一	一	三	三	三	三	三	三	三	三	二	三	三	三	三
三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	二	二	一	三	三	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一七	一五	一二	一四	一八	一八	一八	一七	一七	一八	一八	一七	一五	一六	一八	一八	一六
六〇	四五	一五	七三	二二	一、一六	五四	七一	一〇	九四	三七	四二	八七	二六	一九	五六	四四
一、〇二〇	六、七六五	一、八九六	一〇、二四八	四、三〇二	二〇、九一六	九、八四六	一、一三三	一、七三三	一七、〇四六	六、六九六	七、一五七	一三、一四〇	四、一七六	一〇、二〇六	七、一五二	七、一五二
一〇、二一〇	六、七六五	一、八九六	一〇、二四八	四、三〇二	二〇、九一六	九、八四六	一、一三三	一、七三三	一七、〇四六	六、六九六	七、一五七	一三、一四〇	四、一七六	一〇、二〇六	七、一五二	七、一五二

北	豎	立	橫	桑	紺	榎	葦	芳	大	天	新	中	片	田	相	本
曲		川	山		屋				探	川		川	貝	中	生	
輪	町	町	町	町	町	町	町	町	軒	町	町	町	町	町	町	町
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	三	一	二	二	三	三	三	三	二	三	三	三	三	三	三	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一七	一八	一六	一七	一七	一八	一七	一八	一八	一七	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一七
三一	一六〇	三〇	一一	八七	二二	二一	一九	六五	六五	三三	二六	一九	二五	六五	一四	一八
五、三七二	二、八八〇	四、八四八	二、〇〇六	一、四七九	四、二六六	三、六八九	三、五二八	一、八〇八	一、一八六	六、〇六六	四、八〇六	三、五八二	四、六二六	一、八二六	二、五三八	三、二一三
五三、七二	二八、八〇	四八、四八	二〇、〇六	一四、七九	四二、六六	三六、八九	三五、二八	一一、八〇八	一一、八六	六〇、六六	四八、〇六	三五、八二	四六、二六	一一、八二六	二五、三八	三二、一三



宗甫分	二	二	二	三	三	三	一五	一一八	一、七七〇	一七、七〇
六供	三	三	三	三	三	三	一八	一九七	三、五四六	三五、四六
天川原	三	三	三	三	三	三	一八	二六二	四、七一六	四七、一六
高田町	三	三	三	三	三	三	一八	三〇四	五、四七二	五四、七二
計	一一二	一一二	一一〇	一二八	一二八	一二九	七二九	一六、七五三	二八三、七一三	二八三七、一三

第十節 患家及炭疽の標示

一、患家の標示

軍隊宿營及通過に際し傳染病の豫防に資する爲、六月一日以降發生したる患家又は現に病原體保有者ありたる家に對しては、陸軍特別大演習衛生事務處理規程及別記警察部長名通牒に基き、各區長各衛生組合長宛左記通牒を發し、十月二十五日より十一月十八日迄衆目に觸るる場所に之が標識を貼付し、又、市の主要道路入口には患家の位置を示したる圖面及患家一覽表を掲示せり。

演發第三九九號

昭和九年十月二十四日

各區長各衛生組合長宛

前橋市長

患家標識ニ關スル件

陸軍特別大演習ノ爲本年六月以降傳染病患者ノ發生シタル患家ニ對シ標示ノ必要有之候ニ付別紙標識 枚送付候間左記ニ依リ貼付相成度

追テ標示ノ件ハ特ニ陸軍ヨリ依頼有之候モノニツキ爲念附記致候

記

- 一、期間十一月五日ヨリ十一月十八日迄
  - 二、六月一日以降八月三十一日迄ニ發生シタルモノハ白色
  - 三、九月一日以降發生シタルモノハ赤色
- 尙、六月一日以降傳染病ノ發生シタル患家ニ對シテハ演習關係ノ宿舍ニ充當セサル様御配慮相成度  
別紙標識（省略）

演衛第一〇一號ノ二

昭和九年十月十一日

各市町村長殿（除、利根郡、吾妻郡）

警察部長

演習地ニ於ケル傳染病患者及井戸標示ニ關スル件

本月三日附演衛第一〇一號ヲ以テ通牒致置候陸軍特別大演習衛生事務處理規程ニ依ル標記ノ標示ハ今般陸軍ヨリ特ニ依頼有之候條左記ノ通牒示期間、形式及標示場所變更標示相成候様致度

記

警備及衛生



- 一、標示期間 十月二十日ヨリ十一月十八日迄
- 一、規程第四十八條ニ依ル傳染病患者又ハ病原體保有者アリタル家ノ標示  
六月一日以降八月三十一日迄ハ 白紙半紙半截  
九月一日以降發生ノ分ハ 赤紙半紙半截

病名	患者數
發病	月日

- 一、規程第五十八條ニ依ル傳染病患者又ハ病原體保有者アリタル市町村村落大字又ハ字ノ入口及出口ニ表示ノコト
- 一、飲用水ニシテ飲用不適ノモノト雖馬ノ飲用ニ差支ナキモノハ馬適ナル標示ヲ便宜ノ方法ニ依リ爲スコト
- 一、古井戸溜池等ニシテ危險ト思ハルモノハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ標示スルコト

二、炭疽の標示

大演習期間中は軍馬の出入多數なるべきを豫想し、炭疽豫防の爲、昭和三年以降該病の發生したる箇所には標示を要する旨、別記の如く警察部長より通牒ありたるを以て、管内該當者六人に對し左記文書を發して標識を樹立し、附近に於ける馬匹の繫留、採草、川入等を避けしめたり。

演發第三九八號

昭和九年十月二十四日

炭疽發生畜類所有者宛

前橋市長

炭疽發生地標示ニ關スル件

陸軍特別大演習ニ際シ多數軍馬ノ出入アルモノト被認候ニ就テハ發生地及其ノ近傍ニ於テ給水、採草、川入、又ハ繫留等ヲ避ケシムル爲其ノ筋ヨリノ通牒ニ依リ來ル十一月五日ヨリ貴宅地内ニ標識ヲ樹立可致候條御承知置相成度  
追テ標識ハ不日送付可致候

演發第一〇〇號ノ三

昭和九年十月十一日

前橋市長殿

群馬縣警察部長

炭疽發生地標示ニ關スル件

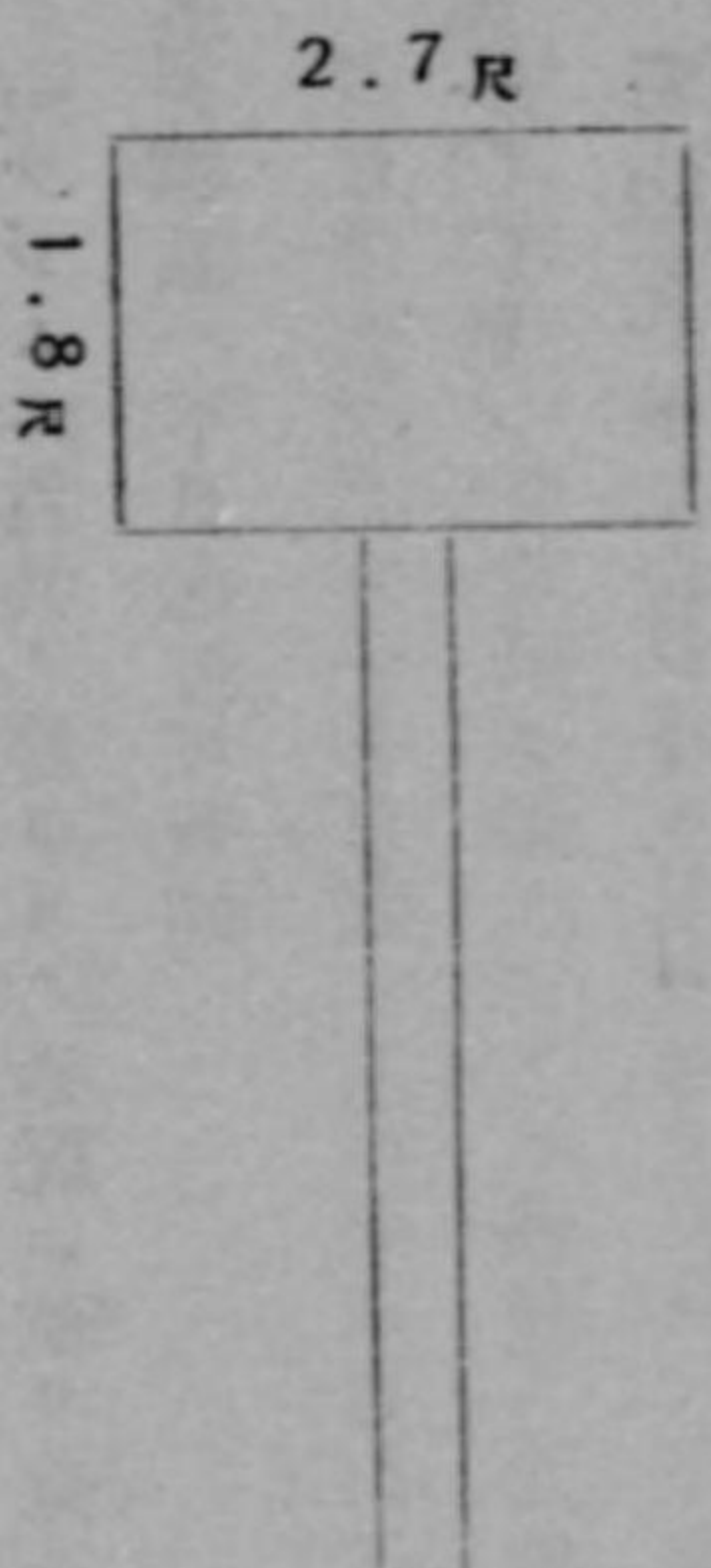
昭和三年以降其管内ニ於テ發生セル標記ノ件別紙調査表ノ通ニ有之候處來月中旬舉行ノ陸軍特別大演習ノ實施ニ際シテハ相當軍馬ノ出入アルモノト被認候ニ付テハ發生地及其ノ近傍ニ於テ給水、採草、川入、又ハ馬匹ノ繫留等ヲ避ケシムルタメ來月五日迄ニ左記標札ヲ其ノ宅地出入口ニ立テ以テ之カ豫防上遺憾ナキヲ期セララルル様致度此段及通牒候也

發生場所

警備及衛生



病畜種類名  
 種畜種類  
 性色  
 毛色  
 年輪  
 決定月日  
 所有者住所氏名  
 保管者



第十一節 狂犬病の豫防

狂犬病豫防に關しては、八月一日より五日間前橋警察署に於ける豫防注射施行に際し、各區長をして畜犬所有者に周知せしめ、其の目的達成に資したりしが、更に十月十五日前橋警察署長より左記通牒に接したるを以て、同月十八日各區長各衛生組合長宛別記通知を發送し、警察署及各區役員と協力して狂犬病の豫防と野犬の掃蕩とに努めたり。

第二七四二號

昭和九年十月十五日  
 前橋市長殿

前橋警察署長

狂犬病豫防ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ今夏五日間之ヲ實施シ各位ノ御盡力ニヨリ其ノ成績頗ル良好ナリシモ本年ハ特別大演習ニ際シ、畏クモ聖籠ヲ奉迎スルノ秋ナルヲ以テ本病豫防上ノ責任重且大ナルモノ有之更ニ左記計畫ニヨリ野犬ノ絶無ヲ計リ所期ノ目的ヲ達成致度ヲ以テ衛生組合、獵友會、其ノ他諸團體ヲ御督勵ノ上之カ施行上一段ノ努力ヲ致サレ度此段及通牒候也

野犬掃蕩實施計畫(省略)

演發第三六六號

昭和九年十月十八日  
 各區長各衛生組合長殿

前橋市長

狂犬病豫防ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ之カ目的達成ヲ期シ左記ニ依リ野犬掃蕩及豫防注射實施ノ趣ニ付區内一般ニ周知方御取計相成度

記

警備及衛生



一、畜犬繫留ノ強制

自十月十九日 至十月二十三日ノ五日間

二、無届畜犬ノ届出

自十月十九日 至十月二十日ノ二日間

無届畜犬ノ届出ヲ督勵相成度

三、野犬掃蕩

自十月二十一日 至十月二十三日ノ三日間

無届畜犬ハ警察署ニ於テ買上ヲ爲スニ依リ提供セシメラレ度

四、豫防注射

自十月二十日正午 至午後四時

畜犬ニシテ豫防注射ヲ施行セサルモノハ漏レナク實施セシメラレ度

畜犬繫留に關しては、左記群馬縣令第三十七號に基き、十一月七日各區長宛別記通知を發して、各畜犬所有者又は保管者に周知せしめ、其の趣旨の徹底に努めたり。

群馬縣令第三十七號 (衛)

狂犬病豫防ノ爲家畜傳染病豫防法第十六條第一項ニ依リ左記ノ通畜犬ノ繫留ヲ命ス

但シ口網ヲ附シ牽行スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

昭和九年十一月二日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

一 昭和九年自十一月十日 至同月十八日九日間

一 群馬縣一圓

演發第五〇二號

昭和九年十一月六日

各 區 長 殿

前 橋 市 長

畜犬繫留ニ關スル件

狂犬病豫防ノ爲左記期間畜犬ノ繫留ヲ命セラレ候條實區内畜主ニ周知方御取計相成度

但シ口網ヲ附シ牽行スルモノハ差支無之

記

繫留期間 自十一月十日 至同月十八日ノ九日間

第十二節 衛生警備隊

大本營並行在所所在地として特に完全なる衛生状態の保持を期する爲、本市は左記規程に依り市長を隊長に、助役を副隊長に、各衛生組合長を分隊長とし、各衛生組合役員及其の他の團體員七百七十六人を隊員とする、前橋市衛生警備隊を組織し、十月二十五日より十一月十八日に至る二十五日間、隊員は毎日擔任各戸を訪問して、市民の健康状態を視察し、罹病者は速に醫師の診断を受けしめ、傳染病患者の早期発見並健康増進に努め、併せて市内の清潔保持に任じたるが、隊員の異常なる精勵に依り、所期の目的を達成することを得たり。先之、此の任務の重大に鑑み調査第一日たる十月二十五



日、全隊員は、臨江閣別館に參集して「任務無事遂行祈願祭」を舉行し、式後警備隊長並警察部長よりの隊員に對する訓示に次ぎ、縣警察部長名の囑託狀を交付せられたり。其の隊員氏名別記の如し。

前橋市衛生警備隊規程

- 第一條 本隊ハ前橋市衛生警備隊ト稱ス
- 第二條 本隊ハ陸軍特別大演習並ニ地方行政ニ際シ完全ナル衛生狀態ヲ維持セシメ兼テ衛生警察補助機關トシテ衛生事務ヲ處理スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本隊ハ各區衛生組合幹部及其他ノ團體員ヲ隊員トシテ編成ス
- 第四條 本隊ハ各區衛生組合ノ區域ニ區分シ每區ニ分隊ヲ置ク
- 第五條 本隊ニ隊長、副隊長各一名ヲ置キ隊長ハ市長ヲ副隊長ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ
- 隊長ハ本隊事務ヲ總理ス
- 副隊長ハ隊長ヲ補佐シ隊長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 分隊ニ分隊長副分隊長各一名ヲ置キ分隊長ハ衛生組合長副分隊長ハ副組合長ヲ以テ之ニ充ツ
- 分隊長ハ隊長ノ命ヲ受ケ分隊ノ事務ヲ掌理シ隊員ヲ指揮監督シテ本隊ノ事業遂行ニ萬遺憾ナキヲ期スヘシ
- 副分隊長ハ分隊長ヲ補佐シ分隊長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第七條 本隊ノ本部ハ前橋市役所内ニ分隊事務所ハ各區事務所又ハ分隊長宅ニ置ク

第八條 本隊ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、道路、橋梁、堤塘、河川、溝渠、空地等ノ清掃又ハ撒水
- 二、市民ニ責任者アルモノハ其ノ督勵
- 三、清潔狀態ノ視察及其ノ督勵
- 四、救護班ノ援助
- 五、其ノ他必要ト認ムル事項
- 第九條 分隊長ハ隊員ヲシテ受持區域ヲ定メ十月二十日迄ニ各戸ニ付第一號様式ニ依リ檢病戸口調査原簿ヲ作成スヘシ但二十名以上寄宿スル工場ニ對シテハ工場主ヲシテ原簿ヲ作成提出セシムヘシ
- 隊員ノ受持區域ハ一人ニ付五十戸以内トス
- 分隊長ハ隊員ノ受持區域ニ第一班ヨリ逐次班號ヲ附シ報告蒐集其ノ他ノ便ニ資スヘシ
- 第十條 隊員ハ十月二十五日ヨリ十一月十八日迄毎日受持區域各戸ニ付健康狀態ヲ調査シ發見シタル事項ヲ漏ナク調査原簿ニ記入シ
- 第二號表ヲ作成シ午後四時迄ニ分隊長ニ報告シ分隊長ハ隊員ヨリノ報告ヲ取纏メ午後五時迄ニ隊長ニ報告スルモノトス
- 分隊長ハ警備期日終了後調査原簿ヲ取纏メ本部ニ送付スヘシ
- 第十一條 隊員前條ノ調査ニ際シ左記傳染病容疑者ヲ發見シタルト

キハ直ニ醫師ノ診察ヲ受ケシムルト共ニ本部及分隊長ニ其要項ヲ即報スヘシ  
コレラ、ペスト、腸チフス、バラチフス、發疹チフス、赤痢、(疫痢ヲ含ム)、痘瘡、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎、流行性感冒、麻疹  
貧困者ニシテ醫師ノ診察ヲ受クルニ困難ト認メタル場合又ハ診察ヲ拒ムモノニ對シテハ本部ヨリ醫師ヲ派遣ス  
第十二條 隊員ハ第十一條ノ調査ノ際各戸及其ノ他ノ不潔箇所ヲ發

見シタルトキハ清掃ヲ督勵シ常ニ清潔ヲ保持セシムヘシ  
第十三條 隊員ハ其ノ保員ヲ標示スル爲別紙雛形ノ腕章ヲ附スヘシ  
第十四條 本隊ノ事業ニ要スル第一號第二號用紙ハ本部ニ於テ負擔シ其ノ他ノ費用ハ分隊ノ負擔トス  
第十五條 隊員中特ニ功勞顯著ナル者ニ對シテハ表彰スルコトアルヘシ  
分隊長ハ常ニ隊員ノ行動ヲ注視シ本條該當者ニ對シテハ其實情ヲ詳記シタル申請書ヲ提出スヘシ

(第一號様式) 班檢病調査票

檢第	家族氏名	町	番地	業職		世帯主	年齢	要
				豫防注射	赤痢ワクチン			
計								















警備及衛生

隊員  
 神谷茂  
 長井文彌  
 中澤幸平  
 喜多山鏡吉  
 大澤廣一  
 熊木信司  
 佐山一郎  
 津久井惣次郎  
 高橋銀之助  
 倉橋新松  
 野中松太郎  
 三浦護衛  
 黒岩二郎  
 横山町衛生警備隊  
 分隊長  
 櫻井定吉  
 副隊長  
 井田武雄  
 隊員  
 杉本徳太郎  
 寶生榮吉  
 石川勘藏  
 諏訪町衛生警備隊  
 分隊長  
 藤野長次郎

八五六

副分隊長  
 丸山嘉一  
 吉田太次  
 新井丑五郎  
 菊池豊重  
 井上喜一  
 成田清太郎  
 大澤式造  
 大賀豊吉  
 西田俊雄  
 桑町衛生警備隊  
 分隊長  
 横山喜八  
 鈴木半兵衛  
 田中吉藏  
 荒木良三  
 杉村泰助  
 絲井芳太郎  
 畑田政太郎  
 百軒町、大塚町衛生警備隊  
 分隊長  
 栢野豊作  
 副隊長  
 新井保  
 隊員  
 松村可成

隊員  
 後閑清松  
 渡邊文司  
 小林竹次郎  
 増田耕作  
 森川喜三郎  
 平山仙吉  
 關口幸作  
 中島銀平  
 富岡茂朝  
 鈴木國五郎  
 坂井壬午  
 吉田清三郎  
 渡邊千代松  
 岡田錦造  
 萩原富士太郎  
 中野菊次郎  
 澤邊房吉  
 土田卯吉  
 大崎荒三郎  
 岡田喜重郎  
 星野銀造  
 石島芳造  
 上坂菊次郎

警備及衛生

隊員  
 岡田鳥治  
 關杉太郎  
 長橋貞治  
 村越角藏  
 三宅喜一郎  
 吉田繁八  
 井口友三  
 關根由尾  
 伊丹藤造  
 宮内孝太郎  
 竹井次男  
 後閑末次  
 原徳太郎  
 設樂吉次  
 新井松造  
 力丸政一  
 根岸龍司  
 大津政一  
 堅町衛生警備隊  
 分隊長  
 關敬太郎  
 副隊長  
 深町牧太  
 隊員  
 荒牧賢二

八五七

隊員  
 織茂儀十郎  
 養田雄三郎  
 高野三太郎  
 齋藤庄五郎  
 葉住鎌三郎  
 荒井甚八  
 島田一陽  
 植村幸三郎  
 曾田眞吉  
 小柳町衛生警備隊  
 分隊長  
 茂木馬吉  
 天笠才吉  
 南波可一  
 野田鶴吉  
 三宅茂八郎  
 齋田晴好  
 小見三治  
 橋爪嘉一  
 田村茂平  
 遠山甲午  
 太田又次郎  
 北爪波藏

隊員  
 細野清市  
 川合嘉吉  
 平井常吉  
 小野田昇一  
 野崎武治  
 廣島孫一  
 中村利雄  
 高橋鼎  
 本町衛生警備隊  
 分隊長  
 關根道之助  
 藤卷登  
 田村喜平  
 出澤義之助  
 吉田信一郎  
 白井政二  
 中里延治  
 山本與之吉  
 成戸定平  
 石原郷次郎  
 布川勘助







警備及衛生

同隊員

神明町衛生警備隊

分隊長  
副隊長  
員

桑子榮作  
長島吉藏  
岩崎徳太郎  
木島十次郎  
野村 極  
中田朋多郎  
中澤兵作  
宮内勳三郎  
渡邊吉之  
小林周次郎  
西澤彌五郎  
木原勝太郎  
磯田與次郎  
大澤勝平  
沼田 凌吉  
内山 惣松  
山田國貞  
高橋庄吉  
新井金次  
河井善五郎

同隊員

36前代田衛生警備隊

分隊長  
副隊長  
員

相川伸吉  
根岸辰造  
大島政治郎  
廣井蜜五郎  
松澤信一  
新井新三郎  
近藤彌藤治  
市川友三郎  
根岸利忠太  
中島龍太郎  
三川 善三郎  
岸 善八  
阿部三次郎  
西脇常吉  
小野里龜澄  
横田勝次郎  
大木敬次郎  
江口照門  
柘 久吉

同隊員

相生町衛生警備隊

分隊長  
副隊長  
員

上岡正次  
鈴木 馨  
小野里光明  
辻川友太郎  
室橋元雄  
淺田 憲  
武尾留八  
津久井省己  
津久井誠一郎  
松井久太郎  
齋藤義虎  
高橋伊三郎  
堀口 實  
菊田 猪吉  
桑山仙助  
平岩恒吉  
稻村善太郎  
眞貝定光  
佐藤代五郎  
永井良三  
平石 上

同隊員

同同同同同同同同

35前代田衛生警備隊

分隊長  
副隊長  
員

田村久次郎  
太田正之  
高野松太郎  
井上市郎  
蓮見嘉市  
泰永多兵衛  
堀越森治  
橋本兵四郎  
齋藤福太郎  
小池福太郎  
佐藤元吉  
小林 猛  
中島辰三郎  
今井巳之吉  
監持熊次郎  
小林正雄  
平松浦次郎  
小川文造  
小池太吉  
中島龜吉

同隊員

田中町衛生警備隊

分隊長  
副隊長  
員

伊東保乃麿  
池島龍象  
島倉藤平  
三宅市太郎  
松野喜三  
山田泰造  
千木良四郎  
下山龜一郎  
岡田四ツ治  
佐山重一郎  
日高忠造  
野村富士雄  
櫻井宗太郎  
鈴木清一郎  
川合晴世  
中島親之助  
加藤榮太郎  
小飯塚徳太  
内藤俊次  
山田美弘  
吉原新太郎  
落合專二

同隊員

同同同同同同同同

中山三郎  
大塚光司  
山田幸一郎  
大澤忠太郎  
赤野八百藏  
中島藤次郎  
角田愛作  
林 巳之吉  
渡邊万次郎  
永田銀次郎  
荒川銀太郎  
小熊子之吉  
千田數馬  
山田達雄  
高津徳太郎  
宮川幸次郎  
齋藤武平  
村山金治  
木村國次郎  
山崎貞太郎  
山田藤吉  
田代 至  
榊澤義政

警備及衛生







前橋市救護班内規

- 一、昭和九年陸軍特別大演習ニ際シ拜觀者其ノ他ノ傷病者救護ノ目的ヲ以テ救護班ヲ編成ス
- 二、救護班ノ編成
  1. 救護班ハ醫師一名助手及救護員若干名ヲ以テ一班ヲ編成ス
  2. 班員中醫師ハ市醫師會、助手ハ看護婦會及產婆會、救護員ハ在郷軍人聯合分會ヨリ派遣ヲ受クルモノトス
  3. 各班ニ班長ヲ置キ當該救護班ノ醫師ヲ以テ之ニ充ツ
- 三、救護班員ノ服務
  1. 班長ハ所屬班員ヲ統率シ救護上遺憾ナキヲ期スルコト
  2. 班長ハ助手又ハ救護員中ヨリ事務員一名ヲ兼務セシメ置キ所定ノ日誌ニ場所開閉日時出場班員ノ氏名傷病者ノ住所氏名傷病名其ノ他必要事項ヲ記載セシムル外救護器具材料腕章ノ整理保管ニ任セシムルモノトス
  3. 救護員ハ班ノ附近ヲ巡視シ傷病者ヲ發見シタルトキハ速ニ救護所ニ搬入セシムルコト
  4. 救護班ニ於ケル傷病者ハ應急ノ手當ニ止メ若シ重症者ナルトキハ班長ハ取締警察官又ハ市衛生係ト協議ノ上適當ナル處置ヲ爲スコト
  5. 重症患者ニシテ引取人ナキトキ又ハ傳染病患者ヲ發見シタルトキハ速ニ市衛生係ニ報告シ處置セシムルコト
  6. 班員ハ服務中所定ノ腕章ヲ左腕ニ附著シ任務終了後事務員ニ返還スルモノトス
- 四、救護所ノ場所並開閉時間ハ別ニ之ヲ定ム

救護所開設日割及勤務割表

開設日	場所	醫師名	助手數	救護員數	
十一月十日	大本營前子供公園	徳江 交次	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	六本木 久雄	三	三	
	前橋市水道部内	橋爪 興四郎	二	三	
	本町 田村松造方	豊田 宗作	三	三	
	前橋警察署内	今野 董一	三	三	
	群馬縣醫師會館内	池田 眞喜治	三	三	
	大本營前子供公園	小原 澤精	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	太田 一學	三	三	
	前橋市水道部内	太田 均	二	三	
	本町 田村松造方	岡田 濟美	三	三	
十一月十一日	前橋警察署内	錦織 正雄	三	三	
	群馬縣醫師會館内	稲葉 東	三	三	
	大本營前子供公園	太田 武兵衛	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	狩野 壽平	三	三	
	前橋市水道部内	大澤 瀨平	二	三	
	本町 田村松造方	大屋 精一	三	三	
	前橋警察署内	神田 宗一	三	三	
	群馬縣醫師會館内	神岡 邦夫	三	三	
	大本營前子供公園	狩野 眞七	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	横地 長三郎	三	三	
十一月十二日	大本營前子供公園	太田 武兵衛	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	狩野 壽平	三	三	
	前橋市水道部内	大澤 瀨平	二	三	
	本町 田村松造方	大屋 精一	三	三	
	前橋警察署内	神田 宗一	三	三	
	群馬縣醫師會館内	神岡 邦夫	三	三	
	大本營前子供公園	狩野 眞七	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	横地 長三郎	三	三	
	十一月十三日	前橋市水道部内	田中 久	二	三
		本町 田村松造方	高柳 郁三	三	三
前橋警察署内		田中 敏男	三	三	
群馬縣醫師會館内		高平 儀一	三	三	
大本營前子供公園		長崎 正平	三	三	
曲輪町勝山工場跡		平形 善壽	三	三	
前橋市水道部内		津久井 惣治郎	二	三	
本町 田村松造方		津久井 博	三	三	
前橋警察署内		長 澤	三	三	
群馬縣醫師會館内		津久井 省三	三	三	
十一月十四日	前橋市水道部内	津久井 省三	三	三	
	本町 田村松造方	田口 節朗	三	三	
	前橋警察署内	田口 林五郎	三	三	
	群馬縣醫師會館内	關口 周作	三	三	
	大本營前子供公園	關口 林五郎	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	紅雲町 乾健場	三	三	
	前橋市水道部内	前代田 龍劍會館	三	三	
	本町 田村松造方	農事試験場試作地	三	三	
	前橋警察署内	高田町中島房太郎方	三	三	
	群馬縣醫師會館内	向町 井上平方	三	三	
十一月十五日	前橋市水道部内	山田 貫一	三	三	
	本町 田村松造方	山田 貫一	三	三	
	前橋警察署内	山田 貫一	三	三	
	群馬縣醫師會館内	清王寺町 ユニオン内	三	三	
	大本營前子供公園	師範學校記念館	三	三	
	曲輪町勝山工場跡	才川町淺香製材所内	三	三	
	前橋市水道部内	野村 孝太郎	二	四	
	本町 田村松造方	野村 孝太郎	二	四	
	前橋警察署内	野村 孝太郎	二	四	
	群馬縣醫師會館内	野村 孝太郎	二	四	



警備及衛生

十一月十五日	曲輪町野山工場跡	上原	八九十	二	二
十一月十六日	大本營前子供公園	長井	安	三	三
同	曲輪町野山工場跡	藤井	安	三	三
同	前橋市水道部内	八木	隆	二	三
同	本町 田村松造方	眞中	六	三	三
同	前橋警察署内	松山	信	三	三
同	群馬縣醫師會館内	前田	忠	三	三
十一月十七日	大本營前子供公園	小松	隆	三	三
同	曲輪町野山工場跡	小林	武	三	三
同	前橋市水道部内	小池	元	三	三
同	同	三郎	二	三	三

尙、十月十六日演衛第九七號を以て、警察部長より示されたる救護班服務規程案の全文左の如し。

救護班服務規程案

一、救護員ノ心得  
 今回本縣下ニ於テ行ハセラルル陸軍特別大演習ニハ畏クモ大元帥陛下親シク御統監アラセ給ヒ皇族方ヲ始メ奉リ文武大官ノ陪觀セラルルモノ亦多數ニ上リ空前ノ盛觀ヲ呈シ此ノ千載一遇トモ申スヘキ場合ニ於テ救護員トシテ救護ニ從事スルハ誠ニ名譽此ノ上モ無ク從テ其ノ責任モ亦決シテ輕カラサルニ付服装及姿勢ヲ慎重ニシ傷病者ヲ救護スルニ當リテハ懇切ヲ旨トシ荷モ粗暴ノ言動所爲アルヘカラサルハ勿論救護員タルノ本分ヲ盡サルコトヲ希望ス

八六六

十一月十七日	本町 田村松造方	赤城	良	三	三
同	前橋警察署内	青木	與	三	三
同	群馬縣醫師會館内	新井	慶	三	三
十一月十八日	大本營前子供公園	山利	澄	三	三
同	曲輪町野山工場跡	坂本	茂	三	三
同	前橋市水道部内	北川	光	二	三
同	本町 田村松造方	柴田	克	三	三
同	前橋警察署内	佐藤	利	三	三
同	群馬縣醫師會館内	櫻井	定	三	三

二、救護班ノ統率

救護班ハ陸軍特別大演習衛生事務處理規程第三節ニ據ルノ外衛生救護係長ノ指揮ヲ受ケ左記要領ニ依リ服務スルコト  
 一、救護班長(班長ハ醫師トシ醫師二名以上ノ場合ハ年長者トス)ハ所屬救護員ヲ統率シ救護上遺憾ナキヲ期スルコト  
 二、救護員ニ事故ヲ生シ補充ヲ必要トスル場合ハ電報又電話ヲ以テ衛生救護係長ニ指揮ヲ受クルコト  
 三、救護班ノ編成  
 救護班ハ移動ト固定ト二種トシ縣及赤十字社群馬支部ニ於テ開設セル救護所ハ主トシテ移動ト爲シ郡市醫師會ノ開設スルヲ固定ト

爲シ其ノ班ノ要員醫師一名、看護婦(資格ナキ見習員ヲ以テスルモ差支ナシ)二名事務員二名人夫一名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルヘシ

四、救護班ノ行動

一、救護班ハ毎日警衛警備隊ノ行動ニ先立チ救護所ヲ開始シ演習行動又ハ一般民衆ノ離散スルヲ待テ閉鎖スヘシ  
 二、救護班ハ指定地ニ到着セハ救護所最寄ニ電話ノ有無ヲ調査シ豫メ借用方ヲ依頼シ置キ非常急報ニ備フルコト若シ電話使用ノ途ナキトキハ最寄郵便局ニ就キ電信ニテ救護班本部(衛生課)ト連絡ヲ圖リ機敏ニ處置スルコト  
 三、夜間歩哨線ヲ行進シ誰何セラレタルトキハ縣救護班タルコトヲ告ケ通過スルコト  
 四、救護班ニ於ケル傷病者ハ應急ノ手當ニ止ルコト

五、救護所ノ開設

一、救護班指定地ニ到着セハ直ニ最寄町村區長、町村吏員ノ援助ヲ求メ速ニ救護所ヲ開設スルコトニ努ムルコト  
 二、救護班ハ可成學校、寺院、民家ヲ救護所ニ利用スルコト但シ天幕ヲ用ヒテ救護所ト爲ストキハ衆目ニ觸レ易ク且出入ニ便利ナル位置ヲ選フコト  
 三、救護班長ハ救護所開設ト同時ニ所定ノ日誌ニ(記載例ニ依リ)開設日時場所等ヲ記入捺印スヘシ  
 四、救護班ハ救護所開設ト同時ニ最寄地方醫師ニ交渉シ置キ救護上遺憾ナカラシムル様計畫シ置クコト

警備及衛生

ホ、救護日誌ハ十一月二十五日迄ニ衛生救護係(衛生課)ヘ送付報告スルコト

六、救護所ノ標示

救護所ノ位置ヲ演習陪觀者演習關係員一般拜觀者軍人其ノ他ノ傷病者ニ汎ク知ラシムル爲所定ノ印刷物ヲ警衛隊及團體長等ニ配付スルハ勿論左ノ方法ニ依リ周知ニ努ムルコト晝間ハ看板及標旗夜間ハ高張提燈  
 七、救護員ノ服装及携帶品  
 救護員ハ統一上一定ノ服装ヲ爲ササルヘカラサル趣ニ付テハ全員(人夫ヲ除ク)白衣ヲ着用シ所定ノ腕章ヲ左腕ニ附スルコト、白衣ノ下ハ隨意ナルモ成ル可ク洋服ヲ用フルヲ便トス

八、救護材料

- 左記材料ヲ常ニ準備シ置クコト
- 一、救護所 標 示
  - 一、天 幕
  - 一、高張提燈 (夜間開設ノ班)
  - 一、擔 架
  - 一、毛 布
  - 一、枕
  - 一、卓 子
  - 一、輕便椅子
  - 一、バケツ
  - 一、湯 沸



- 一、コップ
- 一、洗面器
- 一、藥品及醫療器具
- 九、救護材料ノ運搬及取扱
- 救護材料ノ運搬ニ當リテハ危險ナル行爲ヲ慎ミ捷路ヲ選ヒテ指定時刻ニ遅レサル様注意スルコト
- 救護材料ノ取扱ハ兎角粗雑ニ流レ破損遺失シ易キヲ以テ救護上支

障ナキ様充分注意スルコト  
(様式)  
救護所開設場所  
同 同 日時  
同 閉鎖日時  
救護班長 氏名  
同 書記

傷病處置	一般奉拜者		軍人	住	所	氏	名	年齢
	男	女						

# 第十篇 雜 纂

## 第一章 各種團體の活動

### 第一節 在郷軍人會前橋市聯合分會

今次の陸軍特別大演習並地方行幸に際し、本市聯合分會は左記「在郷軍人活動要領」御警衛及交通管制援助要領」に基き、各般の事項に互り特に統制を保ち、不眠不休、克く奉公の至誠を致されたるが、其の屯所位置・御警衛實施表・聯合分會役員表等別記の如し。

#### 在郷軍人會活動要領

- 一、特別大演習ノ場合
  - イ、演習地トナリタル場合
  - ロ、收容等ヲ援助スルコト
  - ハ、砲兵ノ陣地進入ノ時及砲撃時ノ危險豫防ニ援助スルコト
  - ニ、其他ノ兵種ノ攻撃前進及退却等ノ場合其戰線附近ニ於ケル見

#### 物人ノ整理ニ援助スルコト

- ホ、空陸ノ連絡ノ爲メ信號設備作業無線電信及電話ノ通信所附近ノ見物人整理ニ援助スルコト
- ヘ、電話線及電信線ノ破壊又ハ盜線豫防ニ援助スルコト
- ニ、軍隊ノ通過スル場合
- イ、沿道ニ於ケル湯茶、飲馬水ノ補給ヲ容易ナラシムル如ク盡力スルコト



- ロ、落伍者及患者ノ收容ニ援助スルコト
- ハ、沿道ニ於ケル見物人ノ整理ニ援助スルコト
- 之カ爲其市町村入口附近ニ事務所ヲ設ケ擔任業務ヲ定メ置クコト
- ト
- 3. 軍隊ノ宿營地トナリタル場合
  - イ、諸給與品ノ整備交付分配ヲ援助スルコト
  - ロ、軍隊ノ宿營地ニ援助スルコト特ニ村落露營ノ場合等ニ於テ然リ之カ爲豫メ疊敷等ヲ記入セル要圖ヲ調製シ置クヲ可トス
  - ハ、軍隊ノ宿舎ニ著クニ方リ宿舎及既、砲廠、銃廠等ノ案内ニ援助スルコト
  - ニ、遅レテ到着セル者ノ案内ニ從事スルコト
  - ホ、他村落、陣地等ニ連絡スル者ノ案内ニ從事スルコト
  - 之カ爲其市町村内要點附近ニ一箇若クハ數ヶ所ノ事務所ヲ設ケ援助スルコト
- 二、地方行幸ノ場合
  - 1. 天皇陛下御臨幸及御還御ノ場合
    - イ、停車場、御道筋及御臨幸地附近ノ奉迎送人ノ整理ニ援助スルコト
    - ロ、右援助員ハ臨幸約二時間前ヨリ服務スルモノトス
    - ハ、還御ノ場合ニ於テモ同様トス
    - 之カ爲豫メ擔任業務ヲ定メ置キ從事セシムルコト
  - 2. 一般御親閱ノ場合
    - イ、停車場及御道筋ノ整理

豫メ擔任業務ヲ定メ置キ奉迎人ノ整理ヲ爲スコト

三、服務者ノ服裝

本活動ニ服務スル者ノ服裝ハ成ル可ク軍服ニシテ卷脚絆又ハ革脚絆靴若シクハ地下足袋ヲ穿ツモノトス已ムヲ得サル場合ニ於テハ青年服、若クハ外被等ヲ用フ又服務者ハ必ス會員徽章ヲ佩用シ幅約三寸ノ白布ニ「某分會」ト記シタル標幟ヲ右肩ニ附スルモノトス

御警衛及交通制限援助要領

- 一、援助ノ目的
 

在郷軍人會員ノ御警衛及交通制限援助ニ服務スルハ固ヨリ軍人ノ本分ニ鑑ミ至誠奉公ノ發露ヨリ只管 聖上ノ御安泰ヲ祈念シ奉ル爲不慮ノ事件ニ對シ警察官憲ヲ臨機援助スルニ在リ
- 二、御警衛及交通制限ノ責任
 

御警衛及交通制限等ニ關スル法規上ノ責任ハ憲兵及警察官憲ニ在ルモノトス
- 三、支部長ノ指導ト援助員ノ服務方針
  - 1. 支部長ハ會員ノ之等援助ニ關シ統轄指導スルモノトス
  - 2. 援助員ノ服務ハ所謂第二線ニ於テ一地在屯シ待機ノ姿勢ニ在リテ事故發生ノ虞アル場合又ハ事故發生ノ場合其地在屯シ責任官憲（私服憲兵及警察官憲ヲ含ム）ノ依囑アル時之ニ應シ發動シ援助スルヲ本則トスルヲ以テ右事件止ミタル場合ハ速カニ舊位置ニ復スルモノトス、故ニ豫メ一地ニ立哨之ニ服務スルカ如キコトアルヘカラス

五、服務員ノ選定要領

- 服務員ノ選定ニハ特ニ注意ヲ拂ヒ些ノ遺漏ナキヲ期スヘシ之カ爲左ノ諸點ニ著意スルヲ要ス
1. 品行方正、志操堅實ナルコト
  2. 身體健全ナルコト
  3. 本人ハ勿論血族近親中ニモ精神病者又ハ思想上注意ヲ要スヘキモノナキコト
  4. 成ル可ク既教育兵タルコト若シ所要人員ヲ充足シ能ハサル場合ハ青調終了未教育者ヲ充ツルコトヲ得
  5. 地元現住者ヲ以テ充テ出稼キシアリタル等ノ爲其人物、性行等ヲ承知シアラサルモノハ之ヲ充テサルコト
  6. 豫行演習等ニ出場スルモ生計上支障ナキモノナルコト
  7. 分會員中消防隊員ニシテ既ニ警察官憲ノ補助員トシテ依囑セラレアルモノハ之ヲ省クモノトス
- 六、服務者ノ服裝
1. 服裝ハ正規ノ軍服ヲ著用シ卷脚絆又ハ革脚絆、靴若シクハ地下足袋ヲ穿テ勲章、記章、會員徽章等ヲ佩用シ所定ノ腕章（第一篇第三章第三節參照）ヲ左上膊ニ纏フモノトス

水筒及辨當ハ成ル可ク携行スルモノトス

2. 准士官以上ノ服裝ハ隊伍ニ列セサル軍裝トシ他ハ一般ノモノニ準ス
  3. 腕章ハ支部ヨリ支給ス用済後速カニ返納スルモノトス
- 七、援助員屯所標幟ト服務要領
1. 御警衛及交通制限援助員ノ屯所ニハ銃筒哨ヲ立テ憲兵警察官憲ノ依囑アル場合直チニ之ニ應シ得ル姿勢ニアルモノトス
  - 右屯所ニハ「御警衛援助員屯所」交通制限援助員屯所」ノ標幟ヲ掲クルモノトス
  2. 屯所ニ在ル援助員ノ服務ハ小哨及下士哨ノ動作ニ準據スルモノトス
  3. 屯所ニ於テ若シモ左記各項ニ該當スル者ヲ發見又ハ豫知セハ速ニ最寄警察官憲ニ通告スルモノトス
    - イ、舉動不審ノ者
    - ロ、兇器爆發物ヲ携行スル者
    - ハ、不禮ノ言動ヲ爲ス者
    - ニ、不穩文書ノ撒布又ハ宣傳ヲ爲スモノ
    - ホ、不敬ニ互ル言動ヲ爲スモノ

御警衛及交通整理屯所位置

場 所	屯 所 位 置	電 話 番 號	氏 名	摘 要
利根川鐵橋東	紅雲町二三四	一、一〇二呼出	田 中 八 十 一	御 警 衛



利根川鐵橋西	石倉一九六	一、四八九呼出	梅山鹿造	御警衛
大本營	曲輪町三七	一、〇八六呼出	橋本鐵四郎	同
裁判所	曲輪町	一、七七二	高證人	同
師範學校	清王寺町二〇一	六一六呼出	清王寺町事務所	同
停車場	田中町七五	二五三	丸大菅原運送部	同
中學	天川原	五五四呼出	天川原事務所	同
八間道路十字路口	諏訪町一四	三〇九呼出	角田慶助	交通整理
麻屋前	桑町	四〇六	羽生田眼科	同
電車通十字路口	連雀町	七三〇	都丸自轉車店	同
新町東端十字山路	新町四五	一、二七四呼出	宮澤奎太郎	同
伊勢崎線十字山路	前代田	四〇一呼出	前代田事務所	御警衛
蠶業試驗場	前代田	四〇一呼出	前代田事務所	御警衛

御警衛實施表

月/日	區分	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十一日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十二日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十三日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合

月/日	區分	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十二日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十一日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合
十一月十三日	御著聲時	配置時期	配置場所	配置人員	受會持	大本營	前橋驛	御警衛	其他	集合















計	前橋市聯合青年團警備隊奉仕人員表						
	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日
一八	二	二	二	二	二	二	二
一八	二	二	二	二	二	二	二
一八	二	二	二	二	二	二	二
一八	二	二	二	二	二	二	二
一八	二	二	二	二	二	二	二
九	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一
合計	九〇人						

第五表 前橋市聯合青年團警備隊奉仕人員表

計	前橋市聯合青年團幹事奉仕日割表						
	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
合計	七八						

備考

- 一、毎日午前七時市役所ニ集合シ聯合團幹事ノ指揮ヲ受ケタリ
- 二、服装ハ本團警備隊ノ正服トシ聯合青年團ノ腕章ヲ附セリ
- 三、隊員ハ市役所ニ出張ノ際直ニ奉仕種別ヲ本團幹事ニ報告セリ
- 四、十一月十七日ハ青年團及青團生御親閱拜受ニ付市奉迎係員ノ補員トシテ奉仕セリ

第六表 前橋市聯合青年團幹事奉仕日割表

場所	日次	氏名	補助員	附記
信後	十日	信後 澤	第五表ノ 警備隊員	一、毎日午前七時市役所聯合團事務所ニ出張シ當日奉仕人員ノ 服装及携帶品並各人員ヲ點檢シ勤務割ヲナセリ 二、青年團員及訓練所生徒奉仕者ノ所屬團並氏名、奉仕場所等 報告ヲ了シ所定ノ箇所ニ勤務セシメタリ 三、人員ニ不足ヲ生シ或ハ時刻迄ニ出場セサルトキハ所屬團長 又ハ主事ニ通報シ所要人員ヲ出場セシメタリ 四、時々奉仕者ノ勤務場所ヲ巡視シ各係員ノ意見ヲ徴シタリ 五、奉仕日記及勤務表ノ整理ヲナセリ
小井	十一日	小井 林	二	
大澤	十二日	大澤 澤	二	
信後	十三日	信後 澤	二	
井後	十四日	井後 澤	二	
小澤	十五日	小澤 澤	二	
大澤	十六日	大澤 澤	二	
信後	十七日	信後 澤	二	
馬場	十八日	馬場 澤	二	

第七表 女子青年團員奉仕人員表 (愛國婦人會ト共同接待所)







- 四 關根イネ 吉野わか 河野益治 山下はる
- 四 國領町電車通西側(横地氏所有空地) 松村静枝 吉井まげ 近藤エイ 小松記五
- 茂木まげる 堀かづよ
- 北川ふみ 竹村せき
- 五 岩神町五間道路水源地入口 杉立ま茂 岡部いと 木村もと 終千代
- 塚越とく 加藤トク
- 六 紅雲町通西側(市川屋西側) 折原やい 中本富代 田中きやう 屋代なを
- 野口ちやう 福島まげ
- 豊國花子 六本木はま
- 七 前代田群馬縣農事試験場東方 鹽入與志 前田ミツ 小林かつ 小林みね
- 平方さと 林ハツ

### 第二章 大本營・行在所内裝飾奉仕

#### 第一節 生華・盛花

御駐轡中大本營・行在所内各室に生華・盛花を配置し、以て 天覽に供し奉りたるが、其の奉仕願及本市内の奉仕者住所氏名は左記の如し。

#### 活華盛花奉仕願

今秋當地ニ陸軍特別大演習舉行セラレ本縣廳内ニ大本營ヲ置カレ畏モ 聖上陛下ニハ統監ノ御任務ヲ以テ數日間御駐轡

ノ趣拜聞致候ニ付テハ 聖上陛下ノ御旅情ヲ御慰ムルノ微意ヨリ大本營各室へ本市並高崎市有志ノ挿セル活華盛花ヲ提出奉仕致度候間陳列方御取計相成度此段相願候也

昭和九年七月十六日

前橋市立川町七十番地

大日本華道會前橋支部長 増田浪五郎

群馬縣知事 金澤正雄殿

#### 生華種類及奉仕者住所氏名

月日	種類	住所	氏名	月日	種類	住所	氏名
十一月十日	萬年青	立川町	増田浪五郎	十一月十三日	五葉松	北曲輪町	忍足こと
	五葉松	榎町	中山シヅエ		月桂樹	曲輪町	能條操
	五葉松	石川町	野村ふさ		萬年青	石川町	中島壽枝子
	朝鮮横	曲輪町	松岡たけよ		深山松	清王寺町	駒宮はる
十一月十一日	本市内の奉仕者なし				萬年青	南曲輪町	北川たみ
十一月十二日	老松	田中町	古平芳子	十一月十四日	竹	紅雲町	中野藤太郎
	萬年青	小柳町	青木定吉		本市内の奉仕者なし		
	五葉松	清王寺町	關龜太郎	十一月十五日	同	同	同
	五葉松	小柳町	田村貞平	十一月十六日	同	同	同
	五葉松	小柳町	田村貞平	十一月十七日	同	同	同
	南天	西川宗重	西川宗重		五葉松	神明町	高山新十郎
	神代杉	千輝美美子	千輝美美子		竹	堀川町	林小四郎
	松に菊	小澤正枝	小澤正枝		五葉松	大塚町	齋藤善平
					松に菊	細ヶ澤町	磯貝孝次郎
					萬年青	曲輪町	國峯はるす



盛花種類及奉仕者住所氏名

十一月十三日	カラタスグリーニダ	堀川町	狩野浩基	ばら	横山町	石川ふみ子	
	パンダナス	小柳町	櫻井ふん	カーネーション	相生町	津久井信子	
	ドラセナ	新町	江原泰子	水仙	一毛町	關根美那子	
	小谷渡	田町	神田きみ	南天	才川町	塚田喜一	
	實著南天	新町	江原歌子	アスパラカス	荳町	石川昌子	
	ケンチャ	紅雲町	長谷川い	杉	岩神町	久保田志子	
	玉し	石川町	永井たか	鐵砲百合	神明町	落合ヨシノ	
	松し	堅町	石井みき	フエニツクス	立川町	増田ひで	
	玉し	曲輪町	大島かつ	四季咲つじ	大塚町	下川アイ子	
	杉	岩神町	野口せく	千	高田町	澁澤かん	
	ひもろ	神明町	島田よね子	杉	前代田	北爪萩松	
	鐵砲百合	諏訪町	古川きよ子				
十一月十七日							
十一月十日	君子	立川町	増田浪五郎	十一月十四日	本市外の者奉仕す	石川町	永井たか
十一月十一日	本市外の者奉仕す			十一月十五日	スウキトビー	小柳町	青木定吉
十一月十二日	バルジヤ	田中町	古平芳子	十一月十六日	センセリユム		

第二節 菊花

特別盛花種類及奉仕者住所氏名

御駐轡中大本營・行在所内に盆養菊を陳列し、以て 天覽に供し奉りたるが、其の奉仕願及本市内の奉仕者住所氏名は左記の如し。

盆養菊奉仕願

今秋當地ニ陸軍特別大演習舉行セラレ本縣廳内ニ大本營ヲ置カレ畏モ 聖上陛下ニハ統監ノ御任務ヲ以テ數日間御駐轡ノ趣拜開致シ候ニ付テハ 聖上陛下ノ御旅情ヲ御慰ムルノ微意ヨリ大本營各室ヘ本會會員ノ培養セル盆養菊花ヲ提出奉仕致度候間陳列方御取計相成度此段相願候也

追テ右菊鉢數ハ立菊八十鉢懸崖作二十鉢(内岩付十鉢、柱十鉢)ニテ多少ノ増減ハ差支無之候ニ付申添候  
昭和九年七月六日  
群馬縣知事 金澤正雄殿  
上毛好菊會長 江原 桂 三 郎

盆養菊奉仕者住所氏名

住所	氏名	前代田	前代田	西脇常吉
南曲輪町	羽島升平	同	竹島好雄	阿部勝治
同	角田省三	同	平松浦次郎	大崎喜太郎
同	生方健三郎	同	品田清作	若井源一郎
同	永井多門	同	米山正方	關 秀 次
同	木村安三郎	同	飯田一郎	丸山政吉
同	沼田淺吉	同	田 矢 辰 藏	風戸長十郎
同		同		







學校別の校舍使用狀況は左記の如し。

學 校 名	使用ノ目的	使用部分	使 用 期 間
久留万高等小學校	御警衛補助員休憩所 參謀總長宮殿下御招宴場 參謀本部總務部長招宴場	圖書室 南校舍全部及校庭 南校舍全部及校庭	十一月十二日 十一月十四日 十一月十五日
桃井尋常小學校	大本營衛兵宿舍 行在所衛兵宿舍 御 紋 菜 奉 置 所	教室十五校庭全部 教室十五校庭全部 教室 二	自十一月十三日九日 自十一月十四日五日 自十一月十三日三日
中川尋常小學校	御警衛警備警察官宿舍 群馬縣車輛本部 參謀本部車輛係員事務室及 宿舍	講堂及教室二十五 校 庭 全 部 職員室一、唱歌室一	自十一月十九日十二日間 自十一月十九日二十日間 自十一月二十日十日
敷島尋常小學校	御警衛警備警察官宿舍 群馬縣車輛本部事務室 御警衛警備警察官宿舍 群馬縣車輛本部運轉者宿舍	教室 七 教室 二 教室 七	自十一月二十日六日間 自十一月二十日六日間 自十一月二十日六日間
城南尋常小學校	御警衛警備警察官檢閱場 御警衛警備警察官宿舍	校舎全部 校舎全部	自十一月十八日十一日間 自十一月十八日十一日間
城東尋常小學校	御警衛警備警察官宿舍	教室 十九	自十一月十四日四日間 自十一月十七日四日間

第二節 大本營・行在所跡拜觀

大本營・行在所跡拜觀に關しては、別記十一月五日群馬縣告示第五百六十八號に基き、各團體長及各區長に對し、左記通牒を發送して其の部内に周知せしめ、市議員・區長・奉迎委員（市會議員及區長以外の者）には、別途の通牒を以て二十日午前中市役所に參集を求め、團體員として拜觀方を取計ひ、又市吏員は十一月二日演大第三四號縣總務部長の通牒に依り、十九日午後一時より之を拜觀せしめたり。

演發第五二九號

昭和九年十一月九日

前 橋 市 長

各區長  
消防組長  
軍人分會長  
市立各學校長  
青年訓練所主事

大本營・行在所跡拜觀ノ件

昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シ大本營又ハ行在所ニ御使用被爲在タル縣廳舍ヲ左記要領ニ依り拜觀可差許旨其ノ筋ヨリ告示相成候條（爲念及通知候也）……學校團體宛（貴部内へ周知方御取計相成度）

記

拜觀要領

（省略）

雜 纂



群馬縣告示第五百六十八號(演大)

昭和九年陸軍特別大演習並地方幸ニ際シ大本營又ハ行在所ニ御使  
用被爲在タル縣廳舎ヲ御還幸後拜觀方其ノ筋ノ承認ヲ得タリ  
拜觀要領左ノ如シ  
昭和九年十一月五日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

一期日及時間  
自昭和九年十一月二十日三日間 (自午前八時  
至同年同 月二十二日三日間 (自午後四時

月 日	午 前	午 後
十一月二十日 (第一日)	團 (前橋市内)	一 (前橋市内)
十一月二十一日 (第二日)	團 體	一 般
十一月二十二日 (第三日)	團 體	一 般

團體ハ學生、生徒、兒童、在郷軍人、青年訓練所、青年團、消防  
組其ノ他責任アル引率者ヲ有シ統制アルモノニ限ル

第三節 天覽品の陳列

今次の陸軍特別大演習並地方幸に際し、御駐紮中、大本營・行在所内に於て、畏くも 天覽の光榮を賜はりたる本市  
模型・學術成績品・産業上の謹製品(御貢上品を除く)及御著聲當日本市長より捧呈したる上表書曆本等を臨江閣に陳列し  
十一月二十七日より二十九日に至る三日間の豫定を以て、一般市民の拜觀に供したるに、市民は固より他市町村よりの拜

觀者も、意外の多數を算し、豫定の期間内には、到底其の希望に添ふこと能はざる實情に鑑み、十二月一日正午まで期  
日を延長し、前後五日間に互りて拜觀せしめたり。而して本件に關し、區長其の他各團體長等に發送したる通牒は、左記  
の如し。  
尙、曩に御聖蹟に指定せられたる臨江閣内 明治天皇行在所も、此の機會に拜觀せしめ、御聖德を追念せしめたり。

勸發第一二九九號

昭和九年十一月二十四日

前 橋 市 長

宛

天覽ヲ賜リタル物産並成績品陳列會開催ニ關スル件

昭和九年陸軍特別大演習御舉行ニ際シ畏クモ 天覽ヲ賜リ候本市物産並學藝成績品ヲ市内一般ニ拜觀セシムヘク左記ニ  
依リ陳列會開催候條貴區内一般ニ周知ノ上多數拜觀相成候様可然御取計相成度此段及通知候也

記

- 一、陳列會開催期日 自昭和九年十一月二十七日三日間 毎日 自午前九時  
至同年十一月二十九日三日間 至午後四時
  - 一、陳列會場 柳町 臨江閣及別館
  - 一、入 場 料 無 料
- 追テ入場ノ節履物整理ノ爲メ新聞紙又ハ風呂敷御所持ノコト



第四節 感謝狀及挨拶狀

一、感謝 狀

陸軍特別大演習並地方行幸に際し各種の團體が、警備・輜軍・防疫・救護・其他各般の事項に涉り、終始一貫能く本市の事務遂行を援助せられたるは深く多とする所にして、本市は之に對し感謝の微意を表する爲、各種團體に夫々左記の通感謝狀を贈呈せり。

感謝 狀 (其ノ二)

- 前 橋 消 防 組
- 帝國在郷軍人會前橋市聯合分會
- 前 橋 市 聯 合 青 年 團
- 前 橋 市 醫 師 會
- 前 橋 市 藥 劑 師 會
- 糸 井 看 護 婦 會
- 梁 瀬 看 護 婦 會
- 大 島 看 護 婦 會
- 速 看 護 婦 會
- 新 井 看 護 婦 會

各 通

田 尻 看 護 婦 會

今般陸軍特別大演習並地方行幸ニ際シ盡瘁セラレタル效績不尠依テ金一封ヲ贈呈シ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス  
昭和九年十二月四日

前橋市長 江 原 桂 三 郎

感謝 狀 (其ノ二)

- 帝國在郷軍人會前橋市第一分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第二分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第三分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第四分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第五分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第六分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第七分會
- 帝國在郷軍人會前橋市第八分會
- 帝國在郷軍人會前橋市聯合分會救護隊
- 前 橋 市 東 部 青 年 團
- 前 橋 市 西 部 青 年 團
- 前 橋 市 南 部 青 年 團